

韓国研究センター一年報

The Annual Report, Research Center for Korean Studies

2025.3 vol.25

九州大学韓国研究センター

挨拶



出水 薫（九州大学韓国研究センター長）

九州大学韓国研究センター年報第25号をお届けします。

私は昨年4月、第7代のセンター長に就任しました。それ以前は、元兼センター長の下で、副センター長を務めていました。法学研究院に所属しており、韓国の政党政治や選挙、日本の自治体政治や選挙区政治を研究しています。

九州大学韓国研究センターは1999年末に学内組織として設立され、2002年4月に文部科学省令第28号に基づく「学内共同教育研究施設」となりました。私は学内組織としての準備段階から本センターにかかわってまいりました。今や四半世紀を経て、準備段階からの参加者で、現役として九州大学に所属しているのは、私だけとなっています。つまりセンターは、四半世紀の実績の上に、世代交代と次なる展開が求められる地点にさしかかっています。

深川博史元センター長の下で、伊都キャンパスへのセンターの移転と、移転後の環境整備がおこなわれました。さらに元兼正浩前センター長の下で、所蔵資料の図書館移管や電子化、組織再編などが進められました。2024年度は、それらを踏まえ、次世代に継承できる持続可能なセンターへの移行に一步踏み出す年となったと思います。

しばしば誤解されやすい点ですが、韓国研究センターは、「韓国」（大韓民国）のみを研究する組織ではありません。センターの英語表記は、Research Center for Korean Studiesです。つまりセンターは地域研究としてのKorean Studiesを促進する組織です。この英語表記を策定する際に意識されたのは、朝鮮半島の南北両政府のみならず、「在日」や高麗人など朝鮮半島に由来する集団などを包摂する朝鮮語・韓国語圏でした。そして、それを研究するのが地域研究としてのKorean Studiesであるというのがセンター設立以来の位置づけです。九州大学は「総合知で社会変革を牽引する大学」を目指していますが、本センターは、発足時からすでに、人文・社会科学の個別専門領域を超えた、領域横断的な「総合知」を模索し探求してきたと言えます。

とはいえ、やはりセンターは、これまで朝鮮語・韓国語圏と向き合う研究＝同言語圏「を」対象とする研究が中心であったことは否めません。ただ今後は、同じ対象に共に向き合う研究＝朝鮮語・韓国語圏「と」、あるいは「で」行う研究も積極的に取り組む必要があります。そこで昨年度は「理系」部局所属のセンター教員の拡充をおこない、「文理融合」型センターの性格を強めています。

2024年度は、前年度をかなり上回る数の事業をおこないました。単独主催事業が8件、共催事業が9件に上り、単純計算では毎月、何らかの事業を実施していることになりました。10月29日には、九州韓国研究者フォーラム、ソウル大学日本研究所、ソウル大学国際学研究所と共催で、ソウル大学を会場に国際合同研究会「ポスト1965年体制」研究一日韓関係の過去と現在」を開催し、この間停滞していたソウル大学との共同研究を再開しました。また九州大学のアジアウィークに合わせ、11月7日には広く一般に公開して講演会&ミニシンポ「K-POPの時代を語る」（九州韓国研究者フォーラムと共催）を開催し、また同月9日には韓国より現

役の新聞記者と弁護士をお招きし、シンポジウム「韓国におけるメディアと人権」（九州韓国研究者フォーラム、九州大学アジア・オセアニア研究教育機構社会クラスターと共催）も開催しました。いずれも、これまでの韓国研究センターの事業の枠を超え、広く学外に開かれたかたちで実施した新機軸の企画でした。

また例年同様、外国人客員研究員として延世大の李ヘレン先生と、崇実大の白旻旼先生をお招きし、センターの研究推進に貢献していただきました。

2024年度の年報は、これも新機軸として、研究特集を組んでいます。これは現在センターが Korea Foundation の支援を受けて進めている研究プロジェクトのひとつである「ポスト1965年体制」研究プロジェクトの研究成果を掲載するものです。年報では次年度以降も、特集を組み、センターの学術的成果を発信していきます。

そして、言うまでもなく2025年は、朝鮮半島が植民地支配から解放されて80周年（日本の敗戦80周年）であり、また日韓国交正常化60周年の節目の年です。あらためて朝鮮・韓国語圏や韓国との歴史を顧みる必要があります。センターでは、すでにソウル大学との共同学術会議をはじめとして複数の事業を準備しています。したがって2025年度は、Korea Foundation や在福岡大韓民国総領事館、九州韓国研究者フォーラムなどの学外機関・団体のご支援と協力をいただきながら、前年度以上に多くの事業を推進し、日本語圏における Korean Studies の発展に貢献し、広く研究成果を国内外に発信していきます。

한국연구센터 센터장 인사

규슈대학 한국연구센터 연보 25호가 간행되었기에, 이 자리를 빌어 관계자 여러분들께 인사 올립니다.

저는 2024년 4월, 제7대 센터장으로 취임하였습니다. 그 전에는 모토카네 센터장 아래에서 부센터장을 역임하였습니다. 저는 법학연구원 소속으로, 한국 정당정치 및 선거, 일본의 지자체 정치 및 선거구 정치를 중심으로 연구하고 있습니다.

규슈대학 한국연구센터는 1999년 말 학내조직으로 설립된 후, 2002년 4월 문부과학성령 제28호에 기반해 「학내공동교육연구시설」이 되었습니다. 저는 학내조직으로 설립되는 준비단계부터 본 센터에 관여해 왔으며, 준비단계부터 참가했던 사람들 중에서 이제는 오직 저만이 현역으로 규슈대에 소속되어 있습니다. 즉, 본 센터는 4반세기에 이르는 실적을 지니는 센터로서, 이제는 세대교체와 더불어 다음으로 이어지는 새로운 전개가 요구되는 지점에 들어서고 있다고 할 수 있습니다.

후카가와 히로시 센터장 시기에 이토캠퍼스로의 센터 이전과 이전 후의 환경정비가 이루어졌으며, 모토카네 마사히로 센터장 시기에는 소장자료의 도서관 이관 및 전자화, 조직개편 등이 진행되었습니다. 이러한 기반 위에, 2024년도는 다음 세대로 이어질 수 있는 지속가능한 센터로의 이행을 위해 한 걸음 더 내딛는 해가 되었다고 생각합니다.

하지만, 오해하기 쉬운 점이기도 합니다만, 한국연구센터는 「한국」(대한민국)만을 연구하는 조직은 아닙니다. 본 센터의 영문 표기는 Research Center for Korean Studies로 되어 있습니다. 즉 본 센터는 지역연구로서의 Korean Studies를 촉진하는 조직입니다. 센터의 영문 표기를 정할 때 의식했던 것은, 한반도의 남북 양 정부 뿐만 아니라, 「자이니치(在日)」 및 고려인 등 한반도를 유래로 하는 집단 등을 포괄하는 조선어·한국어권이었습니다. 그리고 이를 연구하는 것이 지역연구로서의 Korean Studies라는 것이 본 센터가 설립 이후 계속해서 가져왔던 위치라고 할 수 있습니다. 규슈대학은 「종합적 지식을 통해 사회 변혁을 견인하는 대학」을 지향하고 있습니다만, 본 센터는 설립 당시부터 이미, 인문·사회과학의 개별 전문영역을 넘어선, 횡단적인 「종합 지식」을 모색하고 탐구해 왔다고 할 수 있습니다.

그럼에도 불구하고, 본 센터가 이제까지 조선어·한국어권 「을」 대상으로 하는 연구를 중심으로 해 왔다는 것은 부정할 수 없습니다. 다만, 앞으로는 같은 대상을 함께 바라보는 연구 = 조선어·한국어권 「과」, 혹은 「에서」 수행하는 연구도 적극적으로 수행할 필요가 있다고 생각합니다. 그러한 의미에서 2024년도에는 「이공계」 소속의 센터교원을 확충하여, 「문리융합」형 센터로서의 성격을 강화하였습니다.

2024년도에는, 사업의 수에 있어서도 전년도를 훨씬 넘어서는 사업들이 진행되었습니다. 센터 단독 주최 사업이 8건, 공동주최로 이루어진 사업이 9건으로, 단순 계산으로 생각해도 매월 하나 이상의 사업을 실시해 왔다고 할 수 있습니다. 10월 29일에는 규슈한국연구자포럼, 서울대 일본연구소, 서울대 국제학연구소와 공동으로 서울대학에서 「「포스트 1965년 체제」 연구 - 한일 관계의 과거와 현재」를 개최해, 그동안 정체되어 있던 서울대학과의 공동연구를 재개하였습니다. 또한 규슈대학 아시아위크에 맞춰, 11월 7일에는 일반 대중의 폭넓은 참여 속에 강연회 「K-POP 시대를 말하다」(규슈한국연구자포럼과 공동개최)를 개최하고, 또한 같은 달 9일에는 한국에서 현역 신문기자와 변호사를 초청해 심포지엄 「한국의 미디어와 인권」(규슈한국연구자포럼, 규슈대학아시아·오세아니아연구교육기구사회클러스터 공동개최)도 개최하였습니다. 이러한 사업들은 모두 이제까지 해온 한국연구센터의 사업 틀을 넘어서, 보다 열린 형태로 실시한 새로운 축의 기획이었습니다.

또한 이번 년도에도 그 동안과 마찬가지로, 외국인 객원 연구원으로 연세대 이헬렌 선생님과 숭실대 백경민 선생님을 초청함으로써, 센터의 연구 활동 추진에 많은 공헌을 이룰 수 있었습니다.

그리고, 말할 것도 없이 2025년은 한반도가 식민지 지배로부터 해방된지 80주년 (일본 패전 80주년) 이 되는 해이기도 하며, 또한 한일 국교 정상화 60주년을 맞이하는 해이기도 합니다. 다시금 조선·한국 어권 및 한국과의 역사를 돌아볼 필요가 있는 시기라고 할 수 있습니다. 본 센터에서는 이미 서울대학교의 공동학술대회를 포함해, 여러 사업을 준비하고 있습니다. 따라서 2025년도는 한국국제교류재단 및 재후 쿠오카 대한민국총영사관, 규슈한국연구자포럼 등의 외부 기관·단체들의 지원과 협력 속에서, 전년도 이상으로 다양한 사업을 추진하여, 일본어권에 있어서의 Korean Studies 의 발전에 공헌하고 연구성과를 국내외로 널리 발신해가고자 합니다.

2024年度 韓国研究センター教員一覧

●センター長

出 水 薫 大学院法学研究院 教授

●副センター長

辻 野 裕 紀 大学院言語文化研究院 准教授

清 野 聡 子 大学院工学研究院 准教授

●センター教員

池 田 大 輔 大学院システム情報科学研究院 准教授

古 賀 信 也 大学院農学研究院、農学部附属演習林 教授

永 島 広 紀 韓国研究センター 教授

波 瀧 剛 大学院比較社会文化研究院 教授

水 野 敦 子 大学院経済学研究院 准教授

元 兼 正 浩 大学院人間環境学研究院 教授

●助教

呉 獨 立 韓国研究センター 助教

目 次

挨拶	九州大学韓国研究センター長	出水 薫	1
2024 年度 韓国研究センター教員一覧			5
KF 事業報告：『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究			
①教育学ランチ		元 兼 正 浩	9
②経済学ランチ		水 野 敦 子	11
③歴史学ランチ		森 平 雅 彦	14
④文学・言語学ランチ		辻 野 裕 紀	16
⑤「共同研究」プロジェクト		出 水 薫	18
特集：「ポスト 1965 年体制」研究			
1 特集「ポスト 1965 年体制研究」について		出 水 薫	21
2 「ポスト 1965 年体制研究」シンポジウム： 「ゴルディアスの結び目ほどもき：2010 年以降の日韓関係の現況と展望」		朴 泰 均	25
3 「ポスト 1965 年体制研究」論稿			
「65 年体制と日韓社会運動——試論的考察——」		平 井 一 臣	37
「韓国司法が語る 1965 年体制の「ほころび」」		木 村 貴	47
「日韓関係における 65 年体制の限界と移行期正義の可能性」		緒 方 義 広	55
「盧武鉉政権の『平和と繁栄の東北アジア時代』構想と『東北アジア均衡者』論 ——『1965 年体制』との関係から——」		鄭 敬 娥	63
「65 年体制変動への抵抗と順応——新たな日韓関係の模索——」		崔 慶 原	77
「雑誌『日本のなかの朝鮮文化』とその時代： 1970 年代日本の「韓国・朝鮮観」をめぐる試論」		山 口 祐 香	85
2024 年度韓国研究センター活動			101
韓国研究センター年報 編集委員会規程			147

KF 事業報告

『世界史』の中の韓国
その構造変動に関する
総合的研究

①教育学ブランチ

「1990年代以降の日韓の教育政策を世界的潮流の中に読み解く」

代表：元兼 正浩

九州大学 人間環境学研究院 教授

近代国民国家における権力維持装置としての教育システムは、ドメスティックな側面が多分に強い。そしてドイツの社会学者ニコラス・ルーマンによれば、教育システムは成績（点数）や子どもの成長・ライフコースをメディアとし、良／否というコードで自律的に変化し自己創出している。ただ、その一方で、法、政治、経済、学問、家族などの特有なコードやメディアをもつ他の機能システムや環境とも相互作用しながら存在し、社会システムを構成している。本プロジェクトがディシプリンの異なる複数のブランチで構成されている所以でもあるが、教育学ブランチではそうした他の機能システムにも関与・介入可能な「構造的カップリング」装置の可能性も模索しながら、教育政策の歴史の変遷を読み解きたい。

特に1990年代以降にこだわるのは、新自由主義イデオロギーが台頭し、経済システムや労働市場のグローバル化の進展の影響が拡大し、世界的な潮流の大きな波は日韓両国の教育の在り方を大きく揺るがしてきたからである。その時期から新自由主義的／新保守主義的な教育改革が強力に押し進められてきている。New Public Management 型の分権政策や規制緩和が進行し、他方で政権与党による保守的な教育改革が行われてきた。両国は互いの教育政策を参照し、新たな取り組みを模索しているが、とりわけ OECD が進めている PISA（Programme for International Student Assessment）と呼ばれる国際的な学習到達度調査の結果には日韓のみならず世界各国が一喜一憂し影響を受け、OECD Future of Education and Skills 2030 プロジェクトで提示されたキー・コンピテンシーやエージェンシー概念に基づく能力やスキルの向上が教育改革の世界的誘因となっている。「能力」概念は他のシステムとの共生的シンボルでもあり、有機的関連を把握することも可能となる。

本プロジェクトではこのように教育学の立場から日韓両国の教育政策の展開、すなわち教育政策史を「世界史」的な視点で再整理し、予算の関係もあるが、最終的には、研究期間終了時に、研究成果をセンター叢書の一つとして公刊することを目的としている。

本誌前号の教育学ブランチ紹介記事で、代表の元兼は日本の教育法制・教育行政学の専攻であり、ユーラシア北東部沿岸地域の「世界史」を構築する一貫に朝鮮半島（韓国）を位置づけるという視点から学際的研究として総合的に行うという趣旨での『『世界史』の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究』という全体テーマには一定の距離があるが、教育学ブランチの共同研究メンバーは稲葉継雄（第2代韓国研究センター長：植民地教育史）名誉教授の学恩に触れている者が多いため教育史に明るく、私の想定以上に、全体テーマにそれぞれの立ち位置や研究視角から迫る内容を報告していただいている。今後、共同研究メンバーを増員したり、カウンターパートである韓国の公州大学校師範大学との学術交流を深めたりしながら、3年間の研究を蓄積していく所存であると報告した。

その通り、2024年度は共同研究メンバー以外の3名（いずれも九州大学で教育学博士号を授与された研究

者)の協力も得て、以下のような研究会を開催した。教育システムのみならず、福祉システム、政治システム、家族システムなどとの関与も大きい報告であった。

第3回目 (2024年8月)

○金龍燮 (朝鮮大学行政福祉学科 教授)

「韓国の教育福祉政策の変遷過程に関する考察—金泳三政権と金大中政権を中心に—」

教育福祉の概念はいまだ合意が成り立っておらず、担当者の教育福祉認識によってそのサービスのレベルが決まる問題も生じている。そこで韓国における教育福祉政策の導入期に当たる金泳三政権 (1993.2-1998.2) と金大中政権 (1998.2-2003.2) の様々な試みを探索する。

○田中光晴 (文部科学省総合教育政策局 専門職)

「韓国の多文化化と教師教育—ユネスコアジア太平洋国際理解教育院に着目して—」

本報告では、韓国の「多文化」に関する状況をより多層的にとらえるべく、「多文化社会」への志向が韓国社会内で一定のコンセンサスを得るまでの背景を考察する。特にユネスコアジア太平洋国際理解教育院 (APCEIU) の役割に着目する。

第4回目 (2025年2月)

○田中友佳子 (芝浦工業大学システム理工学部 准教授)

「孤児養育の科学化の日韓比較—死亡率から愛着形成へ—」

孤児養育の変遷を見る際のポイントとして、① 孤児院の院児死亡率と② 孤児の知能・精神発達に対する2つの変化がある。これらに関して、いつ、どのように問題化され、どう対応したか、日韓の類似と相違について整理し、今後の研究課題について考察する。

○李河姪 (昌信大学幼児教育科 助教授)

「中学生の仲間関係における SNS 利用の意味」

これから青年期を迎えるアルファ世代 (デジタルネイティブ—Z世代の次世代でスマートフォンが大衆化された2010年以降に生まれた世代) の韓国の中学1年生6名 (同じ学校) に対する個別面接の結果を踏まえ、ソーシャルメディアを介した仲間関係づくりをめぐる意識について紹介し、日韓の状況や世代間の意識の格差について検討する。

2025年は日韓国交正常化60年の節目だけでなく日本にとっては敗戦、韓国にとっては解放80年の節目となる。日本の教育政策についても、教師不足、不登校の増大、生成AIの影響など学校の再定義が模索され、戦後80年の総括が求められている。政治の季節、高度経済成長などの歴史的な経緯を踏まえながら、そして二国間だけに留まらない世界史的な視野から教育政策の展開についてさらなる検討を進めていきたい。

②経済学ブランチ

「世界史における韓国経済：過去・現在・未来」

代表：水野 敦子

九州大学経済学研究院 准教授

経済学ブランチは、「世界史における韓国経済の過去、現在、未来」をテーマとして活動を行った。

1つは、韓国農業の変容と現代の諸相をテーマとして、研究会を開催した。韓国の経済発展に伴い、韓国農業の直面する課題は変化している。本研究会では、茶産業の変化とその振興策、および、穀物自給率の減少とその対応策について検討を行った。

2つは、研究成果を纏めた学術誌『韓国経済研究』の発行である。ここには、上記の研究会で発表された内容をまとめた論考に加え、植民地期の日本企業家の朝鮮での事業展開を辿った論文、韓国のポスコの高い競争力の背景を探求する論文を所収した。

1. 研究会開催報告

韓国農業の変容と現代の諸相をメインテーマとして行われた本研究会では、茶産業の変化とその振興策、および、穀物自給率の減少とその対応策についての報告がなされた。

コメンテーターや、出席者の甲斐論（中村学園大学 顧問）、藤川昇悟（西南学院大学 教授）との間で、韓国農業の現状について、活発な議論が交わされた。また、今後の研究についても建設的な意見交換を行った。

- ・開催日：2025年1月25日（土）
- ・場所：九州大学西新プラザ

□プログラム

座長 水野敦子（九州大学 准教授）

14：00～14：55 第1報告 田村善弘（長崎県立大学 教授）
「韓国における茶の高付加価値化と茶文化教育」

15：00～15：55 第2報告 黄在顕（韓国東国大学校 教授）
「韓国における食糧作物の育成政策と課題」

16：00～16：30 コメント 深川博史（東海大学 教授）

16：30～17：15 総合討論

2. 学術誌『韓国経済研究』の発行

三つの論文と一つの研究ノートを所収した『韓国経済研究』を発行した。『韓国経済研究』は、日韓両国の国立国会図書館、主要大学に配布する他、九州大学図書館リポジトリに登録しオンライン公開する。

所収された論文と研究ノートの要旨は以下の通りである。

JANG Yoongoal “Colonial Experiences of Japanese Entrepreneurs: A Study on Kinzaburo Kada’s Activities in Taiwan and Korea” は、植民地台湾・朝鮮の経済基盤形成に寄与した賀田金三郎（1857-1922、以下、賀田）に関する研究である。JANG は、賀田を事例として、帝国期の日本人企業家たちが「外地」と称された海外植民地をどのように認識し、どのような理念に基づいて企業活動を行ったのかについての解明を試みた。JANG によれば、賀田は、日本国内や台湾での事業成功後、朝鮮総督府の協力下に多額の資本を投下し、初期の植民地経済において、皮革や鞣革業、鉱業、牧畜業、林業融資、不動産管理など、農業関連の多様な産業に従事した。賀田は、植民地開発の基礎を築き、その事業を次世代に継承できる形で拡大したが、これは、植民地台湾で蓄積したノウハウを基盤とした。それゆえ本稿では、賀田が、日本と台湾での経験を通じて、朝鮮に対する独自の認識を如何に形成し、その後、朝鮮で如何に、事業を展開していったのか、その過程を辿り再構成している。本研究は、同時代の企業家の事例を通して、植民地朝鮮の拡大と発展のあり方と意義を新たな視点から捉え直すものである。

安倍誠「浦項製鉄所建設における日本からの技術学習—KISA 計画から第2期建設まで—」は、韓国のポスコの高い競争力の背景を探求している。ポスコは世界有数の鉄鋼メーカーに成長を遂げ、鉄鋼調査会社 World Steel Dynamics 社が選定する「世界鉄鋼メーカー競争力ランキング」において、2024年まで15年連続で世界第1位となっている。なぜ、ポスコは高い競争力を有するに至ったのか。その要因は、ポスコが早期に先進鉄鋼メーカーの技術を吸収した点にある。1970年代初めに浦項製鉄所を建設した際には日本の鉄鋼メーカーから技術を導入したが、1980年代半ばからの光陽製鉄所は、ほぼ独力で建設を行い、短期間で技術導入の段階から脱却することに成功した。早期の技術移転成功の背景は主体的関与と体制構築にある。ポスコは製鉄所建設というエンジニアリング・プロジェクトに関わるすべての段階に主体的に関与し、かつ特定技術者を継続して配置するという体制を構築することによって、技術を効果的に学習した。その結果、第2期建設においても日本からの技術指導を受けつつも、日本からの技術指導要員を大幅に削減するとともに、設計段階への参加を拡大することに成功した。これらが、後の高い競争力獲得の背景である。

田村善弘「韓国の大学における茶文化教育と情緒的価値向上」は、茶文化教育について考察した。緑茶と緑茶飲料はチャノキの葉を加工したものを原料とするが、両者の商品的価値は異なる。緑茶が情緒的価値を持つのに対し、緑茶飲料は機能的価値を有する。このため消費拡大においては異なるアプローチが必要になる。このうち本稿では、緑茶の情緒的価値の向上に関連した、前者の緑茶の茶文化教育について、韓国の事例を中心に検討される。韓国では茶以上にコーヒーが飲用されることから、韓国の大学では、茶文化の教育科目に併設する形で、コーヒー関連科目が開設されている。また、茶だけではなく陶磁器に関する科目を併設する大学もみられる。これらから、茶の情緒的価値向上を目的とする科目構成は、関連する飲料や陶磁器関連の科目を併設することで、受講者の要望に対応していることが明らかにされる。関連分野を学びながら茶関連の資格取得を可能にすることが、受講者の茶文化への関心の向上という点で重要になっているのである。

黄在顕, 深川博史, 許華園, 高安雄一「韓国における食糧作物育成の現況と課題」は、韓国の食糧自給率の現状と方向について、分析と考察を行うものである。韓国では、米は過剰生産により在庫が増加し、市場価格が不安定化している。他方で、米以外の食糧作物は、輸入に依存し、自給率向上が課題となっている。米の過剰生産分を市場から隔離し管理する費用が増加しており、また、米以外の食糧作物の増産が課題となっている。そこで、米の生産量を調整して過剰生産対策の費用を削減し、その資源を小麦、大豆、トウモロコシなど他の穀物の生産性向上と自給率向上に投資する必要性が高まっている。この課題を解決するために、戦略作物直接支払い制度が導入され、米以外の作物の育成にインセンティブを与えている。同制度は、「食糧安保」、食糧安全保障の観点から、食糧作物の自給率向上を図る点に特徴があり、今後の政策の推移とその成果が注目される。

『世界史』の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究 事業報告（2024年度）

③歴史学ブランチ

「韓国前近代国際関係の模式化と意義の普遍化」

代表：森平 雅彦

九州大学 人文科学研究院 教授

歴史部門では、「韓国前近代国際関係の模式化と意義の普遍化」と題し、韓国の古代・中世・近世の各時代における国際関係の諸相から、特徴を抽出してわかりやすく模式化し、その史的意義を一般論点化して再評価することをめざしている。大陸王朝からの圧迫と侵略、およびこれらとの宗属関係に特徴づけられる韓国前近代の国際関係は、ともすれば近現代の主権国家の視点から、あるいは近隣の中国史や日本史の「常識」との対比から、否定的印象をもたれがちである。そして、それに対する韓国史研究側からの反論もまた、結局のところ否定論の価値基準を共有する部分があった。そうした感覚は、現代日本の市民社会においてもなお根強いものがある。

そこで本部門では、韓国前近代の国際関係をより深いレベルで洞察して、ステレオタイプな価値基準から「目線をずらす」ことで、複雑化する現在・未来の国際関係を考える「気づき」の契機としての意義を世に問うべく、一般教養書の刊行を最終目標としている。

本年度前半までの検討作業を通じて、次のような内容構成を確定させた。

I. 序論

- ①森平雅彦（九州大学教授）…趣旨説明

II. 古代篇

- ②井上直樹（京都府立大学教授）…高句麗の国際戦略
- ③同上…百済の対南朝通交と国内秩序編成
- ④植田喜兵成智（早稲田大学専任講師）…統一新羅の対外政策と高句麗・百済遺民問題

III. 高麗時代篇

- ⑤森平雅彦…高麗の天下観と国家姿勢
- ⑥同上…高麗とモンゴル帝国の関係
- ⑦豊島悠果（神田外語大学准教授）…高麗時代の文化意識と外交

IV. 朝鮮時代篇

- ⑧木村拓（中央大学准教授）…朝鮮前期の対日通交と対明関係
- ⑨鈴木開（明治大学准教授）…朝鮮中期と後金の「交隣」関係
- ⑩辻大和（横浜国立大学准教授）…朝鮮後期の国際交易体制

上記の各テーマについて担当者が一次原稿を作成し、これにもとづいて、7月29日と8月9日の2日に行われ、全員参加のもとでオンライン会議を開催、内容の討議・確認、調整をおこなった。その後、編集責任者である森平が各章を統合して全体を成型し、これをもって出版社との交渉を開始した。現在、出版社側からの指摘事項に対応して各担当者が改訂稿の作成を進めている。2、3月をめどに再度原稿を集約し、出版契約の獲得をめざす予定である。

上記の編集作業のかたわら、成果発表の一環として、12月15日に九州史学会朝鮮学部に於いて「前近代朝鮮における大陸外交の「型」形成—そしてファクターとしての日本—」と題するセッション（ミニシンポジウム）を開催し、井上、森平、鈴木が上記②⑥⑨の内容を口頭発表し、フロアと質疑をおこなった（プログラムの詳細は九州史学会ホームページに掲載 https://drive.google.com/file/d/12FR8furSSYY1gkG57cr08xey_Wux8lt/view）。

『世界史』の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究 事業報告（2024年度）

④文学・言語学ブランチ

『世界史』の中の韓国：文学や言語の観点から

代表：辻野 裕紀

韓国研究センター副センター長・九州大学 言語文化研究院 准教授

「文学／言語学部門」は、言語学、文学、思想などといった人文系の学問分野から『世界史』の中の韓国を見据えようとするものである。韓国の歴史は「大韓民国」という国家のフレームの中のみで語ることは不可能であり、国民国家という概念自体がそもそも近代の産物であることは贅言を要さない。朝鮮半島はいにしえから中華文明の至大なる影響を受け、モンゴルに支配され、日本による統治も経験した。さらに、朝鮮半島にルーツを持つ人々は〈コリアン・ディアスポラ〉と呼ばれ、世界中に拡散している。

言語や文学をめぐる諸問題を考える上でも、こうした視点は重要である。便宜上「韓国文学」、「韓国語」と一般的には称呼されるものの、韓国文学の外延を厳密に定めるのは困難である。また韓国語という言語も決して自明な存在ではなく、「韓国語」と言ったとき、それが一体「いつの」「どこの」「誰の」「韓国語」なのかということをお我々は常に問わねばなるまい。

本ブランチではかような問題意識から出立し、2年目の2024年度も、そうした問いを思索する鍵を得るため、全4回の講演会を実施した。具体的な論点としては、韓国語をより広い視座から位置付ける言語類型論、現場の翻訳者の立場から現代韓国文学を定位せんとする文学翻訳論、「世界哲学」から韓国の〈美〉を照らす思想論、祭祀文化とその様相の変容を考察する伝統文化論であった。いずれの切り口も韓国を「世界史」の中で把握し直すのに重要なものであり、またすべての講演会においてフロアとの活発な議論が展開されたことを茲に明記しておきたい。以下、その各々の概要を簡単にしたためる。

まず、2024年10月10日には、黒島規史氏（熊本学園大学准教授、記述言語学・韓国語学・メエ語）の講演「韓国語と日本語の似ているところ：古典語、方言、類型論の観点から」を行なった。黒島規史氏は記述言語学、とりわけ現代韓国語の文法論を専門とする新進気鋭の言語研究者である。安易に「似ている」と見做されがちな日本語と韓国語の文法を、世界中のさまざまなタイプの言語や方言の中に位置づけ、「本当に似ているのか」をめぐって具体例を挙げつつ丁寧に検証していくスタイルの講演で、基本的な話題からやや専門性の高いトピックに至るまで、興味深い視点が数多く示された。

次に、2024年10月26日には、翻訳家の古川綾子氏（韓国文学翻訳家）をお迎えして、講演「韓国文学の魅力」を実施した。古川氏は今年度のノーベル文学賞を受賞した韓国人作家ハン・ガン氏の作品の翻訳者でもあり、ハン・ガン氏をめぐる話題をはじめ、近年日本語圏でも注目を浴びている韓国文学の翻訳事情と、韓国文学翻訳者としての古川氏自身のこれまでの歩みなどについて貴重なお話を伺うことができた。また、記憶の記録としての文学、社会の正しさを問う文学の使命感、社会問題をテーマにしながら個人の物語をも積み上げていく韓国文学の特徴を示しながら、その魅力についても仔細に語られた。

2024年11月23日には、小倉紀蔵氏（京都大学教授、東アジア哲学・比較文明論）を招聘し、講演「世界哲学としての韓国美」を開催した。本講演では、まず支配的ヘゲモニーの世界観の優越を糾弾する「世界哲学」

というキーワードのもと、「大文明の哲学」「人間中心の哲学」「理性中心の哲学」「男性中心の哲学」に対する批判と「西洋対非西洋」という図式の解体を企図すべきとする小倉氏の問題意識が紹介された。そして、かかる「世界哲学」の観点を踏まえた上で、東アジアの中の日本と韓国の思想・哲学を比較し、それぞれの特徴について犀利なパースペクティブが提示された。なかんずく、第三の〈いのち〉という概念、美意識が刻印された日韓の言語的表現の差異、さらにはそれらに根差した根源的な意味の地平と美意識のありようなどに関して、極めて野心的な思考が展開された。

2025年1月21日には、兼若逸之氏（元東京女子大学教授、朝鮮史・日韓比較文化）をお招きして、講演「韓国の祭祀文化とその変容」を開催した。本講演は韓国の祭祀（チェサ）文化を主題としたもので、祭祀の順序、祭祀におけるさまざまな決まり、祭祀の変容などについて詳しい紹介が行なわれた。それとともに、韓国の族譜や伝統的な「作名」法など、幅広い文化的な題材についても諸々扱われた。

『世界史』の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究 事業報告（2024年度）

⑤共同研究プロジェクト

『『ポスト1965年体制』研究』

代表：出水 薫

韓国研究センター長・九州大学 法学研究院 教授

【共同研究者】

緒方 義広（福岡大学 人文学部東アジア地域言語学科 准教授）

木村 貴（福岡女子大学 国際文理学部 教授）

崔 慶原（常葉大学 外国語学部 教授）

鄭 敬娥（大分大学 教育学部 教授）

平井 一臣（鹿児島大学 名誉教授）

山口 祐香（神戸大学 特任助教）

山田 良介（九州国際大学 現代ビジネス学部 准教授）

【本プロジェクトの概要】

※本号の特集を参照のこと。

【2024年度の活動】

2024年度は、かなり精力的に各種の活動をプロジェクトとしておこなった。

定例的な研究会は、5月18日、6月15日、7月6日、10月19日に実施し、プロジェクト参加研究者が個別に報告をおこなった。

また、10月29日には、九州韓国研究者フォーラム、ソウル大学日本研究所、ソウル大学国際学研究所と共催で、ソウル大学において国際合同研究会「『ポスト1965年体制』研究—日韓関係の過去と現在」を開催した。

さらに11月9日に、九州韓国研究者フォーラム、九州大学アジア・オセアニア研究教育機構社会クラスターと共催で、九州大学アジアウィーク企画シンポジウム「韓国におけるメディアと人権」を開催した。

年報25号の特集として、本プロジェクトの中間的な成果を掲載している。

特集

「ポスト 1965 年体制」
研究

特集

「ポスト1965年体制」研究について

出水 薫（九州大学韓国研究センター長）

1965年6月22日に、大韓民国（以下「韓国」）と日本国の両国政府は、日韓基本条約を調印¹⁾した。これにより両国は正式な国交関係を樹立した。

2025年は条約締結60周年を迎える。この間、条約自体は改定されていない。しかし日韓関係の総体は、大きく変化した。条約を基盤としつつも、両国関係の変化と現状を、歴史的に位置づける必要がある。より具体的に述べれば、条約締結時の日韓関係の延長線上で捉えることが可能な時期と、まったく異なる段階に移行した時期とに、大別する必要があるのではないか。

そもそも「1965年体制」という用語自体は、日本語圏の韓国研究者の間ですでに使われている。例えば木宮正史『日韓関係史』においては、「1965年体制」について次のように言及している。「基本は安全保障と経済協力」「日韓交渉は、日本が韓国を支配したという歴史を、その期間に日韓間を移転した経済的価値の原状回復を図るという方法で清算しようとしたもの」「それに経済協力という名目を被せて、それを手段として共産主義の脅威に対抗して日韓の安保を確保しようとした」「安保と経協を優先させることで歴史の清算が後継に退いた」²⁾。また木宮は、李鍾元ほか『戦後日韓関係史』の分担執筆部分において、次のようにも言及している。「アジア冷戦の激化に伴う反共自由主義陣営の結束を強化するために「外発的に」要請されたもの」「冷戦によって日韓が再び「結び付けられた」」³⁾。

また浅羽祐樹は「1965年体制」について、上記の李鍾元ほか『戦後日韓関係史』の分担執筆部分において、次のように言及している。「国交正常化時の条約、協定、交換公文などのテキスト群だけで完結しているのではなく、その後の両国政府間の外交実践の積み重ねと、日韓パートナーシップ宣言（98年）や総理談話など新たなテキスト群も含んでいる」⁴⁾。

以上のような「1965年体制」の用法が示唆するのは、冷戦期における日韓関係は、「政府財界次元の単層的」「政治経済だけの限定領域のもの」「市民社会間関係は希薄で脆弱なものでしかなかった」⁵⁾ことを示唆している。逆に言えば、冷戦終結を前後する時期から今日にいたる期間において、そのような日韓関係は過去のものになったと言えるだろう。

端的に言えば、今日における日韓関係は、政府間関係や経済協力関係に留まらず、多分野の交流を包括する水平的・多元的・多面的なものになったと言える。そのような変化を象徴する画期は、おそらく1998年の「小淵・金大中パートナーシップ宣言」⁶⁾であったと言えるだろう。

以上のような問題意識の下、韓国研究センターと九州韓国研究者フォーラムは、3年前から「ポスト1965年体制」研究プロジェクトを開始した。さらに、このプロジェクトは2023年度から Korea Foundation の支援を受けている韓国研究センターの「世界史の中の韓国」研究の一部に組み込まれ、現在進行中である。本特集は、同プロジェクトの中間報告である。

注

- 1) 条約は外務省のサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S40-237.pdf>) を参照のこと。
- 2) 木宮正史『日韓関係史』岩波新書 (2021年)、64ページ。
- 3) 李鍾元・木宮正史・磯崎典代・浅羽祐樹『戦後日韓関係史』有斐閣 (2017年)、83ページ。
- 4) 前掲書、252ページ。
- 5) 木宮、前掲書、101ページ。
- 6) 宣言は外務省のサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page1_001262.html) を参照のこと。

「ポスト1965年体制研究」シンポジウム

九州大学韓国研究センター研究事業 『『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究』

九州大学韓国研究センター×九州韓国研究者フォーラム
共同研究プロジェクトシンポジウム

「ポスト1965年体制」研究

主 催：九州大学韓国研究センター、九州韓国研究者フォーラム
日 時：2024年2月29日（木）18：00～20：00（17：30受付開始）
場 所：JR博多シティ会議室 9階会議室2
後 援：韓国国際交流財団

講 演：朴泰均（ソウル大学 国際大学院 教授）
「고르디우스의 매듭풀기：2010년 이후 한일관계의 현황과 전망」
（ゴルディアスの結び目ほどもき：2010年以降の日韓関係の現況と展望）

指定討論：崔 慶原（常葉大学 外国語学部 教授）
司 会：木村 貴（福岡女子大学 教授）

主催 九州大学韓国研究センター、九州韓国研究者フォーラム 後援 韓国国際交流財団
九州大学韓国研究センター研究事業
「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」

定員50名
先着順
逐次通訳あり

九州大学韓国研究センター×九州韓国研究者フォーラム
共同研究プロジェクトシンポジウム

「ポスト1965年体制」研究

日時 2024年2月29日(木)18:00~20:00(17:30受付開始)

場所 JR博多シティ会議室 9階会議室2 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街1番1号
JR博多シティ9F(博多駅直結)
TEL:092-292-9258

申込先 URL若しくはQRコードよりお申し込みください。

<https://forms.gle/MX9kASXGSiKS3gAh7>



◆ 講演 朴泰均(ソウル大学 国際大学院 教授)

「고르디우스의 매듭 풀기 : 2010년 이후 한일 관계의 현황과 전망」
「ゴルディアスの結び目ほどき: 2010年以降の日韓関係の現況と展望」

◆ 指定討論 崔慶原(常葉大学 外国語学部 教授)

講演者紹介

朴泰均(パク・テギョン)

1966年生まれ。ソウル大学国際大学院教授。専門は韓国近現代史。
主な著作に『ベトナム戦争』(2023)『パク・テギョンのイシュー韓国史』(2015)、
『事件から読み解く大韓民国』(2013)など多数。



◆ お問い合わせ 九州大学韓国研究センター TEL:092-802-2027 E-mail:intlkrcks.uok@jimu.kyushu-u.ac.jp

※本シンポジウムは、韓国国際交流財団による助成を受け現在進行中の研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一環として開催されます。

「ゴルディアスの結び目ほどき：2010年以降の日韓関係の現況と展望」



朴泰均*

司会：司会は私、福岡女子大学の木村が担当いたします。よろしくお願いいたします。それでは、主催者からごあいさついただきます。まずは九州大学韓国研究センターの元兼センター長、よろしくお願いいたします。

元兼：皆さん、こんにちは。九州大学韓国研究センター長の元兼と申します。私は毎回この会にびっくりさせられています。一応名目としては九州大学韓国研究センターとの共催となっておりますが、事実上は九州韓国研究者フォーラムのやはりネットワークの強さといえますか、毎回本当にビッグネームを招聘されていて、今回はソウル大学から朴泰均先生が本当にお見えになるとは思わず、非常にうれしく思っています。

私がセンター長に就任した一昨年の夏、ソウル大学に突然お邪魔したのですが、快く受け入れていただきまして、ごあいさつさせていただいたことがあります。その時に、先生は九州大学ともご縁があるということで、ぜひその後も九州地区といろいろな形でネットワークを築きたいというお話をさせていただきました。今日はこういう機会を頂き、とてもうれしく思っています。

また、朴先生が中心となって運営されている「世界韓国学コンソーシアム」という、ハーバード大学やロンドン大学などそうそうたる大学の韓国研究センターの集いがあります。一昨年の夏に一緒にソウルを訪問した本学の学生が、東ベルリンの自由大学で発表した際に朴先生からいろいろなアドバイスを受け、多くの刺激を受けることによって博士論文としてまとめ、今、大学に就職できています。今日は研究的にも本当に力のある方のお話を聞いて、我々も多くの刺激をもらいたいと思っています。今日はどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

司会：元兼センター長、ありがとうございました。それでは、共催のもう一つの団体である九州韓国研究者フォーラム代表の出水薫先生にお願いしたいと思います。

出水：こんにちは、出水です。ただいま、元兼センター長からもお話がありましたが、私も朴泰均さんをお招きできることを非常にうれしく思っています。個人的には恐らく20年近く存じ上げていると思います。もちろんそれほど頻繁にお目にかかるわけではありませんが、先生とは折に触れてお会いして、いろいろな研究会やプログラムでご一緒する機会がありました。

ご存じの方は多いと思いますが、朴泰均先生はやはり韓国における現代史研究、現代政治研究の第一人者

* ソウル大学国際大学院教授。専門は韓国近現代史。主な著作に『ベトナム戦争』（2023）『パク・テギョンのイシュー韓国史』（2015）、『事件から読み解く大韓民国』（2013）など多数。

です。本来であればもう少し多くの方にぜひ聞いていただきたいのですが、今日は平日のこの時刻ということで、残念ながらご参加くださっている方はそれほど多くありません。ただ、内容としてはやはり日本国内ではなかなか聞けない高い水準が期待できると思います。

また同時に、今日は討論者として崔慶原先生が来てくださっています。元々は九州大学韓国研究センターに所属しておられたこともありまして、我々のプロジェクトやネットワークでも重要な役割をしてくださっています。そういった意味では非常に充実したものになるのではないかと私も楽しみにしていますので、よろしくお願ひします。(拍手)

司会：出水先生、ありがとうございます。それでは朴先生のご報告に入る前に、私から朴先生のご紹介を簡単にいたします。朴泰均先生は、先ほど出水先生からもご紹介がありましたが、九州大学ともかなり縁の深い先生です。個人情報になりますが、1966年生まれで民主化運動なども活発にされたとお話を伺っています。ソウル大学の学部を出られまして、ソウル大学の大学院で博士課程を終えて学位を取られ、その後、ハーバード燕京研究所に、先ほど伺ったところトータルで3年いらっしゃったそうです。九州大学の韓国研究センターには2005年12月から2006年3月までいらっしゃいました。その時に私もいろいろと個人的にご指導いただいた記憶があります。

また、韓国のメディア、雑誌の諮問委員や編集委員なども歴任されていて、ご著書は後ほどスライドでご紹介があると伺っています。これから現代史、日韓関係について韓国の視点から今日はお話ししていただけるということですので、楽しんで聞きたいと思います。それでは朴先生、よろしくお願ひします。

朴：本日はお招きいただきましてありがとうございます。私は日韓関係に関連したものと、60年代の金鍾泌氏を主に研究してきました。先日、日韓関係についての講演の依頼を頂いた際には、非常に悩みました。そして悩んだ結果、この「ゴルディアスの結び目」という題目をつけました。出水先生がおっしゃいましたように、私は韓国現代史を主に研究してきました。最近では、ベトナム戦争研究の延長線上で研究を行っているのですが、日韓関係は常に私にとって重要なテーマでした。こちらは私の紹介写真です。

最も当惑した出来事といえば、2023年の尹錫悦大統領の提案でした。私が「ゴルディアスの結び目」という題目を付けたのは、ゴルディアスの結び目を切る場面を描いた、この絵から着想を得たためです。ゴルディアスの結び目にはいろいろな説がありますが、一般的には「絶対にほどけないもの」を意味しています。古代神話によれば、アレクサンドロス大王がこの結び目を見て絶対にほどけないと思ったため、切断してしまったのだといいます。

尹大統領の提案は、「結び目がほどけないと思ったため、一刀両断した」というエピソードに似ています。もしかすると、解決できない問題を一気に解決できる効果的な方法ではないかと思います。私のように福岡を第3の故郷だと思っていて、日本が好きな人間からすれば、日韓関係がよくなることに対して反対する理由は全くありません。しかし、これが日韓問題を解決する適切な方法だったのかという点は、問題提起をせざるを得ません。

日本でもこのような表現がなされるのかは分かりませんが、おおよそ韓国の知識人たちは、尹錫悦大統領の提案によって日韓関係が改善された場合、韓国市民社会には不満が残り、日本市民社会には不安が生じるという表現を使います。韓国市民社会における不満は推測できると思いますが、日本市民社会での不安というのは、「韓国で政権交代が起きたらまた状況が変わるのではないか、果たしてこれがいい方法だといえるのか」というものです。そうしますと、なぜこのような状況に至ったのか、そして、このような大転換が必要だったのか顧みる時期に差し掛かっているのではないのでしょうか。

日韓関係は、すでに90年代以降に大きな変化を経ました。日韓関係は良好なスタートを切り、河野談話と村山談話は日韓が歴史問題にて解釈の一致を見られるのではないかという希望を与えてくれました。また1998年の日韓共同宣言は、日韓関係に1つの転換点をもたらしました。もちろん日韓共同宣言の際には漁業協定において問題が生じ、いまだ解決できていない状況ではありますが、日本大衆文化の開放が実現されました。現在の韓国ドラマや韓国映画の流行は、80年代初めの香港ノワール映画、そして90年代の日本大衆文化の影響を受けていると思っています。日中韓シャトル外交が始まり、相互訪問客数も急増しました。個人的には、自宅の目の前に居酒屋や中華料理店ができたことで、世の中の変化を体感しました。昨夜もその居酒屋に行って来ました。

このようにいいムードが形成されたにも関わらず、なぜ昨今の日韓関係が最悪の状態に至ってしまったのか考察することが重要だと言えます。歴史を勉強していると、機会と危機は一瞬にして変わるということを痛感します。実際に韓国は日本の植民地支配からの解放という機会を得ましたが、それが分断や戦争という危機へと繋がり、分断という危機は逆説的に経済成長をもたらしました。日本も70年代から80年代にかけて高度経済成長を経験しましたが、プラザ合意後の90年代には危機に追い込まれました。韓国は60年代末、70年代末、90年代末と3度の経済危機を経験しましたが、それらの時期は経済的に見ると好況期でした。私は「あれほど多かったドルはどこに行ったのか」というタイトルで論文を書いたこともありますが、韓国は経済発展を果たし好況期を迎えた後に、危機に瀕してきました。

日韓関係も例外ではありません。90年代半ば以降、日韓は「韓流」という文化的な波に乗り両国関係を改善させる大きなチャンスを得たにもかかわらず、むしろ最悪の関係へと変化するという、機会が危機になる状況に直面しました。なぜこのような状況に至ったのか。日韓関係がゴルディアスの結び目となった理由を5つに分けて考察します。

逆説的ではありますが、日韓関係がこじれた第1の理由は、日朝関係の悪化だと考えます。特に北朝鮮による日本人拉致問題は、日韓社会の認識の差を顕在化させました。

事の起こりとなったのは、2002年9月17日の小泉元首相の北朝鮮訪問です。なぜ日付まで覚えているのかというと、妻の誕生日だからです。ディナーのことを考えていたところ、いきなり小泉首相が北朝鮮を訪問したとの報道があり、非常に驚いたものです。

北朝鮮による日本人拉致問題は、個人的には非常に深刻な問題であると考えています。10年前のことになりますが、韓国の大統領候補に助言を求められたことがありました。今後の政治路線についてどのような哲学を持ち、どのようなスローガンで行くべきか尋ねてきたのです。私は、冷戦期の「国家の安保」という観点ではなく、今後は「個人の安保」という観点が最も重要になると回答しました。現在、国家は個人の安保に対し責任を負っていない状況です。北朝鮮が日本の民間人を拉致したことが犯罪であるのは間違いありませんが、日本という国家が日本人の安保、つまり個人の安保を守れなかった側面も存在します。韓国も、数年前に起きたセウォル号沈没事故や梨泰院事件を見ればわかるように、国家は個人の安保に責任を果たしていません。このような側面から見ますと、新自由主義的国家である韓国社会と日本社会は、「個人の安保」という問題を巡り、共通の認識を持つ重要な機会を得ていたといえます。

ところが韓国側の世論は次のようでした。拉致問題は果たして本当に重要な問題なのか？日本が植民地時代に韓国へ与えた被害よりも大きいといえるのか？なぜ日本はこれほどまでに被害を訴えるのか？植民地時代にはさらに酷いことをしておきながら…。このような認識は、日本市民社会にとってはショッキングであるといえます。なぜなら植民地時代の問題とは異なり、新自由主義が息づく現代における国家と個人問題は日韓両国の市民社会が共有できる部分でありながらも、認識の共有には至らなかったからです。日本側の報

道を直接確認できたわけではありませんが、北朝鮮の拉致問題に関して当時の日本政府が安保面でいかなる議論を進めていたのかは気になるところです。基本的にこの拉致事件というのは、歴史問題に現在の問題が絡まった結果、本来両国の市民社会が共有しうる認識や意識をうまく分かち合えなかった事実を示すものだといえるでしょう。

ここに核・ミサイル問題が台頭したことで、日韓の間ではさらなる認識の差が生まれました。2006年の盧武鉉政権時に、北朝鮮は日本に向けてミサイルを発射しました。今でもよく覚えているのですが、当時私の研究室に所属していた日本人留学生が「韓国は危険だから早く日本に帰ってこい」と母親から電話があったというのです。私は「北朝鮮は日本にミサイルを撃つことはあっても韓国には撃たないから大丈夫、むしろ韓国に来てもらいなさい」と伝えました。もちろん、近ごろの状況はまた異なっています。今年の1月に金正恩氏が能登半島地震への見舞い電報を岸田首相に送った一方で、金正恩氏と金与正氏は韓国との統一政策の放棄を宣言しましたので、今は日本に戻ってもらった方がよさそうなところです。いずれにしても、この北朝鮮問題こそが、2000年代に入り日韓関係のゴルディアスの結び目を複雑化させた最初の要因であるといえます。

第2の結び目は歴史問題と関連しています。とりわけ2005年に日韓会談に関する外交文書を公開したことが、解けない第2の結び目を作るきっかけとなったといえます。文書の公開は、研究者にとっては嬉しいニュースでした。当時、日本政府は文書を全て公開したわけではなかったため、韓国政府が文書全体を公開した点はよかったといえます。ただし、文書の公開が、歴史問題の「もつれ」を生むきっかけとなってしまったのです。

関連文書が公開される直前の2004年には日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会がつくられ、2005年には親日反民族行為真相糾明委員会がつくられました。それ以前は、韓国が心からの謝罪を求め、それに対し日本が反発する程度の反応しか出ていなかったものが、文書公開以降は歴史問題が現在の問題と結び付いてしまったのです。歴史問題が解決していなくても、日韓は互いに協力していくという基本的な前提が2004年までは存在していたのですが、2004年以降は歴史問題の解決が見られない場合、現在の問題においても日韓は協力できないという路線に変化しました。ご存じのとおり、その後、韓国の法院による判決が複数出たことで、韓国における日本企業の財産問題も提起され、現在の懸案へと繋がることとなります。

私は文在寅政権時の2020年と2021年、大統領直属の政策企画委員会で団長¹を務めました。結果的には2021年に青瓦台の方々と意見が衝突し組織を離れたのですが、その時にやはり教授は研究をすべきであって、政治は行うべきではないと感じました。青瓦台は青瓦台で外務省や日本大使館と議論を行い、また私も個人的に日本大使館の方々と議論を行っていたのですが、ある大使館の方から「大統領なら法院の判決を覆せるのではないか。大統領に会って、直接要求してほしい」と言われたことがあります。それに対し私は「日本は首相に要求すれば判決が変わるのか？」と聞き返しました。その方の強い焦りを感じたと同時に、異常な状態が続いていることを実感した出来事でした。

当時、私が青瓦台から聞いた話では、文政権が外務省に出した提案は、尹大統領が昨年出した提案と大差ないとのことでした。法院の決定は変更不可であるため、ひとまず財産の一部を韓国政府・法院が差し押さえた後、それを韓国企業が買収し返還する方法を韓国政府が提案し、外務省ともかなり議論を進めたそうです。ところが、これもあくまでも聞いた話ではあるのですが、最終的に総理室がこれを受け入れなかったとのこと。当時の案については、ともすれば尹政権が昨年提示した解決案より現実的ではないかと思っています。というのも、尹政権が出した解決策は法院にて棄却され続けているからです。文政権の提案は、文

1 政策企画委員会・未来政策研究団長

政権と安倍政権の相互に対する信頼度や認識をよく表すものだったのではないのでしょうか。もしかしたら、安倍政権の立場からすると文政権が左派かつ信頼できない政府であったため、そのような政府とは協力できないとの認識があった可能性もあるかと思えます。

しかし、最近のコラムで綴った内容であり、また尹政権の発足以来、私が主張し続けていることでもあります。韓国現代史、もちろん世界史全体が該当するのですが、右派政権は左派の政策を、また左派政権は右派の政策を講じなければ成功できません。なぜなら、右派政権が右派の政策を進めれば左派が反対し、左派政権が左派の政策を進めると右派の反対を受けてしまうからです。盧武鉉大統領の言葉の中で非常に印象的な言葉があります。「自分は左のウインカーを出しながら右折した」というものです。左派政権でありながらも、自分が米国とのFTA締結を行った、と。実際にそれが左派勢力を守る大きな役割を果たしたのです。例としては、李承晩の農地改革、朴正熙の医療保険改革、盧泰愚の中韓外交樹立、ニクソンの中国訪問が挙げられます。

私は、日韓関係の改善は左派政権が進めるべきだと考えます。そうでない場合、日本社会に不安が残り続けるためです。李明博政権が北朝鮮と協力しなかった点、文政権が日韓関係を改善できなかった点は非常に残念でした。これは後ほど論文化するつもりなのですが、李明博氏の大統領就任から約1年のあいだ、北朝鮮が李明博氏を非難したことはありません。事業家が大統領になったということで、自分たちにとっても国益を得るチャンスになり得ると捉えたのだと思えます。

第3の結び目は韓国保守政権の「危機」と書いてありますが、実際は韓国保守政権の「裏切り」でした。

最初の裏切りは李明博元大統領の独島訪問と天皇謝罪要求です。日韓両国の社会において相互に対する認識が本格的に悪化し、結び目が複雑化するきっかけとなりました。同僚とゴルフをして昼食をとっていたところ、いきなり李明博氏の独島訪問のニュースが流れてきたもので騒然となったのを覚えています。当時の韓国では、なぜ今訪問を？何か事情があるのでは？との反応が多かったように感じます。また天皇謝罪要求は、正直言って理解しがたいものでした。今上天皇の父、すなわち先代の天皇は韓国に対し最も友好的な天皇であったため、謝罪要求を耳にした際には謝罪を求める相手を間違ったのかと思ったほどでした。結果として、韓国でのみ関心を持たれていた問題が、日本の社会でも注目されるようになったといえます。

2つ目の裏切りは、朴槿恵元大統領の言動です。彼女は2015年末に慰安婦合意を行うまでは、基本的に慰安婦問題やその他の歴史問題が解決されない限り、日本とはいかなる協議も行わないとの立場を取っていました。むしろ朴槿恵氏は中国を重要視し、北朝鮮のことも意識していたのです。多くの韓国人が、歴史問題をこじらせたのは進歩政権だと思っています。しかし実際のところ、歴史問題を蒸し返し日韓関係の悪化を招くというパターンは、李明博政権と朴槿恵政権から始まったといえます。

慰安婦合意が突如なされた重要な背景としては、「抗日勝利70周年」記念行事にて朴槿恵氏が天安門の城楼に立ったことが挙げられます。これにより日本のみ訪問する予定だったオバマ大統領が韓国を訪問することとなり、慰安婦合意が成立し、その翌年、韓国にTHAADが配備されました。

1965年の協定同様、慰安婦合意でも日韓両国は率直な意見を交わせませんでした。65年の協定においては、1905年、1910年の協定が合法であるかを巡り、日韓は合意に至りませんでした。また2015年の合意においては、慰安婦が誰の責任だったのかという点について日韓両政府は全く合意に達せませんでした。「問題について意見の一致は見られなかったものの、現在の懸案を解決していきつつ、認識面での問題は今後解決するよう努力していく」と率直に記せばよかったものを、曖昧に処理したのです。一見すると問題が解決したかのように思われますが、実際は問題をもっと複雑にしてしまったのです。

第4の結び目も同様にして作られました。文在寅政権による慰安婦合意の破棄です。これには不可避性が存在していたと思います。2016年と2017年に韓国ではろうそくデモが行われ、朴槿恵政権が任期中間で崩壊しました。もちろん国政壟断やセウォル号沈没事故といった 이슈もあったものの、慰安婦合意も重要な 이슈の一つでした。当時、私は52歳でしたが、慰安婦合意を破棄すると聞いた時は非常に嬉しかったものです。恐らくまだ若かったからだと思いますが、そもそもなぜ合意を形成したのか、裏でどのような密室交渉があったのか、また10億ドルの行方も怪しく思っていました

しかし、6年が経ち58歳になった今では、国家間の合意にもかかわらず前政権による政策だからと破棄する行為は、不適切な方法だったのではないかと感じています。結果として、安倍政権と文政権が一線を越える決定的な契機となったのです。

第5の結び目は、再び北朝鮮と関連のある部分ですが、米朝関係が挙げられます。2018年と2019年、トランプ大統領と金正恩氏が2度にわたりシンガポールとハノイで会談を行いました。トランプ大統領は安倍政権の痛いところに触れたのです。トランプ大統領が来日した際、ゴルフ場にて安倍首相がトランプ氏を追いかけようとしてバンカーで転んだ場面がありました。私はこれを見て、決して笑えるシーンではなく、安倍首相の焦りが窺えると感じました。韓国には、日本が米朝会談に反対しているという噂があったのですが、これはトランプ大統領がインド太平洋戦略、そしてTPPに積極的ではない結果、日本が安保戦略を調整する必要があったからです。安倍政権の外交政策の根幹と、トランプ大統領の現実主義が衝突したのだと思います。

ここで、72年の経験を思い出す必要があるかと思えます。当時はニクソン政権と佐藤政権でしたが、2つの政権は緊密な協力関係を構築していました。ニクソン大統領は中国訪問を実現させ、中国は国連への加盟を果たしました。アメリカは79年に中国との国交を樹立しましたが、日本は72年に結んでおり、日本のほうが7年も早かったのです。

時代は再び下りまして、2019年以降、日韓両国では双方に対する印象が悪化したものの、尹政権の提案がなされる前年の2022年の時点で、すでに日韓両国の世論はいい状態になっていたと思います。そのため、尹政権がゴルディアスの結び目を切断することに対する韓国世論は、そこまで悪くはありませんでした。もちろん我々のような批判的な知識人たちは、猛烈に批判しました。歴史団体や市民団体も尹政権の提案を非難する声明文を出し、会議を主催したところもありました。個人的には、韓国歴史研究会の会長を務めている関係で、昨年には尹政権への批判声明の発表を主導しました。この内容はハンギョレ新聞と京郷新聞でしか報じられませんでした。報道されなかったがためによかった部分も実際にはありました。

だとしたら、今後はどうなっていくのか。状況を左右する要因は様々ですが、特にトランプ氏が大統領に返り咲くかが注目されます。トランプ氏は大統領就任当時や今でも「自分が大統領だったら北朝鮮の核問題は心配しなくてもよい」と発言しています。最近では元政策秘書官が、トランプ氏は再び北朝鮮に歩み寄るはずだと述べています。それが日韓関係にどう影響するのかについてですが、トランプ氏が再選した場合、より焦りを感じるのは岸田首相ではなく尹大統領ではないでしょうか。正直なところ、何がプラス要因になりマイナス要因になるのかは予測が難しいところです。

次に私が注目しているのは、金正恩氏の日本へのアプローチです。内容の信憑性はさておき、金正恩氏が岸田首相に宛てた電報に関する記事が雑誌『現代』に掲載されていました。彼の語調のみならず、労働新聞に掲載された文面がそのまま引用されていたことが驚きでした。金正恩氏と金与正氏はトランプ氏にも書簡を送っているのですが、特に金正恩氏は「文在寅に騙された。文在寅さえいなければ米朝関係はよりよいも

のになっていただろうに」とのメッセージを送っています。しかし、今回の日本への電報では岸田「閣下」という非常に丁寧な言い回しが使われており、まるで金正恩氏が親日派の民族反逆者になったかのようでした。

2000年以降の関係を見ますと、日韓関係は日朝、米朝、米韓、日中韓関係と複雑に絡み合っており、一気に解決できるものではないと思われます。さらには、国内政治が対外政策や日韓関係に過度な影響を及ぼしている上に、市民社会の問題も重なっているため、関係が複雑化しています。これを解決するために尹政権はゴルディアスの結び目を切断したわけですが、このような解決方法が未来においてどのような影響をもたらすのかは私も気になるところです。改めて、現在の問題と歴史問題の「離婚」の必要性、そして今後はこれらの問題が絡み合ってはならないと感じた次第です。歴史問題はジレンマであり、一度に解決できるものではありません。加害者が加害者意識を持ち、被害者が被害意識から脱却することが重要なのですが、日韓両国はそれができていないのです。しかし、いつか変わるだろうと信じています。

近ごろ私は金鍾泌氏に関する本を出そうと考えているのですが、元々は金鍾泌氏のことを非常に嫌っていました。しかしながら尹錫悦政権の発足後、金鍾泌氏が優れていたことに気づいたのです。つまり、評価が変わったということです。歴史問題は過去と現在の対話と言われますが、90年代から2000年代初頭に抱いていた印象と現在の印象は全く異なっています。余談になりますが、九大の韓国研究センターは金鍾泌氏が作ったものですよ。作ったというよりは、ファンディングを行ったと言った方が近いでしょうか。

いずれにせよ、現時点では未来がどうなるかは分かりません。しかし、前で述べたゴルディアスの結び目、状況を左右する要素、そして尹大統領が結び目を切断したことやアメリカの大統領選といった要因が、日韓関係においてプラスに作用してほしいと願っています。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

司会：朴先生ありがとうございました。私も久しぶりにお話を聞いて大変勉強になりました。今から、崔慶原先生から指定討論ということでコメントを頂きまして、それに対して朴泰均先生にリプライを頂くという時間を持ちたいと思います。それでは崔先生、よろしくお願ひします。

崔：ありがとうございます。常葉大学の崔です。朴泰均先生が来られると聞きましたので、木村先生から討論の提案があった時、ぜひやらせて頂きたいと即答しました。今日は大変示唆に富んだ発表をしてくださり、大変勉強になりました。ありがとうございます。

シンポジウムのタイトルが「『ポスト1965年体制』研究」となっていますが、冒頭で出水先生からご紹介がありましたように、今、九州の韓国研究者フォーラムでは、このテーマで共同研究を行っています。この「ポスト1965年体制」の中で今日お話があった「2023年の大転換」をどのように理解して、位置付けるかということは、大変重要な課題の一つだと思っています。

朴先生は、尹政権がゴルディアスの結び目を断ち切ったという大胆な方法で難問の解決を図ったことを非常に明快に説明して下さったと思います。5つの結び目に関する説明はどれも非常に興味深い内容のものでした。一つ一つについて質問したくなりました。5つの結び目を見ると、日韓関係はもちろん、朝鮮半島をめぐる国際関係を考える際にいつもぶつかる問題ばかりです。しかも、これら一つ一つが個別的なものではなく、絡み合っていて、解するのが非常に難しいと思っています。65年体制は単純に日韓関係を規定するものではなく、朝鮮半島を取り巻く国際秩序を形成しているものだと改めて考えさせられました。

最後に先生が「こういった結び目を断ち切ったことが、今後どう展開されるのか、まだよく分からない」とおっしゃいましたが、私も同じ考えを持っておりまして、何か結論を下すにはまだ早いかと思っています。というのも、こうしたやり方が新たな問題を産んでしまうのではないかと危惧しているからです。その一方

で、尹政権はなぜ結び目を断ち切ったのか、あるいは断ち切らざるを得なかったのかという側面についても注意を払う必要があると思います。これまで解くことのできなかった結び目であったので、尹大統領が取られた大胆な方法でなければ解決の糸口は見つけれられないのではないかと、彼の立場になって理解できる部分はないだろうかということを考えてみました。

質問でございますが、冒頭で申し上げたように、われわれの共同研究に引き付けて質問をさせていただきますと、2023年の大転換を、1990年代から起きてきた1965年体制の変化という側面から見た時、どのように位置付けることができるかということです。というのは、ポスト65年体制といった場合、二つの側面があると思うからです。一つは、2018年大法院判決を履行することによって、社会の正義、あるいは人権の尊重に寄与する形で日韓関係を再構築することです。もう一つは、地域秩序の変動という側面です。日朝関係を改善することで、朝鮮半島と日本の新しい関係を構築するということです。これは2018年に起きた朝鮮半島緊張緩和の局面で期待をした部分です。ところが、2023年の大転換はどちらにも該当しないものです。そうであるなら、日韓関係を新たに規定し直す意味でのポスト65年体制への移行ではなくて、65年体制への回帰のようなものではないかと思いますが、このあたりをどういうふうと考えていらっしゃるのか、先生のご見解をお伺いできればと思います。

2つ目の質問は、朴先生が提示された教訓についてです。4つ提示してくださった中で非常に印象深かったのは、「日韓関係は日朝、日米、韓米、日中関係と複雑に絡み合っている。一気に解かれる問題ではない」というところです。ここで尹政権の大胆な大転換が持つ限界を指摘されたと思いました。おっしゃるとおり、日韓の間では対北政策や対中政策、米朝関係の進展に対する対応など、いろいろな側面で一致を見ることができなかった。それが明確に表れたのが文在寅・安倍政権期だったと思います。文政権は友好な南北関係を土台に米朝関係改善を仲介しました。こうなると日朝関係にも変化が起これ、日韓関係も新しい次元に入るだろうと期待されていたと思います。

しかし、先生の発表にもあったように、安倍政権はこの動きについて非常に懸念を示していました。安保面では、南北関係が急激に変わることによって日本の安保政策に変化が生じることに対する抵抗だったと思います。私は、文政権の朝鮮半島平和プロセスが失敗に終わった原因の一つとして、日本が持っていた安保上の懸念に文政権があまり配慮しなかった点も大きかったのではないかと考えています。安倍総理がトランプ大統領に下手に譲歩しないように働きかけて、結局のところ米朝合意ができなかったことは、ボルトン補佐官の回顧録でも確認できることです。

そこで、ご発表の中で青瓦台での出来事が出ていたのでそういう話を少し伺いたいです。先ほど申し上げた日本の動きを青瓦台も全て察知していたのではないかと思います。つまり、文政権が進める平和プロセスに安倍総理は協力的ではなく、米朝が合意に至らないように妨害をするような動きを取ると、知っていたはずだと思いますが、これについてどういった認識を青瓦台内で持っていたのか。そして、日本が示す安保上の懸念についてどういった対応をしたのか。南北関係がうまくいけば米朝関係もうまくいくだろうし、日本はそれについてくるだろうと楽観的に見ていたのか、そのあたりで何かありましたら教えていただければと思います。

それから、今日のお話の中で日韓関係は進歩左派政権が解決すべきであるとお考えを提示していただきましたが、私も全く同じ考えを持っております。今まで日本が韓国と何か合意を結んだのは全て保守政権でした。進歩政権と結んだことは恐らくなかったですよね。文在寅でなければ良かったらどうか、逆に韓国では安倍でなければ良かった、そういう話をよく聞いた覚えがあります。私は、保守化された日本に対する認識が韓国民衆の人々の中で変わらなければ、結局同じことが繰り返されると思うのです。日本は韓国の民主党政権ときちんと付き合わなければいけないですし、韓国の民主党の人たちは日本の保守の人たちと付き

合わないといけないですね。

最後の質問ですが、先生は4番目の教訓として、外交における正直さの重要性について指摘されました。合意がうまくできなかったとすれば、その原因は何かについて正直に話し合うべきではないかという指摘だったと理解しました。1965年の日韓基本条約もそうですし、2015年慰安婦合意もそうですが、日韓間で合意が結ばれる時に曖昧に処理されることが非常に多かったと思います。ただし、あえて申し上げると、もしそのように曖昧にしなかったとすれば、合意に至らなかったのではないかという疑問を持っております。金鍾泌氏さえも合意できなかった部分は、結局は曖昧に処理せざるを得なかったからです。お聞きしたいことは、外交においてこういった部分を今研究されている中でどういうふうに評価しておられるのか、これは仕方がないことで外交交渉における限界だと受け止めるべきなのかについて教えていただければと思います。少し長くなりましたが、これで終わりにしたいと思います。

司会：崔先生、ありがとうございます。では朴先生、ご回答をお願いいたします。

朴：まずは鋭いコメントと質問をありがとうございました。また、遠路はるばるお越しくださいましてありがとうございました。尹政権がどうして結び目を切ったのか、また、そうせざるを得なかったのかは私もよく分かりません。政権初期には安保室の方とやりとりをしていたのですが、結び目を切った後には全く連絡をしていません。現時点では推測するしかありませんが、米中のパワーバランスを利用した外交政策を展開しようとした時、アメリカに便乗した政策を講じるためには結び目を切る必要があったのだと考えられます。

また、韓国の20代男性の認識の変化に注目すべきでしょう。以前の韓国社会のディスコース、言説、コンセンサスを考慮すれば、尹政権がこのような歩みを見せるとは考えられませんでした。しかし、そのような決断を下したとしても大々的に支持してくれる人々がいるという自信が、尹政権の決断を後押ししたのだと思います。最近韓国では李承晩大統領が再評価されていますが、これも同じ脈絡にて理解できるでしょう。

また私も、韓国社会が今後どうなっていくのか、尹政権の政策がどのような影響を与えていくのかに注目していますが、この先、韓国政治の大転換が起こると予測しています。他にもいろいろな要素があるとは思いますが、近ごろ韓国政府は言説の中で「民主主義か否か」という観点をよく用います。すでに2023年の大統領選挙で揺らいでおり、また4月に行われる総選挙でも再び揺らぐ可能性があります。そのような韓国社会、韓国政治の変化が、2023年の尹政権の日韓関係における決定に繋がっているのだと思います。

2つ目の質問ですが、先生がおっしゃるように2023年の大転換は65年体制に回帰するものではないかという部分に関しては、国際関係的な側面から言うとその可能性は十分にあると考えます。64年の中国の核実験、65年体制による中国の台頭、ベトナム戦争はすべて関連性があったわけですが、2023年の大転換もウクライナ戦争と深い関係があると思っています。ですので、崔先生も同意していただきましたが、韓国と日本の関係だけで問題を捉えてはならないのです。また、65年体制に関連する事柄をどう解釈すべきかに関しては、今後も研究が必要だと思います。

また、非常に重要なこととお話していただきましたのですが、文政権の平和プロセスが失敗した要因の1つとして、日本の問題があったという指摘には私も同意します。南北会談と米朝会談が活発に行われていた時期には、日本をスルーして会談が進められている様子が痛快でした。ですが今振り返ると、平和プロセスをしっかりと進めるためには日本も引き込むべきだったのです。72年と完全に同じであるとはいえませんが、私が72年の話を引き合いに出したのもそうした理由からでした。私は個人的に小泉首相のノーベル平和賞を望んでいました。

また、その次の意見にも完全に同意します。私は可能であれば、日本の大使館の方には民主党の補佐官を

紹介するようにしています。なぜなら彼らは、次回やその次の総選挙で国会議員になっている可能性の高い30代から40代前半の人たちだからです。お互いにいい関係を築いてもらえたらと思っていますし、大使館の方の民主党への認識がよくなればと期待しています。ただし、私が民主黨員ではないことは、きちんとお伝えしておきます。

最後のコメントに対してですが、正直さは本当に必要だと思います。もし正直でなくなってしまったら、国際関係はどんどんもつれていく一方だと思います。65年の協定では個人の賠償問題、さらにはそれ以前の日韓間での協約に関して、日韓両政府は全く正直になれませんでした。結局、問題は60年間解決できませんでした。来年には日韓協定60周年を迎えますが、どうなるか見守っていきたいと思います。これからは正直になってほしいところです。以上です。

司会：朴先生、ありがとうございます。それではお時間がもう少しありますので、フロアからも質問を受けます。質問のある方は挙手いただければと思います。

【質問1】：では、すみません。最近、去年の秋ごろから韓国で政治にまつわる映画がヒットしていると思いますが、先生はこの現象についてどういうふうに見られていますか。

朴：韓国では『ソウルの春』という映画が大ヒットしまして1,300万人の観客動員を達成しました。これを受け、与党が当惑したのですが、そのタイミングで『建国戦争』というドキュメンタリーが発表されました。文化戦争をしているという印象を受けています。『ソウルの春』は人々が自発的に見に行っている一方で、『建国戦争』は政府与党や保守右翼が観客を動員させている感じがします。そして、この2編の映画は韓国の20代や30代の人々の姿を見せてくれています。

いつか研究したいと思っていますが、2016年と2017年にろうそくデモが行われた重要な背景となった映画がありました。『レ・ミゼラブル』です。『レ・ミゼラブル』のラストシーンでは、パリコミュンに失敗した人が集会を開く場面が登場します。朴槿恵政権の時でした。その映画を見て多くの韓国人が泣きました。恐らくセウォル号沈没事故などがあったためでしょう。

現在の話に戻りますと、『ソウルの春』や『建国戦争』は注目されていて多くの人々に見られてはいますが、政治的な力を発揮するわけではないと見ています。これこそが20代から30代の今の姿ではないでしょうか。彼らは『ソウルの春』を見て「民主主義を正さなければ」と思っているわけではなく、ただ単に「チョン・ウソンって本当にイケメンだよなあ」や「本当にはまり役だよな」と思いながら映画を鑑賞しているようですが、世代間の違いがわかるのはいいことだと思います。

【質問2】：お話ありがとうございます。今日の先生方のお話の中で、今の政治や外交は65年体制への回帰ではないかという問題提起があったと思いますが、1965年と決定的に違うものはインターネットといいですか世論だと思うのです。特に、韓国にしても、日本にしても、それからもちろんアメリカにしても、政治家が与党や野党といった相手陣営よりもむしろ世論によって政策を決めたり振り回されたりする場面が多くなったのではないかという気がします。例えば、日朝交渉にしても、慰安婦合意にしても、かなり世論に政治家が決定を引きずられた部分があるような気がするのです。先生には、今後こういう世論が外交や政治の未来に与える影響をどういうふうに見ているか、あるいは世論の暴走を防ぐような妙手があるのかどうか、お考えを伺いたいと思います。

朴：実は私も気になっている部分です。韓国や日本のみならず、国際政治担当者にとって国際政治が国内政治によって揺れているという部分は、現在重要なイシューとなっています。以前と違う点といえば、国家安保や国益は政治的な利害関係とは分離される必要があると思うのですが、現在は政治的な利害関係により、国家安保と国益まで変化し揺れている状況です。そして、先ほどおっしゃいましたように、世論や市民社会の声が強く作用していると思います。世論やインターネットなどの市民の声がプラスに作用すればいいのですが、現時点としてはポピュリズムと結合しており、深刻な問題であると感じています。解決方法はいまだ見いだせていませんが、このような懸念は今後も長く続いていくのではないかと感じています。明確な答えを示せずに申し訳ありません。

【質問3】：私は民間交流活動などを行っています。最近、日本の中でも K-POP や韓国ドラマで韓国に対して好感を持っている人が10年前20年前に比べてどんどん多くなっていると思いますが、その中でも歴史に関しては目をつむって交流している人たちがたくさん見られるように思うのです。具体的に少し話をすると、例えば最近あったこととしては、女優のハン・ソヒさんが安重根のことにに関してインスタで投稿した時に、韓国ドラマが好きな方々もそれに対して一方的に反日だという話をしていました。そういった中で、韓国に好意を持っている人の中にも歴史の事実には目を向けずに、ここで先生が書かれているように加害者が加害を感じていない、そういった部分には全て目をつむって交流している人たちが非常に多いかと思っています。

そういった部分に対して、歴史を研究されている先生はどのように感じていますか。実際に今ここにいらっしゃる方々は歴史を研究されている方や歴史に対して真摯に向き合っている方々ばかりだと思いますが、そういった人たちがどのようにアプローチをすることで日韓関係により良い影響を与えることができるのかについてお聞きできればと思います。

朴：ありがとうございます。まさにその問題を、60年間解決できてこなかったのだと思います。だからといって、歴史問題を理解して初めて互いの文化を理解できたり好きになれたりするものでもないと思います。一番いいのは、好きの延長線上で自然と考えが一致することだと思います。簡単ではありませんが、韓国ドラマや韓国映画に劣らず、ウェブトゥーンの影響も大きいと言えます。私も現在韓国ドラマにはまっています、3月にはヨーロッパにて韓国ドラマについての発表を行う予定です。韓国や日本の相互に対する理解度を調整してくれるようなウェブトゥーンやドラマが登場してほしいものです。

私は『ミスター・サンシャイン』というドラマが好きです。ですが日本では理解しがたい内容が盛り込まれたドラマかもしれませんね。質問に対し明確な答えを示すことはできませんが、文化的なものが、未来世代にとって考えを共有する役割を果たしてくれたらと思います。

司会：ありがとうございました。もうお時間になりましたので、フロアからの質問をここで終わります。まず、今日2時間ずっとお付き合いいただきました朴泰均先生。本当は月曜日までヨーロッパにいらっしゃる予定で、もう少し日付を遅らせてくれるとうれしいと言われていたのですが、こちらが無理を言って今日お越しいただきました。朴先生、本当にありがとうございました。それから、今日討論していただいた崔先生。このプロジェクトのメンバーですけれども引き続きよろしく願いいたします。最後に、今日通訳をずっとしていただいた田川さん。普段は長崎にいらっしゃるのですが、このシンポジウムのために来ていただきました。田川さん抜きでは今日の研究会が成立しませんでしたので、田川さんにもお礼の拍手をしたいと思います。(拍手)

それでは、本日のシンポジウムはこれで終わりとさせていただきますので、皆さん気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

65年体制と日韓社会運動

——試論的考察——

平井 一 臣*

1 はじめに

日韓基本条約の締結により成立した1965年体制は、日韓の間にとりあえず「通常の」国家間関係が成立したことを意味するものであった。相互に大使館を置き、人の往来や経済交流も、「通常の」国家間のルールを前提になされるわけである。しかし、今日のように多くの市民が相互に自由に往来する状況になったわけではなかった。日韓の社会運動においても、1965年体制が即相互の交流を促したわけではなかった。むしろ日韓双方の社会運動にとって、1965年体制は、運動が展開される空間を規定する枠組みとして作用し、あるいはまた、運動が課題設定を行う際の認識に影響を与えるものであった。後述するように、1965年体制の発足は、日韓の社会運動間の距離ないし差異を浮き彫りにするものであり、65年体制の変容過程のなかで日韓の社会運動間の連携や協力が生まれていくことになった。

以上の見通しを前提にして、本稿では、日韓の社会運動から見た1965年体制の意味を検討することとする。

本稿の問題意識をもう少し説明しておこう。

周知のとおり、日本の社会運動が韓国問題に本格的に関与するようになったのは、1973年8月8日に発生した金大中拉致事件からであった。当時の社会運動の担い手にとって、この事件がもった衝撃がどのようなものだったのか、日韓の市民運動間の連帯運動で重要な役割を果たした和田春樹のケースを見

てみよう。彼は、最近出版した回想録のなかで、金大中拉致事件発生の日について、次のように記している。

「1973年8月8日の夕方、私は浜松町の日赤本社の前にいた。民放50社が五月からやってきた「ベトナムの子らに愛の手を」の一億円募金キャンペーンがいよいよ終わり、民放連と日本赤十字社が南北平等と称して、募金の半額をサイゴンの赤十字に渡そうとしていた。私たちベトナム反戦市民運動の代表たちは、この年一月のパリ和平協定が、ハノイ・サイゴンの両政府と南ベトナム臨時革命政府の三者で調印されたことを尊重して、臨時政府を無視せぬよう、募金は三等分するように日本赤十字に申し入れるために集まったのだった。私がおの場に着くなり、ベ平連の吉川勇一氏が、途方もない事件が起こったことを教えてくれた。九段のホテル・グランドパレスから、韓国の政治家、元大統領候補・金大中氏が白昼暴漢に拉致されたというのである。

そのとき、私を含めて多くの日本人は金大中氏のことをよく知らなかった。ちょうどその日は、雑誌『世界』の発売日で、朝刊には刊行された九月号の広告が載ったところだった。私は帰途、書店で『世界』を買って、金大中氏と編集長・安江良介氏との対談「韓国民主化への道」を読んだ。¹⁾

このように記す和田は、次に引用する記述のように、彼自身に限らず、当時の市民運動関係者にとって、韓国問題への関心は希薄であったとも述べている。

1) 和田春樹『回想 市民運動の時代と歴史家 1967-1980』作品社、2023年、140頁。

* 鹿児島大学 名誉教授

「しかし平連も、初期にベトナム行きを拒否して韓国軍を脱走して、日本に密航してきた金東希を大村収容所から救い出し、北朝鮮へ送り出すと、それで問題は解決としてしまったのである。1969年8月には任錫均の入管行政に対する闘争がはじまり、任氏を支持する運動が京都でも東京でも起こった。私たちも『原点——差別をみとめる 第一号』なるリーフレットを出し、問題提起をした。だが、それだけにとどまった。韓国の現状に対する関心には結びつかなかったのである。その意味では、ベトナム反戦市民運動は日韓条約締結後の日韓関係について目を向けることなく展開されていたと言わなければならない。」²⁾

実際、和田の回想が示すように、多くの市民運動関係者が韓国問題に関心を向け、それだけではなく、実際に日本側で日韓連帯の社会運動を本格的に展開し始めたのは、金大中拉致事件以降だった。しかし、金大中拉致事件以前の時期において、日本の社会運動関係者のなかで韓国問題に対する関心が全くなかったわけではないし、むしろ、60年代以降、徐々に韓国問題への関心が広まっていたように思われる。たとえば、戦後日本における進歩的知識人や社会運動家のアジア問題に対する思想を検証したアヴニルは、60年代においてすでに進歩的な知識人の一部では、日韓関係や在日コリアンの問題を通して植民地支配に対する責任や日本の帝国主義に対する自己省察などが見られたと指摘している³⁾。しかし、一部の知識人層に限らず、社会運動それ自体の流れのなかにも、日韓関係における植民地支配や日本の帝国主義的支配に対する問題意識と結びついた動きがあったのではないか。70年代以降の日韓の市民運動間の連帯運動の歴史的な意味を考察するためにも、その前史である60年代の社会運動の動向を精査することは不可欠な作業だと考える。そして、この問題にアプローチする際に、重要な意味をもっているのが1965年体制の成立とその影響という問題である。

2) 同上、103頁。

3) Simon Avenell, *Asia and Postwar Japan: Demineralization, Civic Activism, and National Identity*, Harvard University Asia Center, 2022.

以上のような問題関心を前提として、本稿は、1965年体制が日本の社会運動における韓国問題への関心と取り組みに与えた影響を中心に検討を試みるものである。

本稿の問題関心は、近年の関連研究に対して2つの意義を有すると考える。

一つは、日韓連帯に関する社会運動史研究に対する意義である。日韓連帯に関する日本の社会運動史研究においては、近年具体的な運動の展開に即した研究がなされてきている⁴⁾。それらはいずれも戦後の日韓連帯運動の実態に光を当てた優れた研究であるが、本論文が扱う時期、つまり前史については必ずしも十分な注意が払われていない。また、社会運動の実態に即した優れた分析が試みられている一方、それら社会運動が展開するうえで前提となった政治的枠組みについての視点が明確ではない。本稿は、70年代以降の日韓連帯運動の前史を取り上げるとともに、社会運動が展開される前提となった政治的枠組み、すなわち65年体制との関連に着目するものである。

もう一つの意義は、戦後日本の社会運動史における60年代と70年代の関連という問題について検討することである。戦後日本の社会運動については60年代の社会運動の高揚から70年代の停滞、拡散へといったイメージで捉えられる傾向が強いが、60年代から70年代への連続と断絶という視点が必要ではないか、というのが筆者の問題関心である。また、アジアへの関心が希薄であった日本の社会運動が、70年代に入りアジアへの関心を高めていったと言われるが⁵⁾、その実態はどのようなものだったのか、と

4) たとえば、趙基銀「民団系在日朝鮮人の韓国民主化運動：「連帯」の中の「分断」」博士論文（東京外国語大学）、2014年、大和裕美子『長生炭鉱水没事故をめぐる記憶実践——日韓市民の試みから』花書院、2015年、金孝淳（石坂浩一監修、翻訳）『祖国が棄てた人びと——在日韓国人留学生スパイ事件の記録』明石書店、2018年、李美淑『「日韓連帯」の時代：1970-80年代のトランスナショナルな公共圏とメディア』東京大学出版会、2018年、林貞和（研究ノート）「70年代初期のキーセン観光反対運動の再考——キーセンへの眼差しに着目して」大阪公立大学女性学研究センター『女性学研究』第30号、2023年4月、山口祐香『「発見」された朝鮮通信使：在日朝鮮人歴史家・辛基秀の歴史実践と戦後日本』法律文化社、2024年。

いう点についても、本稿では視野に入れておきたい。

以上のような従来の研究との関連を踏まえながら、以下では、65年体制発足以前、65年体制の発足、65年体制発足以後の三つの区分に即して、日本における日韓連帯運動につながる動向を検討することとする。

2 65年体制発足以前

1965年の日韓基本条約締結以前の時期は、言うまでもなく日韓間に通常の国家間関係が成立していない時期であった。そのため、日本から韓国へ渡ることのできるのは、ごく限られた例外的な人びとに限られていた。日韓国交正常化交渉にあたった政治家や外交官はともかく、それ以外で日本から韓国へ渡れたのは、報道関係者、貿易関係者、キリスト教関係者などであった。ここでは、後の社会運動との関連で重要な役割を担った、キリスト教関係者の動向を取り上げる。また、後にベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）で代表を務めることとなる小田実も、韓国政府の招待を受けて1963年に渡韓している。小田の渡韓についても、ここでは取り上げることにしたい。

(1) キリスト教関係者

キリスト教関係者の韓国との関わりは、非常に早い時期から確認できる。たとえば、朝鮮戦争期に日本聖書協会は韓国の教会に対して朝鮮語聖書を送付し⁶⁾、日本キリスト教協議会（NCC）は、難民救済運動を行っている⁷⁾。ただし、この時期の日本のキリスト教関係者のこうした取り組みは、日本からの一方的なものであり、双方向的なものではない。

日本のキリスト教関係者が韓国のキリスト教関係者との双方向的な交流を模索し始めるのは1960年代

に入ってからである。こうした動きの背景には、キリスト者の教派を越えた運動を目指すエキュメニカル運動の影響の拡大があった。世界教会協議会（WCC）が中心になって展開したこの運動により、会合等での日韓のキリスト者間の接触の機会も生まれ、教会間の交流の試みも始まった。

たとえば、1962年4月25日から5月5日までソウルで開催された東アジアキリスト教協議会（EACC）主催の青年指導者養成会という催しには、雲南坂教会の岸本和世牧師が参加した。彼は帰国後に「私が接した人々は、個人的に日本人に対して好感を持っています。日本が占領していた頃のひどい経験は、たぶんわすれたのではなく、思い出したくないというのでしょうか。それだけに、日本人として私たちの誤ちについての責任をきびしく問われている思い」⁸⁾と述べ、すでに日本の加害責任について言及している。

また、高田馬場教会の尾山令仁牧師は、1963年秋に大邱にある韓国社会事業大学から招聘状を受け、「約一月にわたる謝罪の旅」⁹⁾を行っている。この時の訪韓がきっかけになり、彼は、60年代後半に堤岩里教会再建の取り組みを始めることになった。

また、日本側の組織的な動きとしては、日本キリスト教協議会が1962年4月に開催された総会後の常議員会で韓国NCCとの友好使節交換のために、日本キリスト教協議会総会議長武藤健、日本基督教団議長白井慶吉、雲南坂教会名誉牧師小崎道雄の派遣を正式決定した¹⁰⁾。しかし、その後教会関係者から延期要望の声があがり¹¹⁾、実際に派遣されたかどうかは不明である。

いずれにせよ、60年代に入り、日本のキリスト教

5) 道場親信「ポスト・ベトナム戦争期におけるアジア連帯運動」『岩波講座 東アジア近現代通史』第8巻、2011年。

6) 「朝鮮の教会」日本基督教団『教団新報』第2755号、1951年7月28日（富阪キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史資料Ⅲ』（以下、『関係史資料Ⅲ』と略記する）新教出版社、2020年、18頁）。

7) 「韓国難民救済運動開始」『教団新報』第2773号、1951年12月8日（『関係史資料Ⅲ』、19～20頁）。

8) 「青年指導者養成会に出席して 岸本牧師韓国より帰る」『教団新報』第3308号、1962年5月26日（『関係史資料Ⅲ』、51頁）。

9) 尾山令仁「一つの謝罪運動 韓国堤岩教会焼打ち事件謝罪委員会の動き」『福音と世界』新教出版社、1970年12月号（『関係史資料Ⅲ』、338頁）。

10) 「韓国への使節正式決定 NCC 常議員会武藤議長ら三氏」『キリスト新聞』キリスト新聞社、第782号、1962年4月21日（『関係史資料Ⅲ』、73頁）。

11) 「代表訪韓を延期せよ 井上東神大教授ら14人 NCC に要望書」『キリスト新聞』第783号、1962年4月28日（『関係史資料Ⅲ』、74頁）。

関係者は、韓国の教会関係者との接触を可能とするチャンネルを増やしつつあったこと、そして、実際の接触のなかで、日本の植民地責任についての問題意識も芽生えていたことが分る。

こうしたキリスト教関係者の接触・交流のなかで重要な役割を果たしたのが、在日コリアンの教会組織である在日大韓基督教会である。同教会の牧師である李仁夏は、1963年7月に韓国で行われた大学YMCA及びYWCAの夏季修養会に講師として参加するために訪韓している。帰国した彼は、「北での初期の共産政権治下の経験と動乱の悲劇を経験している故に、共産主義には反対の姿勢がどうしても強い。日本の多くのキリスト者は韓国の教会の反共主義に批判的である」が、「動乱後十年たっている今日の韓国のキリスト者達が、激しいまでの感情的反共論から脱皮しつつある」¹²⁾として、韓国のキリスト教会関係者における反共主義の希薄化を指摘し、さらに、韓国の教会の多くが「キリスト者はこの世の出来事に関与すべきでないという極端な彼岸的な逃避的姿勢」「教派分裂の争いをも内にもっている」ものの、「しかし、若いキリスト者の中には、教会の革新と一致を目指して真剣に取り組んでいる群もある」¹³⁾として、韓国キリスト教会関係者の一部が社会問題に積極的にかかわり始めていることを紹介している。李仁夏のこのレポートは、社会問題に対する関心を共有することを通じた日韓キリスト教者間の連帯の可能性を示唆するものであった。

(2) 小田実の訪韓

ベ平連の代表を務め、1970年代には日韓市民連帯運動に積極的にかかわることになる小田実もまた、日韓基本条約締結以前に渡韓した人物の一人である。

1963年の小田の渡韓は韓国政府からの招聘によるものだった。韓国政府からの招聘は突然のことだったようだ。その時の様子を小田は次のように述べている。

「私は電話のベルで起された。電話の主は、少し

訛りのある日本語で『こちらは韓国公報部ですが、あなたにお話ししたいことがあるのです』と告げた。話の内容は、私を韓国の独立記念日、つまり『八月十五日』の式典に招きたい、そのあと韓国を十日間にわたって見ていただきたいというのであった。」¹⁴⁾

この時の韓国政府は、言うまでもなく朴正熙政権であり、2年前に軍事クーデターによって権力を掌握したばかりだった。そのため、韓国政府からの連絡に小田は戸惑いを感じはしたが、次のように条件付きで韓国政府の求めに応じた。

「『軍事政権』の招きに応じることは、私にとって一つの決意であった。帰国後、私は見、聞き、思った通りのことを書き、述べるだろう。私はそんなふうに念を押した。もちろんけっこうです、という答が返って来た。十日間ののち、ひとりでぶらぶらしたい、いいか——よろしいです、と公報部の人は答えた。後者は実際その通りになった。十日間ののち、私は二十日間、韓国にいて気ままなぶらぶら旅行を試みたが、一切の行動は完全に自由であった。」¹⁵⁾

小田の目に映った韓国は、どのようなものだったのか。彼は次のように記している。

「韓国が外国であることをアタマでは理解しながら、私もやはり心のどこか韓国を日本と同じようなものだと無意識的に理解していたのであろう。実際の韓国は私の予想以上に外国であった。そして、それも、もちろんヨーロッパかどこかの古い国ではなくて、アジア・アフリカの新興国の一つだった。」¹⁶⁾

韓国は「アジア・アフリカの新興国」というのが彼の韓国像だった。この認識には、先進国ではなく、後進国としての韓国というイメージを内包するものではあるが、しかし、より重要なのは、北朝鮮と比べた次のような認識である。

「私が日本にいたとき、韓国ということばから受けた印象は決して『新しい国』というそれではなかつ

12) 李仁夏「韓国を訪ねて」基督教共助会『共助』1964年1月号（『関係史資料Ⅲ』、97頁）。

13) 同上、同頁。

14) 小田実『壁を破る——世界のなかの体験と思想』中央公論社、1964年、160頁。

15) 同上、161頁。

16) 同上、162頁。

た。いや、これは、私のみではないのだろう。『朝鮮人民共和国』ときくと、人はなんとなく生氣発刺たる新興国のイメージを思い浮かべるのに、『大韓民国』という名は、何やら古ぼけて腐敗した、アタマの古い政治家がよってたかって汚して来た国のような印象をあたえて来たようだ。軍事政権の出現は直接に二・二六事件とそれにつづく日本の悪夢の時代を私たちに思い起させ、朴正熙、金鍾泌両氏と大野伴陸氏、あるいは某機関との結びつきは、私たちに、韓国が新興国であるという事実を忘れさせてしまう。」¹⁷⁾

つまり、当時の日本においては、北朝鮮に対しては急速な経済発展の途上にある新興社会主義国家というプラスのイメージが広がっていたのに対して、韓国は政情が不安定であり（1960年4月には反政府の世論の高まりのなか李承晩が失脚、その翌年には軍事クーデターによる朴正熙政権が成立）、軍事独裁政権下の重苦しく暗いイメージで捉えられる傾向があった。その意味では、韓国もまた新興国の一つであり、それ以上でも以下でもない、という小田の見方は、当時の日本社会での一般的な見方とは異なり、冷めた視点で韓国を見ようとしていたと言える。

しかし、この時の小田は、植民地支配とその責任については、深く掘り下げていない。小田は、「私が気になって仕方がないのは」、「韓国の問題を論じるとき、考えるとき、ともすれば私たちが問題を日本対韓国の視点だけにしぼってしまう」と述べ、そこには「すまなかった、とただもう罪の意識」と「連中に対していいことをしてやった」という二つの意識、態度が「日本人の内部で必ずしも分離してなくて、二つがゴチャゴチャに混在していて、罪の意識の底にその横柄さがチラリと見えたり、逆に、罪の意識のゆえに、日本が朝鮮の近代化をなしえた、放っておいてみる、朝鮮の近代化はずっとおくれただろう、というきわめて刺戟的な結論にまで飛躍する」というアンビバレントな感情に縛られていると指摘する¹⁸⁾。そして、ここから小田は植民地支配に対して向き合うのではなく、「新しい視点」が必要

であるとし、「アジア・アフリカに数多く生まれた新興国の一つとして見る」ことを提起する¹⁹⁾。この訪韓からわずか2年後に小田はベ平連の代表になり、そしてその翌年の日米市民会議においては日本人の戦争責任についての加害の論理を提起した²⁰⁾。しかし、小田の訪韓記を読む限り、60年代前半の小田にあつては植民地支配に対する掘り下げた考察は見られないのである。さらに言えば、60年代中盤における加害の論理の提起においても、植民地支配への視点は希薄であった。

3 65年体制成立の含意と日韓の社会運動

1965年に日韓基本条約及び4つの協定が結ばれたが、これに対して日韓双方で反対運動が繰り広げられた。とくに韓国での反対運動は非常に激しいものとなり、朴正熙政権は1964年に戒厳令を宣布するまでに至った。ここでは、日韓双方の社会運動についての65年体制の意味という観点から、日韓基本条約締結=65年体制発足が日韓の社会運動に対して有した含意を整理しておきたい。以下の4つの含意について、日韓の社会運動間の差異やズレを検討することにしよう。

- ①正当性を付与された政府としての韓国の認知
- ②アメリカの東アジア戦略
- ③日本による植民地支配をめぐる対立と曖昧な処理
- ④日韓双方の国益の追求

第一の含意から見ていこう。日韓基本条約締結は、正当性を有する政府として韓国政府を日本政府が認定したことを意味していた。実際の条約交渉においては、朝鮮半島における「唯一の正当な政府」であることを要求する韓国と、条約上はそれを曖昧にしたい日本との間に対立はあった。しかし条約成立は、

19) 同上、208頁。

20) ただし、日米市民会議における小田による加害の論理が与えた影響は大きかったが、すでにそれ以前から運動関係者の間では加害の論理について言及されていた。この点については、拙著『ベ平連とその時代——身ぶりとしての政治』有志舎、2020年、94～95頁を参照されたし。

17) 同上、185頁。

18) 同上、204頁。

少なくとも韓国政府が正当性をもつ政府である点についての日韓間の合意が成立したことを意味した。日本における日韓基本条約反対運動の基本的な関心の一つはこの点にあった。すなわち、条約成立は、軍事クーデターにより成立した朴正熙政権に正当性を付与し、朝鮮半島における北と南の2つの政府のうち片方だけを認めることを意味した。それは朝鮮半島における分断の固定化につながると受け止められた。朴正熙政権の正統性の弱さ及び朝鮮半島情勢に与える影響が反対運動の論拠となった。

朴正熙政権批判という主張は、韓国側の社会運動にも見られた。とくに、1964年に運動が拡大・激化するなかで、反対運動は、朴正熙政権への批判を強め、朴正熙の下野を求めるなど、反政府運動としての性格を強めていった²¹⁾。ただしその場合、朴正熙政権批判の根拠とされたのは、屈辱的なかたちで日韓交渉をまとめようとする朴正熙政権の外交姿勢に求められていた。条約交渉における朴正熙政権の姿勢はあまりにも妥協的であり、自主性、自立性を欠いているという民族主義的な主張が根本にあった²²⁾。朴正熙政権が日韓交渉を進める資格を有しないという点では日韓の社会運動の間の認識は共通していたが、政権批判の論理においては違いがあったと言える。また、日本の社会運動においては、韓国における社会運動と政権との厳しい対立関係が必ずしも視野に入っていなかった。この点について、韓国の民主化運動史は、厳しい指摘をしている。「日本の進歩勢力は、アジア・アフリカの民族解放運動を支持しながらも、韓国の政権と国民を区別せず、韓国の民族運動を軽視する傾向をもっていた」²³⁾と。

21) 韓国の民主化運動記念事業会編纂の『韓国民主化運動史』は、次のように説明している。「3.24示威に明らかのように、当初学生たちは自分たちの要求を平和線取引反対と日本資本の浸透糾弾のような屈辱的な韓日会談反対の水準で提起していたが、〔6.3示威〕以後、朴正熙政権の不正腐敗スキャンダルの相次ぐ露呈、学園査察の実相の暴露、そして民生苦のような経済的困難が加わり、反対の対象が屈辱的韓日会談から朴正熙政権自体に完全に移行した」（『韓国民主化運動史1（한국민주화운동사2）』（以下、『民主化運動史1』と略記する。） 들녘, 2009年、430～431頁。

22) 『民主化運動史1』、471頁。

23) 同上、475頁。

第一の含意とも関連して反対運動が問題視したのは、65年体制の実現に向けて日韓両政府に積極的な働きかけを行ったアメリカの存在だった。当時のアメリカは、64年夏のトンキン湾事件、翌年2月の北爆開始と、ベトナムとの戦争を本格化させつつあった。アメリカがベトナム戦争に注力するためにも、アメリカにとっては日韓関係の改善は極めて重要かつ早急に解決しなければならない課題だった。

実際、韓国における反対運動の激化と戒厳令宣布により中断していた日韓会談が、1964年末に再開に向けて動き出すにあたり、「9月下旬から10月にかけて、米國務省次官補バンディは、日本と韓国を相次いで訪問し、両国の高位関係者と連続会談を開催し、韓日会談妥結の重要性を強調」²⁴⁾するなど、アメリカは日韓両国に積極的に働きかけた。経済的には対韓支援の削減によるアメリカの負担減を進め、アメリカに代わる対韓経済支援国としての役割を日本が担うことが期待されていた。また、軍事面においては、韓国に対してはベトナムへの派兵、日本に対しては日米安保条約に基づく後方支援の役割の強化が期待されていた。こうした65年体制とベトナム戦争との関連性は、例えば、朴正熙政権が国会に韓日協定批准同意案とともにベトナム戦争戦闘兵派兵同意案を提出し（65年7月14日）、1日違いで国会本会議を通過させた（派兵同意案は8月13日、批准同意案は14日）ことにも象徴的に示されていた²⁵⁾。

こうしたアメリカ及び韓国政府の動向をめぐり、韓国の条約反対運動の主張には対米批判の要素が加わることになる。その場合の対米批判は、アメリカの外交姿勢が朴正熙政権延命のためになされるものであるという観点からなされた²⁶⁾。しかし、アメリカの対ベトナム政策への協力という観点からの朴正熙政権への批判は、わずかな例外を除いてほとんど起こらなかった²⁷⁾。ベトナム戦争においてアメリカ以外の参戦国中、韓国は最大規模の軍隊を派遣する

24) 同上、439頁。

25) 同上、458～459頁。

26) 同上、442頁。

27) 太田修『日韓交渉——請求権問題の研究』クレイン、2003年、291～292頁。

ことになるが²⁸⁾、厳しい反共政策のなかでアメリカのベトナム戦争政策とそれに対する朴正熙政権の協力姿勢を正面から批判することは困難だった。そのため韓国の反対運動における対米批判は、「屈辱的な」日韓交渉を促進しようとする朴正熙政権に対するアメリカの容認姿勢に向けられた。

日本の社会運動においても、対米批判が主張されたが、それは、60年安保闘争期における対米批判の延長線上にあった。65年体制はアメリカの東アジア戦略と深くかかわっていること、そのためアメリカの対東アジア戦略に日本が巻き込まれる危険、つまり日本の平和主義が危険にさらされるという認識が、条約反対の根拠の一つになったのである。しかし、同時期の日本におけるベトナム反戦運動と比較すると、日韓基本条約反対運動は大衆的な広がりや欠いていた。日韓基本条約締結が大詰めを迎えていた65年4月には、ベ平連が発足し、韓国で条約批准同意案が国会本会議を通過した8月14日には、ベ平連による徹夜ティーチインが開催され、同時並行してニューヨークタイムズへの意見広告運動が展開され大きな反響を呼ぶなど、ベトナム反戦運動の拡大が見られた²⁹⁾。こうした大衆的な広がりを促した要因のひとつに、かつての戦争経験とベトナム戦争を重ね合わせて捉える「二重写しの視点」があった³⁰⁾。しかし、そこでは植民地支配への反省という視点が抜け落ちていた。

第一と第二の含意に着目して日韓双方の反対運動を見た場合、韓国では政権による厳しい反共政策下での運動という条件もあり、朴正熙政権の「売国的な」外交姿勢に批判の矛先が向けられ、それは当時における韓国の自立的なナショナリズムの表出でもあった。一方、日本における反対運動は、65年体制を朝鮮半島の分断の固定化やアメリカの東アジア戦

略の展開のなかに位置づけ、戦後日本の平和主義を脅かすものという考えに重点が置かれた。しかし、植民地支配に対する視点が希薄であったため、日韓基本条約反対運動が大衆的な広がりを欠くことになった。

この点について、韓国の『民主化運動史』は次のように述べている。

「日本の平和と安全を重視しながら、結局日本の国益を優先する主張」であり、「ここには韓国国民の過去事と植民地主義の生産という主張が反映される余地はなかった」³¹⁾。

以上のように第一、第二の含意についての日本の反対運動の認識枠組みは、第三の含意である日韓の植民地支配に対する認識の相違と関連するものであった。植民地支配に対する認識の相違は、いわゆる請求権問題に対する日韓の社会運動の差異として端的に現れた。周知のとおり、国交正常化交渉における最大の難関が請求権問題であったが、1962年のいわゆる「金・大平メモ」により、賠償に代わって日本からの経済援助方式が採用されることとなり、交渉が大きく前進した。韓国の反対運動において朴正熙政権が進める交渉が屈辱的なものとみなされた最大の理由が、経済協力方式での合意を図った朴正熙政権の妥協的姿勢にあった。一方、当時の日本においては、一部の知識人を除いて、社会運動関係者の間でも日本の植民地支配に対する問題意識は希薄であり、さらに言えば「日本の国民は総じて日韓会谈について無関心」³²⁾だった。そのため、請求権問題に対する植民地支配責任の観点からの批判は十分に展開されることはなかった。

このような日韓の社会運動や世論のズレについて李仁夏は、「韓日国交正常化そのものに反対しているわけでない。この点が日本での社会党路線がいう反対とはニュアンスが異なり日本の対韓基本姿勢を問題にしている。過去の不幸な歴史に対する両国民の考え方に基本的くいちがいがある。韓日関係をむずかしくさせているのは、実にこの国民感情であ

28) 韓国のベトナム派兵問題をめぐって、近年ではベトナムにおける韓国軍による民間人虐殺事件が掘り起こされ、韓国社会に大きな衝撃が走った。この問題については、コギョンテ（平井、木村、山田、姜訳）『ベトナム戦争と韓国、そして1968年』人文書院、2021年、を参照されたし。

29) この時期のベ平連については、前掲、拙著、67～85頁を参照されたし。

30) 同上、28～30頁。

31) 前掲『民主化運動史1』、475頁。

32) 吉澤文寿『戦後日韓関係——国交正常化をめぐって』クレイン、2005年、282頁。

る」³³⁾と指摘している。日本の社会運動や日本国民における植民地問題に対する問題意識の希薄さは、「安保を人質として歴史を殺してきた」³⁴⁾65年体制の成立を許す要因の一つであったと言えよう。

次に、国益追及という第四の含意について言えば、朴正熙政権は、クーデターという手段によって権力を掌握したがゆえに、政権の正統性が脆弱であり、そのため急速な工業化による経済発展を通して政権の基盤を安定させようとした。日本からの資金提供は政権の安定化のために重要なものであり、賠償と言う名よりも経済的支援という実を取ったのである。一方日本は、高度経済成長の最中であり、日本企業は海外への進出を本格化させつつあった。韓国を含むアジア諸地域は日本企業の進出先として重要視されたのであった。

65年体制に込められた国益追及という点に対しては、韓国における反対運動の方がより鮮明に問題視していた。すなわち日本からの経済支援に依存する朴正熙政権の近代化路線は、『『自主』や『民族主体性』が除去された『自立』、すなわち『経済成長第一主義』に矮小化された』³⁵⁾ものにすぎないという批判が向けられたのである。それだけではなく、日本企業の進出は、新たな植民地支配の開始ではないかという歴史認識とも結びついて捉えられていた。

この問題について日本の社会運動においても、社会党や共産党が65年体制を日本の独占資本の韓国進出、日本の帝国主義的な侵略という文脈でとらえていた。しかし、こうした主張は支持母体である労働者層に対してすら浸透しなかった³⁶⁾。

以上のように、65年体制の4つの含意について見た場合、いずれについても、日韓の社会運動には認識の違いが存在していたことが確認できる。

4 60年代後半の日本の社会運動と韓国問題

すでに指摘したように、70年代以降のポスト・ベトナム戦争の時期に、日本の社会運動はアジアへの関心を深めていったと言われる。しかし、65年体制がスタートした60年代後半の時期に、個別的ではあるが、具体的な活動を通して韓国を含むアジアの問題に接近する動きは始まっていた。これらの動きのなかで、韓国問題に向かう認識枠組みが準備され、70年代以降の運動の担い手が育ち始めていたのである。65年体制の発足は、少しずつではあるが日韓両国の人的交流を促すうえで大きな意味を持っていた。

国交正常化への動きを受けて、本格的な組織間の交流に着手したのがキリスト教関係者だった。1965年9月25日～28日にソウルで開かれた「韓国基督教長老会第五十回総会」に、日本基督教団総会議長の太田勇が招かれた。しかし、太田のビザがなかなかおらず、24日の出発が25日午後にならざるを得なくなった。通訳として李仁夏が同行した。総会では「午後の会議で地方議員の中から、日本基督教団の代表を迎えてあいさつを受けるということに対して、反対意見が出て、議場は混乱におちいった。」³⁷⁾

太田は、1940年まで何度か韓国に行った経験があったが、戦後は初めての訪韓となった。そして「当時はもっぱら日本人の社会、日本人の教会だけの訪問」だったが、「今回はじめて、韓国人と出会い韓国の教会を知った」という。彼は「韓国教会が求めているのは、儀礼的謝罪ではなく、日本の教会の今後の姿勢である」、「愛と尊敬とをもって、一対一で話し合うことを求めている」とし、「日本基督教団は、今後日韓問題を重点施策のひとつにしてゆきたい」と述べている³⁸⁾。

帰国した太田は、その後、在日大韓基督教会との協力、韓国三教会の代表者の日本招待の準備を進めた。後者については、65年12月7日に、韓国基督教長老会、大韓イエス教長老会、基督教大韓監理会の

33) 李仁夏「韓日協定と韓国教会 国交正常化を願いつつも」『福音と世界』第950号、1965年8月14日（『関係史資料集Ⅲ』、78～79頁）。

34) 権赫泰『平和なき「平和主義」——戦後日本の思想と運動』法政大学出版局、2016年、19頁。

35) 前掲『民主化運動史1』、471頁。

36) 吉澤、前掲書、294～296頁。

37) 「日本の教会の姿勢を問われる 韓国基督教長老会第五十回総会」『教団新報』第3466号、1965年10月16日（『関係史資料集Ⅲ』、59頁）。

38) 同上、58頁。

代表3名を招待したい旨の書簡を送った。その結果、66年4月の来日が決まり、在日大韓基督教会との懇談（65年11月22日）の結果、合同委員会を組織することとなった³⁹⁾。

しかし、国交正常化が実現したとはいえ、自由で頻繁な人的交流が実現したわけではない。日本の海外渡航自由化が始まったのは前年の1964年であり、この頃の一般の日本人にとって海外渡航はまだ縁遠いものだった。また、韓国の海外渡航自由化は、日本から遅れること25年、民主化以後の1989年のことだった。さらに、大村勇の渡韓の際のビザ問題にみられるように、朴正熙政権は、国内の反政府運動に対する警戒から、出入国について厳しい管理体制を敷いていた。社会運動関係者が国境を越えて自由に行き来する状況からは程遠いものだった。

そうした状況ではあったが、個別具体的な問題を通して、日本の社会運動が韓国問題にアプローチする動きがみられるようになった。いくつか紹介しておこう。

ベ平連関連で、韓国に関連する問題として初めて取り上げられたのは、韓国軍脱走兵金東希の問題だった。金東希は、ベトナム派兵予定の韓国軍から脱走し、日本に密航したが、逮捕、拘留され大村収容所に収容された。1967年2月、京都ベ平連のメンバーである塩沢由典がテレビニュースで偶然知り、彼は、大村収容所に手紙を送った。その後の手紙のやり取りの相手は、実は金東希ではなく任錫均だったのであるが、それはともかく、これを契機にして京都金東希を守る会が立ち上げられた。韓国人脱走兵の存在を知っただけでなく、金東希が収容されていた大村収容所の存在についても知られるようになった。金東希及び大村収容所問題が当時の人びとのどのような問題意識と結びついていったのか、盧恩明は次のように指摘している。

「ベ平連の周辺で、加害者意識を日本の過去にまで拡張していく際に、脱走兵の金東希事件は重要な役割を果たした。まず、金の成長記や家族史は、戦

39) 「新局面を迎えた日韓両教会 韓国の三教会代表来日 教団に招かれて四月中旬東京へ」『教団新報』第3475号、1966年3月5日（『関係史資料Ⅲ』、120～121頁）。

前からの日韓関係の歴史にまでベ平連の認識の地平を広げた。さらに、金東希の『大村収容所からの手紙』が、67年12月、京都集会ティーチ・インで読まれた。このことは、大村収容所を含んだ『入管体制』の問題について、多くの人々の関心を引き起こした。」⁴⁰⁾

実際にベ平連は、69年3月には、ベ平連九州キャラバンの一環として大村収容所への抗議行動を行っている。また、同年7月、京都ベ平連の飯沼二郎は、朝鮮人社を立ち上げ、雑誌『朝鮮人』を創刊した。飯沼は、雑誌のサブタイトルを「大村収容所を廃止するために」とした。

韓国人被爆者問題への関心が向けられ運動が始まったのも1960年代後半のことだった。鄭美香によると、すでに「民団は1963年、組織内に「母国被爆同胞救援対策委員会」を設置し、1965年5月に在韓被爆者実態調査団を韓国へ派遣する。こうした様子が『中国新聞』に報道されることで、日本で初めて在韓被爆者の存在が知られる」⁴¹⁾ ことになったという。

そして、後の広島市長・平岡敬が、中国新聞記者として韓国人被爆者問題を取材し報じていったのも、65年体制発足とほぼ軌を一にしていた⁴²⁾。さらに、1968年10月には釜山在住の被爆者・孫貴達が原爆症治療の目的で日本に密入国し逮捕され、「日本メディアは、孫貴達事件を大きく報じ、在韓被爆者の存在がクローズアップされた。原水爆禁止日本協議会や山口原爆被害者福祉会館建設委員会などの市民団体が孫貴達を支援する運動を展開するなど、日本社会における在韓被爆者への関心が一気に増大した。」⁴³⁾

このような60年代後半の韓国問題への関心の生起と社会運動の始まりの背後には、日本の社会運動に

40) 盧恩明「ベ平連の反「入管体制」運動——その論理と運動の展開」九州大学政治研究室『政治研究』第57号、2010年3月、71頁。

41) 鄭美香「忘れられた被爆者——在韓被爆者の歴史と先行研究」『社会学論集』第30巻、2017年9月、19頁。

42) 小林聡明「在韓被爆者救護をめぐる日韓交渉：1960s～70s——問題の「発見」から日韓間の合意成立まで——」日本国際問題研究所『歴史系検討会論文集』2022年3月、4頁。

43) 同上、6頁。

における認識枠組みの変化があった。すなわち、「被害」者としての社会運動に対する「加害」者としての社会運動という視点の提起である。

先に述べたように、一般に、「加害」論は、1966年夏の日米市民会議での小田実の発言により広まった考えと言われている。しかし、注20で指摘したように、実際には小田の発言が「加害」論の始まりではない。それは運動関係者のなかで意識化、言語化されつつあった。しかも、当時の小田の「加害」論には植民地支配の視点が欠けていた。むしろ先に紹介した岸本和世牧師の言葉や尾山令仁牧師の「謝罪の旅」など、60年代における日本のキリスト者たちの言説に植民地支配に対する「加害」論の視点が含まれていた。さらに、ここで触れた大村収容所問題や韓国人被爆者問題に対する社会運動の対応に示されるように、アジアへの視点、あるいは植民地責任の視点は、社会運動のなかに萌芽的ではあるが確実に生まれつつあったのである。

5 むすびに——70年代への展望

以上論じてきたように、65年体制以前の時期においては極めて限られた人びとの往来しかなかった。65年体制発足は、「通常の」国家間関係の成立を意味するはずのものであったが、65年体制発足時点での日韓の社会運動においてはいくつもの認識の相違があった。また、65年体制発足により人びとの往来が頻繁になったわけでは必ずしもなかった。しかし、65年体制発足と前後して日本の社会運動の韓国問題への接近は萌芽的ではあるにしろ、確実に始まりつつあった。

上記の点を確認したうえで、70年代以降の運動とどのように関連するのか、65年体制の変容という観点から、いくつかの論点を提示して本稿を終えることにしたい。

70年前後には、65年体制自体が大きく変容し、日韓双方の社会運動をとりまく環境に変化が生じるようになった。最大の要因は、アメリカのベトナムからの撤退と対中国政策の転換を中心とする東アジア戦略の変化である。

周知のとおり、ベトナム戦争は泥沼化し、68年の

ジョンソン大統領の大統領選挙不出馬宣言、その後のニクソン政権成立のなかでアメリカはベトナムからの撤退を進めた。さらに70年代に入ると、それまで全面対立状態にあった中国との関係改善に乗り出すなど、アメリカの対東アジア政策が大きく変わっていくことになった。65年体制がベトナム戦争を中心としたアメリカの東アジア戦略と密接に結びついていたわけであるから、その成立条件自体が消失したことを意味していた。

65年体制の意味転換の影響は、韓国に対してより大きく作用した。朴正熙政権は、米中接近に象徴されるアメリカの東アジア戦略の転換が、韓国の孤立化を招きかねないという危機感を抱き、71年に維新体制へ移行し、その独裁政権の性格を強めた。すでに69年の大統領3選改選問題で朴正熙政権の永久執権化に危機感を抱いた韓国の社会運動は、反政府運動としての民主化運動を本格化させつつあった。それに加え、1970年の全泰壺焼身自殺事件などに象徴される労働運動や、都市貧民運動などのいわゆる民衆運動の隆起とも共鳴し合いながら、民主化運動が本格化することになる。和田が衝撃を受けた金大中拉致事件も、65年体制の意味転換と結びついた朴正熙政権、韓国の社会運動双方の急激な変化のなかで生じた出来事だったということができよう。

日本に目を転じると、60年代半ば以降の日本の社会運動の大きな柱であったベトナム反戦運動にとって、ベトナム戦争におけるアメリカの事実上の敗北は、社会運動にとっての大きな成果と捉えられた。それとともに、社会運動の課題について、様々な模索や試みが本格化していくこととなった。その模索や試みのなかには、60年代後半の日韓間の萌芽的な取り組みと一定の関連性を有するものもあり、70年代の環境変化のなかで、次のステップへと進んでいくことになろう。その一つが、日韓連帯運動であり、それは韓国民主化運動に対する国際的な支援の広がりの中の一環という性格を有していた。日韓連帯運動を中心とする70年代の社会運動の展開については、稿を改めて論じることにしたい。*

** 本稿は、JSPS 科学研究費補助金（基盤研究（C）（22K00900））による研究成果の一部である。

韓国司法が語る1965年体制の「ほころび」¹⁾

木村 貴*

1 はじめに

2019年以降、日韓関係は「過去最悪」と呼ばれるような状況に陥った。2019年7月には、半導体3品目の輸出管理強化を日本が実施しそれに対して韓国が猛反発した結果、外交・経済・安保などに多大なる影響を及ぼした。韓国では「日本製品不買運動」「ボイコットジャパン運動」が長期化し、民間レベルにまで根深い対立を招いた。

なぜ、このような状況になったのであろうか。それは、2018年10月に韓国大法院²⁾が下したある訴訟の判決が引き金であった。大法院は、10月30日、日本企業を相手に元徴用工らが求めた損害賠償訴訟において、原告らの勝訴を確定させ一人当たり1億ウォンの慰謝料を支払うように命じた。この決定に対して被告日本企業また日本政府は1965年の日韓基本条約・請求権協定に反するとして慰謝料の支払いを履行しなかった。さらには、報復と言わんばかりに、上記の2019年7月の半導体3品目輸出管理強化を実施するに至ったのである。

徴用工判決のみならず、2021年1月には日本国を相手に元慰安婦らが訴えた裁判において、ソウル中央地方裁判所が原告一人当たり1億ウォンの賠償を日本政府に命じた。日本政府は、本訴訟に対して一貫して国際法上の国家免除の原則を理由に対応を

とっておらず、控訴することもなく、地方裁判所の決定が確定している。

このような韓国司法府の決定を発端とする日韓関係の悪化に対して、日本政府は一貫して韓国政府に事態の收拾を求めた。それに対して、両判決決定時の文在寅政権は、三権分立の原則にもとづき、司法の判断を尊重する立場を取り、特に対応を取ることはなかった。しかし、2022年に発足した尹錫悦政権が徴用工裁判原告への賠償を第三者弁済により解決すると宣言して以降、文在寅政権下で悪化した日韓関係は好転し始めた。この第三者弁済による「政治的解決」については、一部の原告らは受け取り自体を拒否しており、解決には至っていない。そして、この第三者弁済と関連して司法府は、原告らの合意のない一方的な支払いである供託金制度の活用について否定的な判断を下している。つまり、原告らの合意のない政治的な解決方法に対して司法府がNOを突きつけているのであり、これは2018年の大法院判決の中でも見られる見解である。

このように、1965年に締結された日韓基本条約・請求権協定という政治的合意により解決したとされてきた徴用工問題や2015年の日韓外相間の政治的合意によって解決を試みた慰安婦問題などに対して、司法府が「異議申立て」を行なったのが上記の一連の司法の決定であり、この一連の判決文の中に「ポスト1965年体制」の輪郭を描くヒントがあるのではなかろうかというのが筆者の問題意識である。

* 福岡女子大学 教授

1) 本稿は、九州大学韓国研究センターの研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一つ「『ポスト1965年体制』研究」の共同研究会（2024年5月18日）における研究報告をもとに作成しており、中間報告である。

2) 日本の最高裁判所に該当。

2 「1965年体制」に対する司法の 「異議申立て」

(1) 2018年大法院判決³⁾の意義

2018年10月30日、大法院は、新日鉄住金株式会社を被告として提起された訴訟において、原告4人に対し1人当たり1億ウォンを支払うよう命じた。本訴訟は、2012年5月24日に大法院がソウル高等裁判所へ差し戻し翌年7月10日にソウル高裁が判決を下してから約5年後にようやく大法院が確定させたものであった。これまで、徴用工問題に関しては、1965年に締結された日韓請求権協定第2条1項にて「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、(中略)完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」として、徴用工問題に関する請求権もここに含まれると考えられてきた。

しかし、大法院は、原告らが求めている「慰謝料」はここに含まれないと判断した。判決は、本件で原告らが求めているのは「未払い賃金や補償金を請求しているのではなく」、「日本政府の韓半島に対する不法的な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料」であるため、日韓請求権協定第2条1項で「完全かつ最終的に解決」した請求権には含まれないとし、「請求権協定は日本の不法な植民支配に対する賠償を請求するための協定ではなく」、両国間の「財政的・民事的な債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのもの」であったと評価した。さらに、「請求権協定の一方の当事者である日本政府が不法行為の存在及びそれに対する賠償責任の存在を否認する状況で、被害者側である大韓民国政府が自ら強制動員慰謝料請求権までも含む内容で請求権協定を締結したとは考えられない」として、本件訴訟の慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれているという被告の主張を認めなかった。

3) 「2013다61381」(大法院2018年10月30日)

(2) 下級審から大法院判決への「異議」

大法院判決から約2年半後の2021年6月7日、ソウル中央地方裁判所は、元徴用工からの同様の訴えを却下した⁴⁾。却下の理由は、以下のとおりである。

まず、大法院が請求内容を請求権協定の対象ではないとした点については、「日韓請求権協定と関連合意文書などの文献、請求権協定の締結経緯や締結当時推断される当事者の意思、請求権協定の締結による後続措置などを考慮すると、本件被害者の損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に該当する」として、正反対の判断を下した。さらに、判決は、「請求権協定第2条は大韓民国国民と日本国民の相手国及びその国民に対する請求権まで対象としていることが明らかであるので、請求権協定を国民個人の請求権とは関係なく、両締約国が互いに対する外交的保護権だけを放棄する内容の条約であると解釈しがたく、本条項で規定している『完全かつ最終的な解決』や『いかなる主張も行えないとする』という文言の意味は、個人請求権の完全な消滅までではなくとも『大韓民国国民が日本や日本国民を相手に訴えによって権利を行使することは除外する』という意味と解釈するのが妥当である」として、請求権協定によって完全に、そして最終的に解決したものと評価した。

次に、「ウィーン条約第27条によると、植民地支配の不法性を認める国内法的事実のみで、植民支配の適法または不法に関して相互合意に至らないまま一括して本件被害者らの請求権などに関して補償または賠償すると合意に至った『条約』に該当する請求権協定の『不履行』を正当化することはできず、大韓民国は依然として国際法的には請求権協定に拘束される」とし、「本件請求を認容することはウィーン条約第27条と禁反言の原則など国際法に違反する結果をもたらす恐れがあり」、「植民支配と徴用の違法性は遺憾ながらいずれも国内法的な法解釈だ。日本を含めどの国も植民支配の違法性を認めておらず、国際法的にも認められたという資料」はなく、「日帝の植民支配が違法なのかどうかは司法ではな

4) 「2015가합13718」(ソウル中央地方裁判所2021年6月7日)

く政治的機関がすべきことで、司法自制の原理が適用される領域」であるとまで踏み込んだ。

また、本請求が認められ判決が執行された場合について、「ウィーン条約第27条により、国内的事情及び国内的解釈にも関わらず条約の効力は維持され、このような場合の強制執行は確定判決が実体的真実に反し、禁反言の原則など信義則に違反することになるので、判決の執行自体が権利濫用に該当し、請求異議の提訴及び暫定処分の対象となる可能性を排除することができ」ず、「原告らの請求を認容する本案判決が宣告され確定し強制執行まで終える場合、国際的に招く恐れのある逆効果などまで考慮すると、強制執行は国家の安全保障と秩序維持という憲法上の大原則を侵害するもので、権利濫用に該当し許されず、結局本件被害者らの請求権は訴訟によって権利を行使することができない権利に該当する」として、請求容認による安全保障上の影響にまで言及した。

さらには、「本件被害者らの損害賠償請求権は、憲法上の国家安全保障、秩序維持及び公共福利のため、国内的には法律の地位にある条約に該当する請求権協定によってその訴権が制限される結果となり、「自由民主主義という憲法的価値を共有する日本との関係が毀損されると、同盟国である米国との関係まで損ないかね」ないとして、日本との関係のみならず、米国との関係にまで言及するという異例な判決内容となっている。

このような異例の判断まで行ったキム・ヤンホ(김양호) 裁判長に対して翌日8日、キム裁判長の弾劾を求める国民請願が以下のような内容で開始され、7月1日の時点で34万6,750人が賛同した。

キム判事が却下判決を下した理由をみると、彼が大韓民国の国民であるのか疑問を持つほど、反国家的、反歴史的な内容で点綴されています。

まず、キム判事は、韓日協定によって個人請求権が消滅したという立場を法理によって引き出しているが、これは日本自民党政権で過去事賠償責任を負わないために掲げた弁明にすぎません。韓日協定当時否定されたのは「国家対国家の賠償権」であって、個人が日本政府、日本

企業を対象に請求する「個人請求権」は否定されていませんでした。1991年日本外務省報告書でも、韓国人の個人請求権は有効であることが認められ、2007年日本最高裁判所も個人請求権の履行が正当であると判示したことがあります。キム判事が根拠として提示した請求権消滅論は日本極右の立場をそのまま反映させた反民族的判決に違いありません。

国際社会が日帝植民支配を不法と見ていないと言及した部分は、臨時政府法統を継承している大韓民国の憲法に正面から挑む反国家的、反憲法的行為でもあります。大韓民国政府は1986年、大韓帝国期にヨーロッパと締結した条約が有効であることを明らかにし、大韓帝国と大韓民国間の国家的同一性を認めています。これは、日本植民支配を遡及的無効とみなし、韓国の国家性を認めることによっています。キム判事の判決は、このような大韓民国政府の公式の立場を否定するものです。さらに、国際法は国内法に優先しないにも関わらず、強制性のない国際法的解釈を導き国内裁判に利用したことは法理的妥当性が全くないものであります。

さらに、キム判事は判決を下すと同時に「韓日関係が悪化すれば米国との関係も悪くなる妥当」と述べ、自身の判決が判事としての良心と国内法学会の先例、法条文を根拠としたものではなく個人の政治的動機によるものであることを明らかにしています。これは三権分立に反するものであり、良心にもとづく裁判権の独立を規定する憲法にも違背するものです。

自らを売国奴かつ政治判事と規定したキム判事を座視するならば、今後第2、第3のキムが現れ、非選出権力による売国的軽挙妄動が蔓延することになります。国憲を遵守し、司法府を正し、民族的良心を回復するためにも、キム判事を即刻弾劾措置とすべきです⁵⁾

また、2021年8月と9月には、ソウル中央地裁が

5) <https://www1.president.go.kr/petitions/598967> (2021年7月1日閲覧)

「消滅時効完成」を理由に原告らの訴えを棄却した。判決文では、「大法院が2012年5月24日付大法院判決で判示した請求権協定の適用対象に関する法理は、破棄差し戻し審及び再上告審にて差し戻し判決の拘束力によりそのまま維持される他ないと言えるため、原告の客観的権利行使障害事由は2018年10月30日付大法院判決ではなく、2012年5月24日付大法院判決でもってすでに解消したとみるのが相当である」⁶⁾として、時効の起算点を2018年10月30日ではなく、2012年5月24日とした。

以上のように、2018年大法院判決では認容された原告らの慰謝料請求権が、それぞれ根拠とする理由は異なるが、下級審において認められない判決が続いた。もちろん、上級審である大法院の決定が司法府の判断であると見ることが妥当ではあるが、司法内部での徴用工問題に対する判断のズレが表面化することになった。

(3) 第三者弁済による「解決」をめぐる葛藤

上記大法院判決の決定が強制執行されようとするなか、2023年3月韓国政府は、日帝強制動員被害者支援財団による「第三者弁済案」を発表した。この第三者弁済案とは、財団を窓口として韓国企業からの寄付を募り、それを原資に原告側への賠償金支払いを日本企業に代わり行うというものである。当初15名の対象者のうち、11名の被害者・遺族がこれを受け取り、4名の被害者・遺族が受取を拒否していたが、2024年10月さらにもう1名の原告がこれを受け取り⁷⁾、2025年1月現在12名の被害者・遺族が財団から受け取っている状況である。財団側は、この受け取りを拒否している原告らに対して、彼らが日本企業から受け取るべき金額を供託制度を利用することによって「解決」を図ろうとした。供託制度とは、債務者が弁済をしようとしても債権者が何らかの理由で受け取らない場合、供託所に金銭などを提出してその管理を委ね、最終的には供託所が債権者にその財産を取得させることによって、法律上の目

的を達成しようとする制度である。しかし、供託官が財団からの供託金の受理を拒否したため、財団は法務部を提訴することになった。その結果、光州地方裁判所をはじめ複数の裁判所は財団の訴えを認めず、この3名に関しては現在も「未解決」の状態のままである。その理由について光州地方裁判所は、「慰謝料は、精神的損害という非財産的損害に対する賠償金であり、精神的損害の補填的性格のみならず、加害者に対する制裁的機能や金銭的な満足以外に被害者が個人的に負った人格的侮辱など不法かつ不当な仕打ちに対して被害者を心理的・感情的に満足させる機能もあり」、「加害企業が不法行為の事実自体を否認し、被害者に対する損害賠償債務を認めていない状況において、申請人（筆者注：財団）が第三者弁済を通じて本件判決金を弁済した後に加害企業に求償権行使を行わないならば、加害企業に免罪符を与えることになる結果をもたらし、債権者としては精神的損害に対する債権の満足を得ることが難しい」という点を挙げている⁸⁾。

3 2015年慰安婦合意に対する司法の「異議申立て」

(1) 「日韓合意」と憲法裁判所の判断

2015年12月28日、日本の岸田文雄外務大臣と韓国の尹炳世外交部長官は日韓外相会談を行い慰安婦問題に関して以下のように合意した。

「2015年日韓合意」（日本側発表）

ア 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおおびと反省の気持ちを表明する。

6) 「2017가단5042169」(ソウル中央地方裁判所2021年8月11日)

7) https://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/1165051.html (2025年1月31日閲覧)

8) 「2023미단5」(光州地方裁判所2023年8月16日)

イ 日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

ウ 日本政府は上記を表明するとともに、上記(イ)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

しかし、本合意については、韓国側で当事者たちに事前に相談がなかったなどとして、批判的な世論が形成され、ついには憲法裁判所に違憲確認訴訟が提起されることにもなった。これに対して憲法裁判所は、2019年12月27日却下の決定を下した⁹⁾。判決文によると、「慰安婦合意はいかなる法的効果もなく、被害者の損害賠償請求権にも影響を及ぼさない」ものであり、「該当の合意は韓日両国間で激しい葛藤がある問題であり、国民の基本権に関連した慰安婦被害者の被害回復に関する問題を扱いながらも国会の同意や憲法上の条約締結手続きを守らなかった」。また、「合意で総理大臣が被害者に対する謝罪と反省を表示する部分も、被害者の権利救済を目的とするのかどうか表れて」おらず、「国家責任が示されず、日本軍関与の強制・不法性も明示されず、謝罪の表示は被害回復のための法的措置ではない」ため、憲法裁判所で判断するまでもないということであった。

9) 「2016헌마253」(憲法裁判所2019年12月27日)

(2) 1次訴訟(2021年1月8日ソウル中央地裁判決)

2021年1月8日には、ソウル中央地裁が日本政府相手に元慰安婦らが求めた訴訟において、原告一人当たり1億ウォンの賠償を命じる勝訴判決を下した¹⁰⁾。本訴訟に対して日本政府は、主権国家には他国の裁判権が及ばないという国際法上の国家免除(主権免除)が適用されるとして訴訟に一切関与しなかった。そのため、本判決に対して控訴することもなく上記判決が確定しており、原告らに対する支払い義務を負っている状況である。

本判決で注目すべき点は、国際法上の原則である国家免除の原則を適用しなかった点である。判決では、2004年3月11日イタリア最高裁判所の「フェリーニ対ドイツ連邦共和国」の事例を挙げている。このケースは反人道的行為を強行規範に反する重大な人道的行為と規定してドイツの国家免除を認めなかったが、2012年2月3日、国際司法裁判所(ICJ)はドイツの国家免除の主張を認め、さらに2014年10月22日、イタリア憲法裁判所が「国家免除の国際慣習法はイタリアの憲法秩序の基本的価値を侵害する」として、国家免除をめぐって二転三転したケースである。このように国際社会でも議論の分かれる国家免除の原則であるが、裁判所は以下のように説明して、本件での日本の国家免除を認めなかった。

まず、裁判を受ける権利は、韓国憲法第27条第1項、「世界人権宣言」第8条でも保障されており、「基本権の保障のための実効的な権利である裁判を受ける権利を制限することには極めて慎重であるべき」であり、基本的人権としての裁判を受ける権利の重要性を強調した。その上で、「国家免除理論は、恒久的で固定的な価値ではない。国際秩序の変動に従い修正され続けており」、欧州条約などの国際条約のみならず、各国の国内法でも国家免除を認めない傾向があり、「このような変遷は、国際法体系が個人の権利を保護する方向に移行したことを反映したもの」であると指摘した。最終的には、「国家免除理論は、主権国家を尊重し、むやみに他国の裁判権

10) 「2016가합505092」(ソウル中央地方裁判所2021年1月8日)

に服さないようにするという意味を有するのであって、絶対規範（国際強行規範）に違反し、他国の個人に対して大きな損害を与えた国家が国家免除理論の陰に隠れて賠償と補償を回避できる機会を与えるために形成されたものではないから、このような場合、国家免除に関する国際慣習法の解釈には例外が許容されるべきであると判断するのが相当である」とまとめた。結論としては、本件は、「当時日本帝国により計画的、組織的に広範囲に行われた反人道的犯罪行為であって国際強行規範に違反するものであり、当時日本帝国により不法占領中であった朝鮮半島内において我が国民である原告らに対して行われたものであって、この行為が国家の主権行為であったとしても国家免除を適用することはできず、例外的に大韓民国の裁判所に被告に対する裁判権があるというのが妥当」であるという判断であった。

この判決に対して日本政府が控訴しなかったため地裁の決定が確定したのは上述したとおりであるが、1月23日判決に対する日本政府の立場を外務大臣の談話を通して以下のように明らかにした。

1 元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、本年1月8日、ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払等を命じる判決を出し、本23日、同判決が確定しました。

2 国際法上、国家は主権を有し、互いに対等な存在であることから、原則として、外国の裁判権に服することはありません。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本国政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきました。今般、ソウル中央地方裁判所が、主権免除の原則の適用を否定する判決を出したことは、国際司法裁判所判決でも示されている国際法に明らかに反するものです。

3 慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定

で「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、この協定は、これまでの日韓関係の基礎となってきました。

4 また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されています。日本国政府は、この合意の下で約束した措置を全て実施してきています。大韓民国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国による合意の実施を注視している状況です。

5 この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。

6 日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めます¹¹⁾。

このような日本政府の批判に対して、即座に韓国政府は以下のように立場を表明した。

1. 2021年1月23日確定した日本軍慰安婦被害者提起損害賠償訴訟判決に関連して、日本政府が外務大臣名義の談話を当日発表しました。

2. 今回の訴訟判決と日本側談話に対する韓国政府の立場は以下の通りです。

- ・韓国政府は、2015年慰安婦合意が韓日両国政府間の公式合意であることを認める。同時に、被害当事者らの意思が反映されない政府間の合意のみで、真の問題解決とはならないという立場を示してきた。
- ・これにより、韓国政府は日本に対して、政府レベルではいかなる追加的な請求も行わない方針であるが、被害当事者らの問題提起を防

11) 「元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における訴訟に係る判決確定について（外務大臣談話）」https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000519.html (2025年1月31日閲覧)

ぐ権利や権限を持ってはいない。

- ・韓国政府は、慰安婦被害者らと相談して円満な解決のために最後まで努力するが、日本側も自ら表明した責任痛感と謝罪・反省の精神にもとづき、被害者らの名誉・尊厳回復と心の傷の治癒のための誠意ある努力を示すべきである。
- ・合わせて、日本政府は、日本軍慰安婦被害者問題が世界で類例のない戦時女性人権蹂躪であり普遍的な人権侵害の問題であるとして、国際人権規範をはじめとする国際法に違反したものであることを直視するべきである。
- ・韓国政府は、同判決が外交関係に及ぼす影響を綿密に検討し、韓日両国間の建設的かつ未来志向的な協力が続くよう諸般努力する¹²⁾。

以上のように、韓国司法の決定により慰安婦問題をめぐる日韓両政府間の意見の不一致が浮き彫りになったが、さらに、韓国司法府内部での不一致も表面化することになった。2021年3月29日、1次訴訟判決で決定された訴訟費用の被告日本政府側負担分についての差押を求めた原告らの訴えに対してソウル中央地方裁判所は、「被告から差押えることのできる訴訟費用は存在しない」ことを確認した¹³⁾。その理由は、差し押さえは「現代文明国家間に、国家的威信と関連して韓国司法府の信頼を低下させるなど重大な結果をもたらす、憲法上の国家安全保障、秩序維持、公共福祉とも衝突する結果に至ることになる」ので、訴訟費用のうち被告から差押えることのできる訴訟費用は存在しないというものであった。特に、ウィーン条約第27条¹⁴⁾違反について「大韓民国と日本国間にこれまで締結されたいわゆる韓日請求権協定、慰安婦合意など各種条約と合意、各国当局が本件と関連してとった言動（特に、両当事国が最近（筆者注：2021年1月23日の談話）にも慰安

婦合意の有効性を確認した点、相当数の被害者がその基金から金員を受け取った点、残額が日本国に返還されていない点）などに加えて、上記のような法理及び国際法上の禁反言（estoppel）、すなわち以前の言動と矛盾する行為を行うことができないという原則についても考慮すると、本件差押え決定を認めることは、ウィーン条約第27条などの国際法に違反する結果をもたらす恐れがある」として、国際法上の違反を指摘している。このウィーン条約27条違反に関しては2021年6月7日の徴用工判決（ソウル中央地裁）でも同様の指摘がなされていたが、本件の裁判長は徴用工判決と関連して国民請願の対象となったキム・ヤンホ裁判長であった¹⁵⁾。

（3）2次訴訟

原告が勝訴した1次訴訟3ヶ月後の2021年4月21日、ソウル中央地裁は国家免除を認め、元慰安婦らの訴えを却下した¹⁶⁾。裁判所は、国家免除について「ある国家の主権行為が強行規範に違反したとしても、その行為は違法な主権行為になるだけであり、主権行為でなくなるわけではなく、「国際慣習法の国家免除原則に基づき日本政府は訴訟の対象にならない」として国家免除の原則により日本政府を訴訟の対象外とした。

さらに、2015年の日韓合意について「被害者の苦痛に比べれば十分ではない」としつつも、「韓国政府は日本政府と慰安婦被害者問題の解決のために交渉を進め、2015年に合意に至り、該当の合意は依然として有効」という判断を示した。また、「慰安婦合意は文言上、被害者に対する謝罪と反省が込められて」いるとして、憲法裁判所とは異なる判断を下した。さらに、「韓国政府は生存被害者の年齢を考慮して早期に実質的な措置を準備しようとしたとみられ、今回の合意はそれ以前の外交努力に比べて相対的に進展した内容を含んで」おり、「交渉過程で元慰安婦または、被害者団体の意見を取りまとめる

12) https://lby.mofa.go.kr/www/brd/m_24815/view.do?seq=41&page=8&pitem=10 (2025年1月31日閲覧)

13) 「2016가합505092」(ソウル中央地方裁判所2021年3月29日)

14) ウィーン条約第27条「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。(後略)」

15) キム・ヤンホ裁判長のみならず、ペク・トゥソン(백두선) 判事、キム・ミンジ(김민지) 判事の名前も両判決文に明記されている。

16) 「2016가합580239」(ソウル中央地方裁判所2021年4月21日)

手順を踏」み、「合意が慰安婦被害者の意思に明確に反するとは断定できない」として、日韓合意に当事者らの意思が十分に反映されなかったという批判に対しても、韓国政府の外交努力として肯定的に評価した。そして、実際に「死亡した元慰安婦を含む240人のうち、41.3%に当たる99人に現金支援が行われた」点から、「合意当時に生存していた慰安婦のうち相当数が財団から現金を受領したと見るのが合理的」として、「原告を含む慰安婦被害者のための大まかな救済手段が用意されたことを否定することは困難」と結論づけた。

4 むすびにかえて

以上、徴用工判決と慰安婦判決について、判決文を中心に検討してみた。その結果、以下のことが明らかになった。まず、2018年の大法院判決をはじめとする日本企業、日本政府に対する一連の賠償命令判決は、日韓両国の行政・立法による「政治的合意」である日韓基本条約や請求権協定によって構築された「1965年体制」に対する司法の「異議申立て」であるという点だ。徴用工や慰安婦の被害者の人権救済よりも国家の利益を優先した政治的合意で作られたこの60年間の関係に対して、人権の最後の砦である司法府が判決を通して「抗議」したのである。と同時に、国家中心の国際法から人権重視の国際法へという国際社会の変化も反映したものと言える。つまり、1987年の民主化以降高まってきた人権意識が、60年前に作られた日韓間の合意の「ほころび」を指摘したのが、この裁判の意義と言えるのではなかろうか。そして、このほころびを取り繕おうとしたのが韓国政府による第三者弁済案であり、それは一部の被害者からの拒否のみならず、供託制度を利用して強引に進めようとした財団に対する司法の拒否という形で再度「異議」が申し立てられた。このことは、これまで日韓両政府によって管理されてきた日韓関係に、三権分立のもと政府によってコントロールすることができない韓国司法という新たなアクターが登場し、日韓関係を左右する存在になったということの意味するのではなかろうか。

このように日韓関係において存在感を増してきた韓国司法府であるが、一連の判決からも分かるように司法府内部も多様化してきた。民主化以前は「権力の侍女」と呼ばれていた司法府であるが、2000年代に入り多様な判決が下されるようになってきた。特に最近憲法裁判所による弾劾裁判に関する議論の中でも指摘されているのが、司法府内部の研究会の存在である。特に注目されているのが「ウリ法研究会」という研究会である。この研究会はすでに解散しているが、進歩的な思想を持った裁判官の集まりと評価されており、現在の大統領弾劾裁判でも与党院内代表が、「憲法裁判官8名中3名がウリ法研究会出身と明らかになっており、憲法裁判所ではなく『ウリ法裁判所』という批判まで出ている」¹⁷⁾として、「偏向裁判」になる可能性があると言われている。このような司法府内部の研究会は複数あると言われており、本稿で扱った一連の判決の「多様性」にも影響を与えていると考えられる。韓国司法の変化に関する分析は、今後の課題としたい。

参考文献

- 「2013 다 61381」(大法院 2018年10月30日)
- 「2015 가합 13718」(ソウル中央地方裁判所 2021年6月7日)
- 「2017 가단 5042169」(ソウル中央地方裁判所 2021年8月11日)
- 「2023 비단 5」(光州地方裁判所 2023年8月16日)
- 「2016 헌마 253」(憲法裁判所 2019年12月27日)
- 「2016 가합 505092」(ソウル中央地方裁判所 2021年1月8日)
- 「2016 가합 505092」(ソウル中央地方裁判所 2021年3月29日)
- 「2016 가합 580239」(ソウル中央地方裁判所 2021年4月21日)
- 「한겨레」HP
- 「外務省」HP
- 「외교부」HP
- 「Ohmynews」HP

17) https://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0003100239&fbclid=IwY2xjawIOgNVleHRuA2FlbQIxMQABHde7FFrX6eiRjFAQXoghP69TCbBiugBJdVimT5m-sjwVx4E9TJuNcCUQ0Q_aem_ybXpZXjE7shstEcIDYdBAw (2025年1月31日閲覧)

日韓関係における65年体制の限界と 移行期正義の可能性

緒方 義広*

1 はじめに

今日の日本と韓国は、65年体制のもと文化的にも人的にも活発な交流によってかつてないほどに密接な関係を築いてきた。そのことを否定する者は誰もいないだろう。その一方で、日韓間には歴史教科書の問題や靖国神社参拝問題、独島／竹島をめぐる問題など、さまざまな歴史認識の問題が熾り続けている。なかでも「慰安婦」と「徴用工」をめぐる問題は、被害当事者やその遺族が被害の救済を求めているということもあり、多くの共感を呼び注目されてきた。

また、日韓国交正常化60年を迎える2025年を前に、「ポスト65年体制」という言葉を耳にする機会が増えている。65年体制がないがしろにしてきた歴史認識の問題が「ポスト65年体制論」として語られ出しているのである。本稿は、日韓関係において65年体制が抱える限界について検討し、ポスト65年体制への転換を移行期正義（transitional justice）の実現過程として捉え、その可能性について議論を試みるものである。

なお、本稿は、2024年5月18日に福岡市内で開催された「九州韓国研究者フォーラム」の第13回研究会にて筆者が発表した内容に、多少の加筆修正を加えまとめた試論である。研究会にて貴重なコメントをくださった先生方に感謝を申し上げる。ただし、そこでいただいた指摘等は本稿においてあまり反映させられていない。それらは、今後の研究課題としたい。

2 65年体制とその限界

ポスト65年体制を語るためには、まず「65年体制」とは何であるのかを確認することから始めなければならないだろう。周知のように、1965年の日韓国交正常化は、東西冷戦の時代を背景に、韓国併合条約（1910年）の合法／違法をめぐる議論を棚上げにすることで果たされた。韓国国内では当時、朴正熙政権のもと反対の世論は統制され、その後1980～2000年代にかけて生じた日韓間の対立もまた、日韓両国政府による政治的・外交的な対応によって「管理」されてきたと言える。

日本の植民地支配から解放された朝鮮半島に、大韓民国（韓国：Republic of Korea）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮：Democratic People's Republic of Korea）という二つの政府が樹立されたのが、1948年である。その後、大陸に中華人民共和国が成立すると、敗戦国日本の国際社会復帰が急がれ、1951年、片面講和という形でサンフランシスコ平和条約が締結された。米国を中心とした反共・自由主義陣営に位置付けられた韓国と日本は、その後、米国による影響下のもと、国交正常化交渉を進めていくことになった。

つまり、日韓国交正常化は、東西冷戦の影響下に成立したサンフランシスコ平和条約体制のもと果たされたのだった。国交正常化交渉開始の当初、韓国の李承晩政権は対日賠償請求を主張するなど、その交渉過程において日本の植民地支配責任に厳しい態度で臨んだ。しかし、日韓間における認識の差は大きく、交渉中断を何度も繰り返した結果、国交正常

* 福岡大学人文学部東アジア地域言語学科 准教授

化交渉は14年にも及んだのであった。

長期にわたる交渉の末、「韓国併合」を違法であったとするか合法であったとするかという、日韓間における根本的な認識の一致が見られなかったにもかかわらず、それを棚上げにする形で日韓国交正常化は実現した。当時は、韓国の朴正熙政権にとって、日本との関係を構築することが外交的な「利益」に見合っていた。東西冷戦のなか東アジアにおいて国際秩序を維持するためには、米国を中心とした反共・自由主義陣営の結束が不可欠であり、日本もまたそうした認識のもと、有償・無償8億ドルを韓国に約束することで、植民地支配責任の問題を「解決済み」としたかった。

このような冷戦期における東アジア国際秩序のもとに始まった日韓関係が、のちに「65年体制」と呼ばれるようになった。国交正常化を果たして以来、今日まで日韓が友好関係を築いてきたことや、東アジア情勢の均衡を保ってきたことは、65年体制の成果と言えるだろう。しかし、65年体制が包括し得なかった価値が存在していることもまた、指摘しておかねばならない。日本による韓国併合をめぐる歴史認識の違いや植民地支配責任の清算という問題である。

冷戦期にあった1965年当時は、日韓ともに政治外交的な価値を国益として優先することで、植民地支配責任をめぐる法的な問題だけでなく、歴史認識についても十分な価値の合意を見ずにやり過ごすことができた。また、当時の国際社会がそれほどまでに重要視していなかった被害者の尊厳や人権といった問題が65年体制のもとでは蔑ろにされてきた。国益とは、国家間において管理されるものであり、それよりも個人の尊厳が優先されることはなかったのである。しかし、植民地支配責任の追及や個人の尊厳をめぐる問題は、近年の国際社会において重要視されるようになってきている。たとえ過去の出来事であったとしても、歴史的な評価としてそれを見直していく必要性が少しずつであっても認識されるようになってきたのだ。

また、65年体制が成立した当時は、それぞれの国内世論も管理および統制の対象だった。実際、日韓

それぞれの国内では、基本条約の締結に反対する世論が巻き起こった。しかし、韓国においてはそれによって政府が対日政策を変えろということはなく、国交正常化が強行されたのだった。しかし、世論の影響力については、当時といまでは国際社会の様相が大きく変化している。現代社会において、世論の広がりは一国内で止まるようなものではなく、瞬時に国境をまたぎ相互に影響を及ぼすような時代になっている。かつてとは違い、世論を管理し統制するということが容易でなくなっている。

このように、1965年当時と今とでは、日韓関係を取り巻く環境は大きく変化をしている。65年体制が取りこぼしてきた個人の尊厳や人権といった問題が注目を浴びる時代になっており、65年体制の限界とともにポスト65年体制という新しい日韓関係の模索が求められるようになってきていると言ってよいだろう。

3 ポスト冷戦体制下の日韓関係： 移行期正義の試み

日韓間における歴史認識の問題が外交懸案として注目されるようになったのは、1990年代である。世界的には、東西冷戦が終焉を迎えたあとのポスト冷戦体制下において、国際社会が大きな変化を経験するとともに、日韓もまた大きな転換点を迎えるようになった。

1990年代の韓国において、民主化後の過去事清算事業が進められたことは、韓国の移行期正義であったと言える¹⁾。1993年の金泳三政権以降、過去の権威主義政権によって人権が蹂躪された数々の出来事について、真実を明らかにし、犠牲となった人々の尊厳回復など、法整備をともなう形で「正義」が実現されていった。韓国社会における過去事清算の取り組みは一過性のものではなく、現在に至るまで続いている²⁾。一般に、大統領直接選挙制を実現させたことで韓国は「民主化」されたとされるが、真の民主化は果たされていないという認識は韓国社会で

1) 金榮鎬 (2018) 「日韓関係における安全保障と歴史問題——同盟のジレンマと移行期正義の視点から——」, 広島市立大学国際学部『広島国際研究』24, pp.1-24.

広く共有されており、いまに至るまで過去事清算を通じた移行期正義の試みが続けられていると言えよう。

日韓関係において、1990年代は「証言の時代」とも言われるが、1991年、日本軍「慰安婦」の被害者である金学順が自ら被害者であることを初めて公に証言し、日本国内で裁判が始まった。その後、裁判はすべて敗訴に終わるものの、当時の日本政府は独自の調査を行い、その被害事実について認めざるをえないと判断した。日本政府は、1992年の加藤内閣官房長官発表³⁾に続き1993年には「河野談話」⁴⁾を発表し、日本軍の関与を認めた。さらに自社連立政権のもと、1995年には「村山談話」⁵⁾が発表され、日本の中学校歴史教科書のすべてに「慰安婦」の記述がなされるようになった。

いま振り返って見れば、1990年代は、戦争責任論や戦後補償論などが注目され、日本社会が侵略や植民地支配の歴史について振り返ると同時に、アジアにおける日本の加害責任を問う議論が最も盛んになった時期であった。敗戦後の日本が、新憲法を定め民主主義国家として経済復興を遂げるなか、ないがしろになってきた植民地支配責任の問題が1990年代に注目を集めたのは、日本における移行期正義の過程であったと捉えることができるのではないだろうか。

しかし、その一方で、日本社会は1990年代後半から、戦争責任論や戦後補償論の高まりに対するバックラッシュ (backlash) を経験するようになる。特に「慰安婦」問題をめぐっては、中学校歴史教科書

にその事実が記述されるようになったことに対し、保守派の人々が強い危機感を持った。1997年に「新しい歴史教科書をつくる会」(つくる会)や日本会議が登場し、歴史修正主義運動が影響力を持つようになった。2000年代に入ってから、中学校歴史教科書から「慰安婦」の記述が再び消え、2010年代に入ると、河野談話否定の動きや村山談話からの後退も見られようになった。

2000～10年代は、北朝鮮による日本人拉致被害問題(2002年)をきっかけに、露骨な「北朝鮮パッシング」や、朝鮮人に対するヘイトスピーチが見られるようになり、保守派の政治家が支持を伸ばした国会では教育基本法の改正(2006年)や安保法制の整備(2016年)が進んだ。2002年には日韓共催のサッカーワールドカップが開催され、2003年以降は「韓流」が注目を集めるなど、日韓関係が新しい時代を迎えたのと相まって、いわゆる「戦後日本」が、ポスト冷戦体制と移行期正義をめぐって葛藤の時期を経験したと言えらる。

一方で、日韓それぞれの国内に留まらず、日韓関係における移行期正義の試みであったと言えるのが、1998年、小渕恵三首相と金大中大統領の間で発表された「日韓共同宣言——21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」⁶⁾である。一般に、この宣言をきっかけに「未来志向」の新しい日韓関係の構築が期待され、それこそがあるべき姿であると、宣言の重要性や意義を強調する声は少なくない。ただ、この「未来志向」という言葉は、過去を文字通り過ぎ去ったこととして顧みず、未来だけを志向するといった意味で捉えられることが少なくなく、宣言が謳った「未来志向」とは齟齬があるように思える。

宣言の中では、「1965年の国交正常化以来築かれてきた両国間の緊密な友好協力関係をより高い次元に発展させ、21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップを構築する」ことと同時に、「両国が過去を直視」することが謳われている。さらに、「我が国(日本)が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配によ

2) 5・18民主化運動等に関する特別法(1995年)、済州島4・3事件真相究明および犠牲者名誉回復に関する特別法(2000年)、日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法(2004年)、真実・和解のための過去事整理基本法(2020年)など。

3) “加藤内閣官房長官発表”日本国外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kato.html> (2025/02/03 検索)。

4) “慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話”, 日本国外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> (2025/02/03 検索)。

5) “「戦後50周年の終戦記念日にあたって」(いわゆる村山談話)”, 日本国外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html (2025/02/03 検索)。

6) “日韓共同宣言——21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ——”, 日本国外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page1_001262.html (2025/02/02 検索)。

り多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた」とし、それを前提として、「両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請」であることを宣言しているのだ。

つまり、1965年に結ばれた日韓基本条約は日韓関係を発展させてきたが、その際に十分検討されなかった歴史認識の問題を両国が直視することで、日韓関係のさらなる発展を目指すということが、宣言に謳われている。忘却のための「未来志向」ではなく、未来を志向するために共有すべきことが宣言されたと見るべきであろう。そうした意味では、1998年の日韓共同宣言は、日韓関係における移行期正義の試みであったと捉えられるものであるが、実際の日韓関係において宣言の趣旨が十分に実践されたとは言えず、移行期正義が成功したとは言えない。

4 人権意識の広がりとは反発

(1) 日本軍「慰安婦」をめぐって

日韓間における移行期正義の試みは、政府間におけるものだけではない。特に日本軍「慰安婦」の問題をめぐる動きは、国際社会の関心とともにさまざまな展開が見られた。

1991年の金学順による証言以来、「慰安婦」問題に対する国際社会の関心は高まった一方で、当初から韓国政府が日本政府に何らかの措置を積極的かつ具体的に要求することはなかった。もちろん日本国内で裁判が行われたり日韓両社会で批判の声が上がったりしたことで、河野談話だけでなく、「女性のためのアジア平和国民基金」が設立されたりするなど、「慰安婦」被害者をめぐって、1990年代にはさまざまな動きがあったのも事実である。しかし、この問題に対し日韓両政府が正面から議論をし解決に向けた努力をしたかと言えば、否定せざるをえない。

ところが2011年、大きな転換点を迎えることになる。「慰安婦」問題をめぐり、韓国の憲法裁判所に

よる違憲判断が示されたのである。被害の救済と尊厳の回復を求める「慰安婦」被害者の訴えに対し、解決のために日本との交渉に臨まない韓国政府の「不作為」を憲法裁が初めて指摘したのだ。当時の韓国政府（李明博政権）は日本に対し、外交上の問題として何らかの措置を求めざるを得なくなった。2013年からの朴槿恵政権に至っては、「慰安婦」問題への対処を日本政府に強く求めたその結果、約2年以上もの間にわたり日韓首脳会談が行われないという異例の状態にまで発展した。

それまで日韓間の歴史問題は、両国政府によって適度に「管理」されてきたと言ってよい。たとえ世論が騒いだとしても、ある程度の落とし所を探り日韓関係が大きく損なわれるようなことはなかった。しかし、朴槿恵大統領による対日強硬姿勢によって日韓関係が滞るようになると、北朝鮮をめぐる安保や経済関係を理由に、朴槿恵大統領への批判がむしろ韓国内で言われるようになった。

その結果、国交正常化50年という節目の一年が過ぎ去ろうとしていた2015年12月28日、日韓両国外相による、いわゆる慰安婦合意が突然発表され、問題の幕引きが図られた。しかし、日本政府に対する一方的な譲歩のように見えたその合意に対し、韓国世論はその批判の矛先を朴槿恵政権に向けることとなる。

その後、朴槿恵大統領は「国政壟断スキャンダル」により弾劾罷免されることとなり、その後を引き継いだ文在寅政権はタスクフォース（TF）を立ち上げ慰安婦合意の検証を行った。TFによる調査の結果、韓国政府は慰安婦合意を日韓間における正式な約束であると認め、その破棄について否定した。しかし、日本の世論は、慰安婦合意によって問題の「不可逆的解決」を約束したにもかかわらず、韓国が問題を「蒸し返した」として文在寅政府を批判した。さらに、慰安婦合意のもとに設立された「和解・癒し財団」が解散される見通しになると、再び「慰安婦」問題は「不可逆的解決」とは言えない状況に陥った。

そもそも「慰安婦」問題は、韓国で女性運動のなかで再発見され、国際社会においても戦時性暴力の

問題として取り上げられてきた。2015年の慰安婦合意に対し韓国社会の批判世論が広く形成され、対日イシューではなく国内問題（朴槿恵政権批判）としての様相を強くしていったのは、ある意味で自然な流れであったのかも知れない。

「慰安婦」問題が2017年以降のMeToo運動とも関連付けられるようになったのは、問題の本質からすれば当然の成り行きであった。クマラスワミ報告書（Coomaraswamy Report, 1996年）やマクドゥーガル報告書（McDougall Report, 1998年）、各国市民の手によって東京で開催された模擬裁判「女性戦犯国際法廷」（2000年）など、そもそも「慰安婦」問題をめぐっては、国際社会が女性の人権問題として関心を傾けてきた経緯がある。MeToo運動が韓国ほどの盛り上がりを見せなかった日本においても、「慰安婦」問題への関心から2019年には性暴力問題に声を上げる「フラワーデモ」が起きるなどしている。

また、2011年、在韓日本大使館前に設置された少女像（平和碑）が韓国国内だけでなく世界からも注目を集め拡散したのも、国際社会が「慰安婦」問題を戦時性暴力の問題として受け止めていたためである⁷⁾。そして、2007年、安倍晋三首相（当時）による「慰安婦」問題の責任を否定するかのような発言がきっかけとなって米国下院にて採択された対日決議案（H.Res.121）や、後に続いたオランダやカナダ、EUなど世界各国における関連の決議案もまた、国際社会における「慰安婦」問題への見方を示していると言えよう。

さらに、歴史認識をめぐる問題に対し、韓国社会が「反日」感情と相まった民族主義的な捉え方ではなく、人権という側面からの捉え方をするようになった背景には、民主化にともなう韓国社会の変化をその背景と見ることができるだろう。特に、1990年代以降、韓国国内において進められた過去事清算とそれにとともなう人権意識の高まりは大きな要因であったと言える。また、垂直的関係から水平的関係へと変

化したと言われる日韓の構造的な関係変化もまたひとつの背景になっていると考えられる。

（2）「徴用工」問題をめぐって

「慰安婦」問題と並んで、あるいはより決定的に、日韓関係に大きな波紋を呼ぶことになったのが、植民地期の強制労働、いわゆる「徴用工」問題をめぐる韓国の司法判断である。そもそも「徴用工」問題については、日本政府はもちろん韓国政府もまた、1965年の日韓国交正常化の際に締結された請求権協定によって政府間交渉は「解決済み」（外交保護権の放棄）であるとする立場であった。これは、いわゆる進歩派政権であった盧武鉉政府、文在寅政府においても同様であり、それぞれ2005年、2017年にその立場を示している⁸⁾。

しかし、2018年の司法判断によって事態は大きく動いた。「徴用工」をめぐる2018年の大法院判決は、1965年の時点で棚上げにされていた植民地支配責任の問題について、日本による韓国併合は違法であったとする見解を示したのである。これに対し日本政府は「国際法違反」と強く反発し、韓国政府に対応を要求した。しかし、三権分立の原則のもと、また、韓国では2012年以降の朴槿恵政権による「司法壟断疑惑」が問題となっていた最中であったことから、文在寅政権が取り得る選択肢は限られており、結果的に大法院判決に対し韓国政府が何かしらの方策を講じるようなことはなく、実質上そのまま放置された。

傍観する文在寅政権に対し、日本政府が2019年、事実上の経済的報復措置に踏み切ると、韓国政府はその対抗策としてGSOMIA（軍事情報包括保護協定）の見直しを図る態度を示したことで、日韓関係は「最悪」と言われる状況に陥った。その後、2022年に誕生した尹錫悦政権は、冷え切った日韓関係の改善に意欲を示し、2023年、被告日本企業の賠償責任を肩代わりする「第三者弁済案」を提示した。結果、シャトル外交の再開、福島原発処理水（汚染水）の視察、広島韓国人原爆犠牲者慰霊碑への参拝、実質的経済

7) 田部井杏佳 (2017) 「韓国から世界へと広がる『平和の少女像』——韓国の運動とカナダ・トロントにおける取り組みを中心に」、『季刊戦争責任研究』第89号。

8) 山本晴太ほか (2019) 『徴用工裁判と日韓請求権協定：韓国大法院判決を読み解く』現代人文社。

制裁の解除など、日韓関係の改善が日韓双方で歓迎され評価されることとなった。

ただ一方で、尹錫悦政権に対しては、韓国内で野党を中心に「手ぶら外交」、「屈辱外交」といった批判がなされた。韓国政府は、韓国側の「譲歩」に対し日本側から何らかの応答があるものと期待していたようであるが、日本から相応の応答は未だに見られず、韓国世論の不満は募るばかりである。日本社会には韓国で政権交代が起こればいつまた日韓関係が悪化するかわからないといった警戒感が根強いと同時に、韓国政府の歩み寄りはずも取られて然るべきものであったと考えられており、日本側が借りを作ったという認識は、少なくとも日本の世論にはない。

また、2015年には軍艦島（端島）が世界遺産に登録され、2021年以降は佐渡金山の世界遺産登録問題をめぐって日本政府の対応に韓国側は不信感を強めている。日本政府は、軍艦島世界遺産登録の際に「犠牲者を記憶にとどめるために適切な対応を取る」と表明していた。しかし、日本政府が約束通りの十分な対応をしていないとの指摘がユネスコから示されるという事態も生じている。ほかに、「群馬の森」朝鮮人追悼碑の撤去問題など、植民地下における強制労働の問題に対し日本側の「配慮」がないことに、韓国世論は日本への不満・不信を強めている。

尹錫悦政権によって第三者弁済案が提示されたことによって日韓関係は改善基調へと転換した。しかし、第三者弁済に納得しない被害当事者もおり、第三者弁済が完遂したわけではない。つまり、日韓関係悪化の発端となった「徴用工」被害者への救済が十分に果たされたわけでもなく、ましてや植民地支配責任の問題に終止符が打たれたわけでもない。

5 おわりに：移行期正義の可能性

日韓は依然として65年体制の枠組みのなかにある。2000年代以降の日本政府および社会は、植民地支配責任の問題をめぐって「65年に解決済み」であるという認識が大勢を占めているという状況と言っていよう。そして、韓国政府もまた、65年体制の枠

組みを否定しようとしているわけではない。

「徴用工」問題をめぐっては、盧武鉉政権においても「すでに解決済み」との立場を示し、文在寅政権においても、「徴用工」判決をめぐって日本企業の財産現金化が取り沙汰されるなか、現金化は「好ましくない」との立場であった。さらに、文在寅政権期、李洛淵総理は日本を訪問した際に、「1965年の韓日基本関係条約と請求権協定を尊重し遵守してきたし、今後もそうである⁹⁾」との見解を表明している。日韓問わずメディアなどで「反日」と批判された文在寅政権だったが、2015年の慰安婦合意については、一貫して「国家間の公式的合意」との立場を表明し、最後まで「破棄」に言及しなかった。また、関連の裁判において被害者側が勝訴した際にも「正直、困惑しているのは事実¹⁰⁾」と、本音とも取れる言葉も吐露している。

認識の違いが生じているのは、韓国における司法と政府の間だけではない。65年体制に反する韓国司法の判断が示された時期を前後して、『帝国の慰安婦』（朴裕河著）や『反日種族主義』（李栄薫著）といった書籍が日韓の一部でもはやされた現象や、挺身隊問題対策協議会（挺対協）の後身である正義記憶連帯（正義連）に対する2020年のパッシング¹¹⁾、さらに、2021年に注目されたラムザイヤー論文をめぐるとの問題など、65年体制の限界と同時に、移行期正義をめぐると葛藤が、日韓両社会、さらには国際社会にまで広がっている。これらは、1990年代以降、日本で見られた女性運動へのバックラッシュや歴史修正主義運動の台頭と無関係ではないだろう。

9) “일본이 그런 것처럼 한국도 1965년 한·일기본관계조약과 청구권협정 존중하고 준수해왔고 앞으로도 그렇게 할 것” 서울신문 2019/10/24

<https://www.seoul.co.kr/news/international/2019/10/24/20191024500172> (2024.05.26検索).

10) “솔직히 조금 곤혹스러운 것이 사실” 한겨레 2021/01/18
<https://www.hani.co.kr/arti/politics/diplomacy/979316.html> (2024.05.26検索).

11) 正義連の元代表をめぐるとの問題において、のちに一部有罪判決が出ているが、その発端となったある「慰安婦」被害者による告発が報道された直後、それまで一過性の関心しか見せずある種の「聖域化」を助長してきたメディアと一部世論が突如見せた「批判」の様子は異様であった。

かつて65年体制が成立し得た前提としての世界的な冷戦構造と、日韓の構造的な関係性はすでに大きく変容している。とは言っても、日韓は安全保障、経済協力、自由と法治、民主主義といった共通の価値を共有していることに変わりはない。日韓両国は、相互の重要性を認めるがゆえ、60年前に成立した65年体制の延命を試みているようでもある。しかし、両国を取り巻く環境には大きな変化が生じているなか、かつてとは大きく異なり、世論が自国に留まらず大きな影響力を及ぼす新しい時代を迎えている。

いま、人権意識の広がりによって露呈した65年体制の限界をどう克服できるのが課題となっている。65年体制の限界を移行期正義の視点からポスト65年体制への移行を展望することは、有益な試みではないだろうか。

主な参考文献

- 浅野豊美 (2021) 「日韓の国民形成の断層と和解学——価値と記憶の融合をめぐる内外政治の共振」, 浅野豊美編『和解学の試み——記憶・感情・価値』明石書店, pp.315-350.
- 李元徳 (2016) 「日韓関係一九六五年体制の軌跡——過去と現在の照明」, 木宮正史・李元徳 編『日韓関係史 1965-2015 I. 政治』東京大学出版会, pp.15-38.
- 宇佐美誠 (2013) 「移行期正義——解明・評価・展望」, 『国際政治』第 171 号, pp.43-57.
- 川島真 (2020) 「東アジアの歴史認識問題の共通性と多様性——日中・日台関係からの考察」, 『アジア研究』66 巻 4 号, pp.60-67.
- 吉川元 (2023) 「共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革、1990-2014 年」, 『広島平和研究』第 10 巻, pp.155-173.
- 木宮正史 (2021) 「現代日韓関係における和解と正義——日韓関係の事例をふまえて」, 浅野豊美編『和解学の試み——記憶・感情・価値』明石書店, pp.286-314.
- 金榮鎬 (2018) 「日韓関係における安全保障と歴史問題——同盟のジレンマと移行期正義の視点から——」, 広島市立大学国際学部『広島国際研究』24, pp.1-24.
- クロス京子 (2013) 「規範的多元性と移行期正義——ローカルな「和解」規範・制度のトランスナショナルな伝播メカニズム——」, 『国際政治』第 171 号, pp.86-99.
- 田部井杏佳 (2017) 「韓国から世界へと広がる『平和の少女像』——韓国の運動とカナダ・トロントにおける取り組みを中心に」, 『季刊戦争責任研究』第 89 号, pp.2-24.
- 土佐弘之 (2004) 「移行期における正義 (transitional justice) 再考——過去の人権侵害と復讐/赦し, 記憶/忘却の政治——」, 『社会科学研究』第 55 巻 5・6 号, pp.79-99.
- 日本平和学会編 (2012) 『体制移行期の人権回復と正義 (平和研究第 38 号)』早稲田大学出版部.
- 望月康恵 (2013) 「移行期における正義の追及——国際連合の機能の観点から——」, 『法と政治』64 巻 3 号, pp.153-179.
- 山本晴太ほか (2019) 『徴用工裁判と日韓請求権協定: 韓国大法院判決を読み解く』現代人文社.
- 吉澤文寿 (2023) 「一九六五年体制」の現在地——置き去りにされた植民地支配責任の行方を探る——」, 小山田紀子 ほか編『植民地化・脱植民地化の比較史——フランス・アルジェリアと日本-朝鮮関係を中心に』藤原書店, pp.165-181.

盧武鉉政権の『平和と繁栄の東北アジア時代』構想と『東北アジア均衡者』論

——『1965年体制』との関係から——

鄭 敬 娥*

はじめに

「1965年体制」の揺らぎあるいは綻びが指摘されて久しい¹⁾。冷戦が終焉し、それまで覆い隠されてきた戦後清算の問題が公になる一方で、日韓の間に共有されてきた脅威認識が曖昧になってきた。そして、日本軍慰安婦や徴用工問題などの歴史摩擦に端を発する葛藤が、それまで日韓両国を結びつけていた経済や安全保障問題にまで波及するに至った安倍政権期に、その終わりの予感よりはっきりとした形で表れた²⁾。しかし、「1965年体制」その後の日韓両国関係のあるべき姿、あるいは東アジア地域の秩序について確かな未来ビジョンが用意されているわけではなく、それがまたこの地域の不安定要素の一つになっている。

「1965年体制」はその始まりから、戦後のサンフランシスコ体制に象徴される日米韓三角協力体制の下部システムとして機能してきた³⁾。それぞれ米国

との間に同盟を結んでいる日韓両国は、経済、安全保障協力を強め「西側の一員」として共に冷戦を戦ってきた。しかし、次第に日米韓三角協力体制は少なくとも韓国にとっては窮屈なものになってきた。国際的な冷戦が終わりを迎えた今、保守・革新を問わず次の課題とされたのは朝鮮半島の「脱冷戦」体制の構築であったためである。

米国の単独主義の強化と中国の浮上という新しい状況に対応するために歴代政権は、東アジアあるいはより直接的に北東アジアに焦点を定めた地域構想を次々と打ち立てた。盧泰愚政権の「北方政策」とその延長線上にある「東北アジア平和協議体」構想はその端緒といえる⁴⁾。金泳三政権の「ミニ CSCE (欧州安全保障協力機構)」構想や「東北アジア安全保障対話」なども、名称は違えども北東アジア諸国との関係改善を図り、安全保障のための対話を促すという目的では同じであった。すなわち、地域内の理念的対立を解消し、相互交流を促すことこそが朝鮮半島の平和体制構築に肯定的な影響を与えるとの

*大分大学 教授

1) 「1965年体制」について定まった定義はないが、本稿では「朝鮮半島の分断と冷戦という国際的状況の下で、日韓の間に横たわる植民地の諸問題が覆い隠され、安全保障と経済協力の論理が優先された協力体制」という意味で用いる。

2) 例えば、現代韓国朝鮮研究学会が「戦後日韓関係を再評価する」ために「1965年体制」に関する特集を組んだのは、韓国の最高裁が徴用工問題に関して新日鉄住金や三菱重工業に賠償命令を下した直後に、日本政府が安全保障上の輸出管理をめぐる優遇対象国(旧「ホワイト国」)から韓国を除外することを発表した2019年であった。『現代韓国朝鮮研究』第19号(2019年11月)。

3) 南基正「샌프란시스코평화조약과 한일관계: 한일냉전의 기원으로서 '제4조' 문제」(サンフランシスコ平和条約と韓日関係: 韓日冷戦の起源としての『第4条』問題)、慶南大学極東問題研究所編『韓国と国際政治』第36巻第3号(2020年秋)、pp. 67-100参照。

4) 冷戦終焉直後の韓国の「北方外交」を外務部長官という立場から指揮した人々による著書は、崔浩中『외교는 춤춘다』(外交は踊る)(2004年、韓国文苑); 李相玉『전환기의 한국외교』(転換期の韓国外交)(2002年、サルムとクム)を参照。それぞれ、前者は1988-90年にソ連との国交を、後者は1990-93年に中国との国交樹立を担当した。

認識が共有されていたのである。なかでも、南北交流を通じた朝鮮半島の冷戦体制の解消を、より広く東アジア全体の平和的な秩序へと連携させようとする試みは、金大中政権に入ってより明確になった。同政権は北朝鮮に対する太陽政策を進めながら日本と中国に対しても積極的に働きかけ、ASEAN + 3を舞台に「東アジア共同体」構想を進展させた。

これら冷戦後の韓国から提起された地域構想は、必ずしも「1965年体制」が象徴する日韓安保経済協力や日米韓協力体制と矛盾するものではなかったにせよ、その枠を脱した新たな協力構造の形成を目指していた点では共通していた。いわば、グローバル秩序における韓国の自己役割の模索であったといえる。

盧武鉉大統領は金大中政権以来の南北対話路線を継続しながらも、より積極的に北東アジアの経済・安保枠組みに北朝鮮を関与させようとしたところに大きな違いがあった。盧大統領は2003年2月の就任に際して、「平和と繁栄の東北アジア時代の実現」を国政3大目標の1つとして掲げ、南北間の経済、文化交流を基盤にしてそれを中国や日本、ロシア、モンゴルに至る北東アジア一帯に広げる方針、いわゆる「東北ア時代構想」⁵⁾を披露した。さらに、2005年3月以降は北東アジアという舞台を中心に政治、経済、安保における自らの積極的な役割を、「東北アジア均衡者」という概念により強調するようになった。

盧武鉉政権期は9.11同時多発テロ以降米国が進めていた世界規模の米軍の再編、そしてその一環とされた米韓同盟見直しの時期と重なる。したがって、「東北アジア均衡者」たろうとした盧武鉉大統領の地域構想はその「自主国防」論とも相まって、メディアを中心に軍事的性格が強調された。しかし、盧大統領の「東北アジア均衡者」論は「東北アジア時代構想」という地域秩序構想全体の枠組のなかで理解されるべきであろう。なぜならば、朝鮮半島の脱冷

戦体制の構築を主要な課題として、それを北東アジアの多角的な協力体制へと連携させることに盧武鉉政権の対外政策の主眼が置かれ、その中で韓国が主導的役割を果たす意思を示したものが「東北アジア均衡者」論であったためである。

本稿は、盧武鉉政権期の様々な政策報告書や議論を中心に「東北アジア時代構想」を分析し、特に「東北アジア均衡者」論に焦点を当てることによって、韓国が目指した冷戦後の地域秩序のあり方や自国の役割を明らかにする。盧武鉉大統領の地域構想の背景には、深刻さを増していく北朝鮮の核開発問題の他にも、在韓米軍の再編や戦時作戦統制権などに象徴される米韓同盟の変容や中国の浮上、日韓の間の歴史摩擦など、まさに冷戦終焉後の東アジア地域の抱える諸問題が横たわっていた。したがって、「東北アジア時代構想」および「東北アジア均衡者」論が果たしてこれら問題をどう認識し、どのように対処しようとしたのかを分析する。そうすることによって、盧武鉉政権が目指した地域秩序が「1965年体制」や日米韓協力体制にどのような示唆を与えるかを検討する。

1 「平和と繁栄の東北アジア時代」構想とその展開

(1) 「東北アジア経済中心推進委員会」の創設

一般的に、地理的名称は単に地図上の範囲を超えて、文化や経済、政治、安全保障など多面的な視点から語られる。従来から、韓国でアジアを語る際に一貫して多く用いられてきたのは「東北アジア」である⁶⁾。英語の表記に倣った「北東アジア」ではなく、敢えて「東北アジア」にしたところに、朝鮮半島を中心に据える主体的な地域認識が現れていると言える。歴代政権は歴史的正当性の主張や経済協力、

5) 韓国では東北アジアを略して「東北ア」と呼ぶ場合が多い。本稿においても、資料や演説の引用の際にはそのまま「東北ア」あるいは「東北アジア」を用い、その他は北東アジアと表記することにする。

6) 和田春樹『東北アジア共同の家：新地域主義宣言』（平凡社、2003年）；中戸祐夫・浅羽祐樹「盧武鉉権下のナショナル・アイデンティティをめぐる国内論争——韓国における『東北アジア』地域構想」、宇都宮大学国際学部研究論集2005, 第20号, 29-32。中戸と浅羽は、地域概念の隆盛は政権の変化によって競合する場合はあれ、「東北アジア」という用語は、それとは関係なく一貫して使われたことを指摘する。

そして安全保障政策を語る際に多くが「東北アジア」を用いてきたが、盧武鉉政権が「平和と繁栄の東北アジア時代」の実現を掲げたことによりこの傾向はより顕著になった。

盧武鉉政権の誕生に際して、大統領職引き継ぎ委員会は、北東アジアの中心に位置している朝鮮半島が相変わらず冷戦的秩序に閉じ込められているのは、日米中口の葛藤が未来志向の平和協力体への転換を妨げているためであるとの認識を示した⁷⁾。その上で、南北和解と朝鮮半島の平和を北東アジア地域全体へと視野を広げて追求すべきであり、そうすることによってのみ韓国は周辺国から中心国へと跳躍でき、そのプロセスを韓国が主導すべきであることを強調した。すなわち、「東北アジア時代」は韓国政府が目指すべき外交舞台であると同時に、実現すべき未来構想でもあった。委員会はこの地域秩序構想の実現こそ「5年間持続的に追求すべき価値であり志向」であるとしており、それが盧武鉉政権の他のどの政策よりも優先する国政哲学であることは明確であった⁸⁾。

具体的に「東北アジア時代」は如何にして実現するのであろうか。盧武鉉大統領は2003年2月の就任挨拶の中で、21世紀の今日は地域の中心としての韓国に新しい機会をもたらしているとし、「東北ア時代は経済から出発しなければならない。東北アに繁栄の共同体を達成し、それを以て世界の繁栄に寄与しなければならない」⁹⁾と主張した。そして、最終的にそれを「平和の共同体」へと発展させていくとするビジョンを提示した。地域共同体的方法論的モデルとなったのは経済から政治、安全保障へと次第に協力の度合いを進めていったヨーロッパの統合

プロセスであったことは明らかである¹⁰⁾。さらに、自由貿易と経済的相互依存、共和主義、国際機構への加入の三つを国際平和の要素として提示したカントの「永久平和思想」もまた「東北アジア時代構想」の哲学的根拠を提供した¹¹⁾。

推進母体として2003年4月に大統領諮問機構として設立されたのが「東北ア経済中心推進委員会」(以下、「経済中心委員会」)であった。委員会は北東アジアの平和と繁栄という2大目標を実現するために、それぞれ北朝鮮核問題の解決を始めとした「東北ア平和協力体の形成」と、経済ネットワークの拡大による「東北ア経済協力体の形成」を方法論として掲げ、これら政治と経済の間の「善循環構造の確立」¹²⁾を目指すとした。具体的には、「内部力量の強化」と「対外協力基盤構築」という二つの分野に分けて、前者には韓国国内の物流と金融ハブの構築、経済自由区域の指定・運営などの制度改善を目標とし、後者のためには北東アジア地域内のエネルギーや輸送ネットワーク、大陸鉄道網などの社会間接資本の建設と、FTAや文化交流などを通じた協力基盤の構築を目指した。いずれの事業においても、北朝鮮の孤立を避けて北東アジアの協力体制へと誘い込む必要性が強調された。

しかし、委員会も認めるように「平和」のための諸事業は北朝鮮の核問題の解決が前提条件であって韓国が独自にできることは自ずと限られていた¹³⁾。そのため、委員長が最高経営者出身(大宇電子: 蔡洵勳)であったことから、自ずと事業は内部力量の強化に偏り、対外協力の事業に関してはあまり具体化されなかった。さらに、経済中心というアプローチの適切性にも疑問が提示された。前述のとおり、

7) 3 大國政目標はそのほかに、「国民と共にある民主主義」、「共に生きる均衡発展社会」がある。大統領職引き継ぎ委員会「参与政府国政ビジョンと国政課題」(2003.2.21)。

8) 後に金大中も自らが提案した東アジア共同体に言及した際に、その成功のためには「東北アにおける北朝鮮の核問題の解決と地域協力が先行されるべき」であることを認めた。金大中「韓日、東北ア、そして東アジア」(小淵・金大中「新日韓関係パートナーシップ宣言」10周年記念辞)、高麗大学日本研究センター編『日本研究』第11集、1-5頁。

9) 「第16代大統領就任辞：大統領演説文」(2003年2月25日)、盧武鉉資料館。

10) 東北ア経済中心推進委員会『参与政府の国政ビジョン：東北ア経済中心のビジョンと課題』(国政弘報処、2003年12月17日)、pp. 18-19。

11) そのほか、西ヨーロッパ再建の物的土台を作ったマーシャルプランへの積極的評価もその背景にあると指摘される。金良姫「노무현 정부의 동북아시아대구상에 대한 비판적 고찰」(盧武鉉政府の東北ア時代構想に対する批判的考察)、韓国社会科学研究会編『動向と展望』No.74号(2008年秋・冬号)、pp. 5-8。

12) 東北ア経済中心推進委員会、前掲書、9頁。

13) 同上、11-12頁。

これは地域協力の手段において経済を中心に進めていくという方法論を示したに過ぎない。しかし、韓国が北東アジア経済の中心になって中国と日本を凌駕しようとする意図として解釈する向きもあり、周辺国の誤解を誘発しかねないという懸念が提起された¹⁴⁾。そして、決定的に北朝鮮の高濃縮ウラン(HEU)計画の発覚に端を発する「第二次核危機」が長期化し地域安保秩序がさらに流動化したという認識が盧武鉉大統領の「東北ア時代構想」の中心軸を否応なく経済から外交・安保へと転換させることになる。

(2) 「東北ア時代委員会」

2004年5月、大統領弾劾騒動から復帰した盧武鉉大統領は直ちに委員会の再編を指示した。6月には改正案が国会を通過したことにより、「経済中心委員会」は正式に「東北ア時代委員会」へと改編された。生まれ変わった「東北ア時代委員会」は次の四つの点で以前のものとはっきりとした違いが見られた。第一に、委員長に新たに文正仁を迎えたことにより、その軸足が経済から外交安保協力へと移行した点である。委員会は、北朝鮮の核開発と関連した地域情勢が「繁栄と平和の順次的な連携を困難にさせた」とし、両者を同時に追求することがより現実的な対応になるとの結論に達したと説明した¹⁵⁾。外交安保協力面での進展のない経済協力の一方的推進がうまく機能しなくなったことを認めた形になったのである¹⁶⁾。そのため、組織面においても既存の南北対外協力分科を南北協力と経済協力、社会文化協力へと細分化する一方、外交安保分科と戦略企画分科を新設して「繁栄」のみならず、「平和」に関連した外交的課題を検討していくことを明らかにした。

14) 中戸らは、金大中政権が見返りを求めずに一方的に北朝鮮に経済援助を与えたことに対する保守派の批判が、同じく経済中心を掲げる盧武鉉政権の「東北ア時代構想」にも懐疑的な姿勢をとらせたと指摘する。中戸・浅羽、前掲論文、29-32頁。

15) 大統領諮問東北ア時代委員会『平和と繁栄の東北ア時代構想』(2005)、6頁。その後、2005年3月に経済中心推進事業が国民経済諮問会議の方に移管されるにつれ、以後、東北ア委員会の活動は対外協力事業にのみ集中するようになった。キム・ヤンヒ前掲論文、8-10頁。

第二に、「東北ア時代構想」が内部の力量を強化するという国家戦略であると同時に、南北の永続的な平和体制を構築するという朝鮮半島戦略、そして北東アジアの交流と平和を促すという地域戦略の三つを含み、その連携を図るという方向性がより明確に現れた。

第三に、地域の範囲がよりはっきりと示されたことである。委員会は、「東北アジア」には南北に加え日本や中国、ロシア、モンゴルが含まれるとしながらも、経済や安保問題の解決においてASEANや米国との協力が不可欠であるため、これら諸国も「機能的に」含まれると説明した。当初、「東北ア時代構想」に対しては地理的閉鎖性の他にも、米韓同盟あるいは日米韓三角の安保協力と相反するのではないかとの批判が提起された。したがって、地域の中心軸はあくまで北東アジアということを強調しながら、それが米韓同盟からの離脱を意味しないオープンな地域構想であることを示す思惑があったと考えられる。

第四に、韓国の役割が地域の諸国家を結びつける架橋国家・拠点国家・協力国家として位置づけられた点である¹⁷⁾。委員会は、経済規模や軍事力からみて韓国の役割は自ずと制約を受けざるを得ないことを認めつつも、大陸と海洋を繋いで経済的拠点を形成することによって北東アジアのネットワークの中心地として機能できると説明した。

以上からみるように、「東北ア時代委員会」は外形的に安保と経済共同体を両軸としてしながらも、外交安保協力に重点をおいた制度化を進めていた。しかし、その運用においては国家安全保障会議(NSC)や行政各部との政策調整や役割分担の問題が横たわり、大統領令諮問委員会という「審議」機

16) 盧武鉉政権期の対北朝鮮政策と平和体制樹立の問題については次を参照。倉田秀也「北朝鮮の『核問題』と盧武鉉政権——先制行動論・体制保障・多国間協議」『国際問題』第518号(2003年5月)。また、平和体制樹立問題に対する盧武鉉政権発足当初の取り組みについては、同「南北首脳会談後の平和体制樹立問題——制度的措置と軍事的措置の交錯」、小此木政夫編『危機の朝鮮半島』、慶應義塾大学出版会2006年。

17) 大統領諮問東北ア時代委員会『平和と繁栄の東北ア時代構想：ビジョンと戦略』(2004年7月27日国政課題会議大統領報告資料)、5頁。

関としての限界も内在していた。そうした中、いわゆる「行淡島事件」¹⁸⁾が発生し、委員会に致命的な打撃が加わった。マスコミを中心に大統領側近による権力型不正として非難が集中するなか、委員長が交代する事態に至ったのである。

文正仁の後を継いだ李洙薫委員長は、対外協力構想の骨格を維持したまま、より細分化した推進戦略と課題を検討し始めた。その成果として、ヨーロッパ統合事例との比較検討や南北関係の中長期発展戦略、東北アジア社会文化協力構想など総合的な提案が行われ、『参与政府の東北ア時代構想』¹⁹⁾としてまとめられた。しかし、委員会はすでにそれらを実行に移すほどの推進力を持たず、後の議論は専ら米韓 FTA 交渉に埋没されていった感があった。当初、盧武鉉政権は米韓 FTA を「東北ア時代構想」と連携させる考えを持っていた。通商交渉本部が提示したロードマップによると、米韓 FTA が将来的に北東アジアにおける経済のハブ構築に繋がること示されていた²⁰⁾。しかし、その実現には当初から疑問視する声が多かった。そもそも米国が FTA を提案した背景には中国の経済的浮上があり、盧武鉉政権側としても国内の反対があるなかそれを締結しようとしたのは、米韓 FTA 締結を同盟見直しの議論や北朝鮮核問題における交渉の材料として利用できるかの判断があったのである²¹⁾。盧武鉉政権の「東北ア時代」構想は経済や安保のいずれの分野においても、米韓同盟、あるいは日本や中国との関係のなかでその妥当性が問われていたのであり、2005年に入

ると大統領自らがそれに対する一つの答えを提示するに至った。

2 「東北アジア均衡者」論の提唱

(1) 「東北アジア均衡者」概念をめぐる論争

「……今やわが軍は朝鮮半島のみならず東北アジアの平和と繁栄を守ることを目標としています。東北アの勢力均衡者としてこの地域の平和を硬く守ることでしょう。そのために東北アの安保協力構造を作り出すことに率先し、韓米同盟の土台の上で周辺国とより緊密な協力を強化させていくことでしょう……」²²⁾

以上は、2005年3月8日の空軍士官学校第53期卒業式にて行われた盧武鉉大統領の祝賀挨拶の一部である。この演説は、「東北アジアの均衡者」論（以下、「均衡者」論）としての内外の注目を集めた。もっともその直前の3.1節を記念する祝辞のなかでも、盧大統領は民主主義と経済発展を遂げてきた自負心を覗かせ、「今や……東北アの均衡者役割を遂行できる国防力を育てています」²³⁾として「東北ア均衡者」という用語を初めて披露した。さらに、続く3月22日の陸軍第3士官学校卒業式でも再び、「朝鮮半島のみならず東北アの平和と繁栄のための均衡者役割を担っていく」ことが宣言された²⁴⁾。空軍士官学校での演説が殊更注目を浴びたのには場所の与えるインパクトに加え、この演説を当時進行していた在韓米軍役割の見直しや戦時作戦指揮権をめぐる米韓両政府の葛藤と関連付けて解釈する向きが強かったためである。この日、盧大統領が「平行して自主国防の力量を整えて行かなければ成りません。今後10年以内で自ら作戦権を持つ自主軍隊として発展していくことでしょう……」とし、明確な期限を

18) 当時進行中であった西南海岸の大規模開発プロジェクトをめぐって、外国人投資誘致業務を担っていた「東北ア時代委員会」の委員長と関連職員が一部の投資家に便宜を図ったとして起訴された事件。その後文委員長は無罪になったが、職員一名の有罪が確定した。

19) 東北ア時代委員会『参与政府の東北ア時代構想』（2006年）

20) 参与政府政策報告書『自由貿易協定（FTA）締結拡大：より大きい大韓民国のための選択』（2008年）、2-13頁。

21) 韓米 FTA の議論は1989年に米国際貿易委員会（USITC）が「アジア太平洋地域諸国家との FTA 締結に関する検討報告書」を提出し、そのなかで対象国としてシンガポール、台湾とともに韓国が挙げられたことに始まる。米韓 FTA に関して批判的な検討を行った論考としては、金良姫他「한국의 FTA 정책의 비판적 검토와 대안 모색」（韓国の FTA 政策の批判的検討と対案の模索）『動向と展望』（2006年夏）（67）。

22) 2005年3月8日空軍士官学校第53期卒業および任官式祝辞 <http://www.president.go.kr/cwd/kr/archive/>。（最終閲覧2024年10月30日）

23) 2004年の3.1節記念辞および8.15光復節祝辞。大統領秘書室『盧武鉉大統領演説文集：第二巻（2004.2-2005.1）』114、261頁。

24) 2005年3月22日、陸軍第三士官学校第40期卒業および任官式祝辞。

設定した上で「自主国防」を強調したことも、「いよいよ韓米同盟からの離脱か」などの見方を強めさせた。

北東アジア地域秩序における韓国の能動的役割を強調する言説は「東北ア時代構想」に見られたように就任当初から一貫して続いていた。それが2005年に入って国防のあり方と関連した「東北ア均衡者」論として提起されるや否や、主に識者を中心に多くの論争が繰り広げられた。まず、最も議論を呼んだのは「均衡者」の概念それ自体に関するものであった。英語に訳された場合の balancer が否応なく17-18世紀の西欧の勢力均衡論を想起させ、軍事力や経済力など韓国の相対的な国力から考えた場合、それが地政学的な現実を反映していないという指摘が主であった²⁵⁾。

これに対して、NSCは2005年4月に「東北ア均衡者」論に対する解説資料を発表した。それによると、盧武鉉政権の目指す均衡者は中堅の力量以上の国家、いわゆる「中位国」(middle power)であるとされた²⁶⁾。伝統的なバランスの目標が潜在的な覇権国を抑制し現状維持に努め、既得権の拡大や分配を通して自国中心の利益を追求するのに対して、盧武鉉政権のそれは潜在的葛藤と紛争を予防して、地域共通の利益を追求するという違いがあるとする。その意味において均衡者の意味するところは、調整者あるいは和合者 (mediator, harmonizer) であるというのである²⁷⁾。文正仁も盧大統領の「均衡者」論はよりリベラルな世界観に基づいており、決して大国の間で力の「均衡錘」の役割を遂行しようとするのではないとする。むしろ不安定な北東アジアの

安全保障を多国間の協力的な秩序の創出を通して管理していくための積極的役割を担うことが目標であると主張した²⁸⁾。

盧武鉉政権の目指す「均衡者」の役割が伝統的なそれと違うとすれば、次は果たして今日の韓国に「均衡者」足りうる能力があるのかという問題になる。NSCは軍事力に代表されるハードパワーとは異なる「軟性国力」(soft power) という概念を示すことによって十分にその能力があると主張した。韓国は調整者の役割を果たす上で重要な民主主義の力量、外交力、議題設定能力、文化力量などのソフトパワーの面で大きく成長しており、これらを積極的に活用することによって地域諸国の信頼を勝ち取ることができるというのである。その際に、ソフトパワーが力を発揮できる根拠として経済的相互依存の増大が挙げられた。相互依存の深化は安全保障の面においても紛争を抑制する要素として作用できるというのである。しかし、同時にNSCは必ずしも軍事力を否定せず、むしろ既存の同盟の維持や域内の安全保障協力を円滑に進める上でも自衛的国防力が重要であると強調した²⁹⁾。

一方、地域秩序を形成する上で求められる能力として、盧大統領に特徴的であったのは「平和国家」としての自己認識であった。彼は「……われわれは周辺の如何なる国も侵略したことがなく、したがって如何なる国からも警戒の対象ではない、伝統的な平和勢力である」³⁰⁾として、侵略の歴史を持たない韓国こそが、北東アジアの対立と葛藤を仲裁できる「均衡者」としての資格を持つと主張した。それでは、盧大統領の「平和主義」と「自主国防」論は如何なる関係にあるのだろうか。次はその歴史観を検討してみよう。

25) 対照的に、世論調査の結果は韓国の「東北ア均衡者」の役割について比較的に好意的であったとみられる。4月15日の『文化日報』の世論調査では、「均衡者」論を「主導的な外交意思を表したものとして共感する」とした意見が63.8%であったのに対して、「国際的孤立を招きかねないので反対する」とするのは26%に止まっていた。国家安全保障会議 (NSC) 『東北ア均衡者：説明資料』(国家安全保障会議事務処、2005年4月27日)、8頁から再引用。

26) 同上、NSC『東北ア均衡者：説明資料』1頁。

27) そのほかにも、盧武鉉政権の関係者からは平和協力の促進者 (facilitator)、共同利益増大の主導者 (initiator) などの様々な言い方がされた。

28) 文正仁「동북아 균형자론 가능하다: 소프트 파워의 예방적 외교라면…」(東北ア均衡者論可能である:ソフトパワーの予防的外交であれば……)、月刊『NEXT』(2005年6月)、2-3頁。

29) 前掲、NSC『東北ア均衡者』、1頁。

30) 「2004年9月22日モスクワ大学演説」、前掲『大統領演説文集：第二巻』337頁。

(2) 盧武鉉大統領の北東アジア秩序認識

空軍士官学校における演説は「東北ア均衡者」としての韓国の役割の他にも、盧武鉉大統領の歴史認識が色濃く表れていた。「100年前にも我々は平和を追求しました。しかし、自国を守る力が無かった我々の平和主義はそれこそ無意味なものでした。わが領土の上で日本と清国、そしてロシアが戦争を交わす間でも我々はただ見守るしかなく、ついに国さえ強奪されてしまいました……」。盧大統領は国防力の備わらない平和主義は軍事国家の侵略を招くことになり、自国さえも守れないという認識を披露したのである。

過去の国難を例に挙げて今日の安保意識や軍備の強化を主張する論法はそれほど珍しいことではない。しかし、冷戦期の韓国の指導者がもっぱら用いてきた例は朝鮮戦争であった。その意味において、1世紀以前の日清・日韓戦争期の国際状況と今日の北東アジアにおける勢力競争との間の類似性を見いだしているところに盧大統領の特徴があった³¹⁾。彼は朝鮮半島内部の理念的・軍事的対立による惨禍よりは、列強の植民地争奪戦による犠牲者としての韓国像を浮き彫りにさせることによって、北東アジアにおける韓国の位置とその役割をより明確にしようとしたのである。それでは、このような歴史観に基づいた盧武鉉大統領の現実の北東アジア秩序に関する認識は如何なるものであったのか。

盧武鉉政権が誕生した2003年はちょうど米韓同盟が50周年を迎える年であった。この間に韓国の置かれた安保環境は大きく変容したが、何より米韓同盟の規模や性格そのものが変わろうとしていた。米国はすでに1994年頃から北朝鮮が朝鮮半島における主要な脅威ではなくなっても同盟を維持すべきかに関する検討を始めていたとされる³²⁾。その際に、同盟維持の根拠に挙げられたのは、「地域覇権」として

浮上しつつあった中国の存在であった。すなわち、米韓同盟の役割を北朝鮮に限定せず、中国対処にまで拡大することが考えられたのである。2000年に訪韓した M. オールブライト米国務長官も北朝鮮に対する抑止力とは別の在韓米軍の存在理由として、沖縄の在日米軍同様に「地域に安定をもたらす兵力」であることを挙げた³³⁾。

さらに、9.11同時多発テロ以後、米国は世界規模の米軍の再編計画（GPR: Global Posture Review）を策定しており、在韓米軍の見直し計画もまたそうした枠組みのなかで行われた。しかし、グローバルな観点から米韓同盟の再定義を進めようとする米国と、朝鮮半島の問題を最優先とする韓国側の間には常に戦略的不一致が存在し、にわかに「同盟漂流」が言われるようになった³⁴⁾。在韓米軍の対中抑制機能に加えて、北朝鮮に対する脅威認識の乖離がこの時期の米韓葛藤の最大の原因となった。金大中政権以降の南北交流や和解の流れは韓国人の北朝鮮に対する脅威認識を大きく緩和させていたのに対して、ブッシュ政権は「悪の枢軸」発言などを通して北朝鮮敵視政策を強めていたのである。文正仁は拡散防止安保構想（PSI）やミサイル防御（MD）などを中心に予防戦争と先制攻撃を基本とする米国の「攻勢的現実主義」が、むしろ北東アジア地域情勢を不安定化させていると指摘した³⁵⁾。

こうした動きのなかで提起されたのが盧武鉉大統領の「自主国防論」である。言うまでもなくそれは米国への過度な軍事的な依存を脱する意味での「自主」であったが、必ずしも米韓同盟や在韓米軍の役割を否定するものではなかった。むしろ、盧大統領はこれらの存在が朝鮮半島の平和と安定にとって極めて重要であることを認めていた。しかし、この時期、最も警戒されたのが「戦略的柔軟性」に関する

31) 朴永俊は、いわゆる「19世紀類推論」はこの時期の韓国知識人たちの間でかなり一般化された論法であると指摘する。朴永俊「“동북아 균형자”론과 21세기 한국외교」(『東北ア均衡者』論と21世紀韓国外交)、『韓國政治外交史論叢』第28集第1号(2006年)、171-173頁。

32) 渡邊武「挫折した韓国主導の秩序形成」、国際安全保障学会編『国際安全保障』第39巻第2号(2011年9月)、44-45頁。

33) 倉田秀也「米韓同盟と『戦時』作戦統制権返問題：冷戦終結後の原型と変則的展開」『平成22年外務省国際問題調査研究・提言事業報告書：日米関係の今後の展開と外交』日本国際問題研究所、2011年、82頁。

34) 今野茂充「アメリカの対韓認識と米韓同盟：盧武鉉政権期の同盟漂流」、東洋英和女学院大学現代史研究所編『現代史研究』第8巻(2012-03-31)、78-81頁。

35) 文正仁、前掲、「東北ア均衡者論可能である」4-6頁。

ものであった。

2002年12月、米韓両国はワシントンで開催された第34回米韓定例安保協議（SCM: Annual US-ROK Security Consultative Meeting）において、「米韓同盟の未来政策構想」（FOTA: Future of the Alliance Policy Initiative）に関する約定書に署名した。それは、統一後も視野に入れた安全保障環境の変化に適応した米韓同盟のあり方と、在韓米軍の役割・構造・規模そして指揮関係等について政策次元の協議を行う場を設置し、2年以内にその青写真を作成することを骨子とするものであった³⁶⁾。これに基づいて、翌年の4月から米韓両国は龍山基地の移転、在韓米軍第二師団の配置転換、在韓米軍の兵力削減などの問題に関して政策協議を重ねていった。その過程で提示されたのが「戦略的柔軟性」（strategic flexibility）の概念である。在韓米軍を「朝鮮半島防衛」のみに縛るのではなく、アジア太平洋地域全体の安保課題に対応するために機動的に運用することを目的としたこの案は、具体的には対中国抑止に加えて、台湾有事や南シナ海紛争など地域危機への対応、そしてイラク・アフガニスタン戦争のようなケースで在韓米軍を他地域の戦闘に派遣できるようにすることを内容としていた。

韓国政府の対応は当初から慎重なものにならざるを得なかった。在韓米軍の大幅な削減計画からも国内では韓国防衛が軽視され始めたのではないかとの不安が広がっていたが、戦略的柔軟性の導入によって韓国が米国の対中戦略に「巻き込まれ」（entrapment）ることへの危機意識が強く提起された³⁷⁾。盧大統領は、「われわれの意思と関係なしにわが国民が東北アの紛争に巻き込まれる事は無いと言うこ

36) 「第34回韓米定例安保協議共同声明書」（2002年12月5日）。

「第34回 SCM 統一後の米軍の役割本格研究」（2002年12月7日）大韓民国国防部ホームページ「長官動静」。

37) 例えば、民主労働党の魯曾燦議員は「在韓米軍の地域的役割が対北朝鮮、対中国への先制軍事介入であることを知っている政府が、国民を騙して密かに地域的役割を承認した」と主張する内容の資料を報道機関に向け発表し、国防部が慌てて火消しに走る場面も見られた。韓国国防部報道官「魯曾燦議員による国会予算決算特別委員会における報道資料に関して」NewsWire（2004年12月3日）。<https://www.newswire.co.kr/newsRead.php?no=19205> 【最終閲覧2005年1月24日】

とです。これだけはいかなる場合でも譲ることのできない確固たる原則として守っていきます……」³⁸⁾と強調した。「東北ア均衡者」論の背後には米韓同盟を維持しつつ、如何にして米国の世界戦略と一線を画すことができるかという、戦略的課題が内包されていたのである³⁹⁾。

他方、この時期に韓国では日本が日米同盟を強化しながら憲法改正の動きを強め、自衛隊の軍事活動領域を拡大するなど、「普通国家」⁴⁰⁾化しているとの見方が広まった。日本は2004年12月に「防衛計画大綱」を発表した中、冷戦終結後の地域安保の不安定要素として朝鮮半島や台湾海峡をめぐる不透明・不確実な要素を指摘し、北朝鮮の核開発に加えて、中国軍の核・ミサイル戦力の近代化や海洋活動領域の拡大に対する懸念を明らかにした。その上で大綱は、地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態に対応することが求められていることを強調した⁴¹⁾。そして、翌2005年2月にワシントンで開かれた「日米安全保障協議委員会」では地域における日米共通の戦略目標として、日本の安全や朝鮮半島における平和的な統一のほかにも、台湾海峡を巡る問題の平和的解決や中国の軍事分野での透明性向上を求めていくことが確認された⁴²⁾。

これに呼応するかのように同年3月14日に中国全人代は「反国家分裂法」を採択して台湾が中国の一部であることを再確認するとともに、もし台湾が独立の動きを示せば、最後の選択として非平和的な手

38) 前掲、2005年3月空軍士官学校卒業式における演説

39) この時期の盧武鉉政権の「巻き込まれ」の懸念については、金榮鎬「日韓関係における安全保障と歴史問題——同盟のジレンマと移行期正義の視点から」、『広島国際研究』24（2018.11）、1-24頁、ほか西野純也「盧武鉉政権期の日韓関係——韓国の新しい秩序認識の台頭」、慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』92（1）（2019年1月）、97-116頁。

40) 例えば日本の「普通国家」化を強く警戒する論考としては、World Village「脱アジア、『世界の強国』へと舵を切った日本：政治大国として進軍開始：憲法改正、国連安保理常任理事国進出による『普通国家の夢』実現が目標」（月刊朝鮮社、2005年6月10日）。

41) 首相官邸ホームページ「平成17年度以降に係わる防衛計画の大綱について」（2004年12月10日安全保障会議・閣議決定）

42) 外務省ホームページ「共同発表：日米安全保障協議委員会」（2005年2月19日）

段に訴えることも辞さない旨を明らかにした⁴³⁾。

このように米中間の覇権競争が次第に地域レベルでの日中の覇権競争を促し、それが北東アジア全体の安全保障を脅かしているというのが盧武鉉政権の認識であった。盧大統領は2005年3月22日に行われた国政課題調整会議において、この地域の秩序は日中韓の3国が協力的である際に平和的になるはずだが、現在は日本が米国と一体になって対中戦線の形成へ走っているとの認識を明らかにした⁴⁴⁾。

特記すべきは、北東アジアにおけるこうした状況を眺めた際に、冷戦期に築き上げてきた米韓同盟に基づく日米韓三角協力体制はもはや自明の前提ではなくなるということである。とりわけ、朝鮮半島の安全保障を中心に据えた際に、韓米同盟も含めて日本や中国もそれぞれ相対化していかなければならない対象となる。実際に、その後 NSC の高位関係者は記者懇談会のなかで、「いつまで南方三角同盟の枠に閉じ込められていることはできない」⁴⁵⁾ とし、冷戦期の陣営外交の枠から脱して開かれた安保協力へと転換していかなければならないと主張した。すなわち、NSC は、北東アジアには日米韓の「南方三角」と中露北の「北方三角」が対峙しており、それらの間に生じつつある緊張を放置すれば「新冷戦」の地域秩序が生まれて再び韓国が巻き込まれかねないという危機意識を示したのである。

こうした認識に基づいて、盧武鉉政権は「東北ア均衡者」論における「均衡」の焦点は日中の間にあることを強調した。NSC は「韓中日の三国は東北アの共同繁栄を達成するための宿命的同伴者として協力と統合の秩序を作り出す責務がある」⁴⁶⁾ とした上で、常に潜在的葛藤要因を抱えている日本と中国の間の均衡を図り、朝鮮半島を中心とした北東アジアに対する脅威を「予防」することこそ「均衡者」

論の核心であると主張した。その際に、米韓同盟は日本や中国との関係を結ぶのに重要な「テコ」として位置付けられた。つまり、日本に対しては米国と同じ同盟関係を結んでいる隣国としての接近が可能である一方、米韓同盟を背景に中国とも対等な外交的対話ができるという考えである。

3 日本に対する期待と失望

ヨーロッパ統合においてフランスとドイツのパートナーシップが重要な役割を果たしたのと同じように、盧武鉉大統領が自らの「平和と繁栄の東北ア時代」に向けて選んだパートナーは日本であった。盧大統領は就任後初の訪問国として日本を選び、2003年6月6日に訪日した際に小泉純一郎首相との会談において、自らの地域構想を実現するためには日本の協力が不可欠であることを強調した。その上で、盧大統領は日朝平壤宣言に基づき核、ミサイル及び拉致問題等を解決して日朝国交正常化を実現するという日本政府の基本方針を支持する姿勢を示した。対して日本側も、韓国政府の「平和繁栄政策」に対する支持を表明して「未来志向の両国関係発展のため共に前進していかなければならない」⁴⁷⁾ との認識を共有した。

もっとも、初期の対日政策は金大中政権の友好協力の基調を継承・発展させるという原則の下で進められたが、盧大統領はさらに踏み込んだ姿勢を示した。2004年7月に済州島で開かれた日韓首脳会談において盧大統領は、小泉首相に対して自らの任期中は韓国政府から過去事問題を公式的な議題や争点にしないことを約束し、日韓シャトル首脳会談の定例化に合意した⁴⁸⁾。その約束通りに盧武鉉政権初期の2年間は歴史問題による日韓葛藤が最大限抑制され、その雰囲気を主導したのはどちらかといえば盧大統領の方であった⁴⁹⁾。すでに金大中政権末期から小泉

43) 日本外務報道官談話「反国家分裂法について」(2005年3月14日)【2024年12月9日閲覧】https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/17/dga_0314.html

44) 「남방 3각동맹 재검토· 무슨 뜻일까」(「南方三角同盟再検討」どういう意味?), 『朝鮮日報』(2005年3月24日)
https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2005/03/23/2005032370367.html

45) 同上、『朝鮮日報』(2005年3月24日)

46) 『朝鮮日報』(2005年3月31日)

47) 外務省「日韓首脳共同声明——平和と繁栄の北東アジア時代に向けた日韓協力基盤の構築」https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_03/j_k_seimei.html (最終閲覧: 2025年1月5日)

48) 『中央日報』2004年7月22日。

首相の靖国参拝をめぐる国内では反発の声が上がっていたものの、盧大統領は自らが積極的な姿勢を示すことでこれら韓国側を刺激するような言動を抑制できると期待しており、対北朝鮮政策や6者協議において連携を強化したいという狙いがあったと考えられる⁵⁰⁾。

このような両国の和解ムードは皮肉にも「日韓友情年」と定めた2005年、島根県議会による「竹島の日」条例の制定をめぐる動きを境に一気に冷却していった。盧武鉉大統領は就任以来の立場を翻し、3.1運動記念辞において「過去の真実を究明して、誠から謝罪して反省し、賠償すべきことがあれば賠償し、その後に和解すべきである。それが全世界で行われている歴史清算の普遍的な方法である」⁵¹⁾として日本側の動きを警戒した。しかし、韓国側の度重なる警告にも関わらず、島根県議会は3月16日について条例案を通過させた。これに対してNSCは翌日に常任理事会を招集して、「韓日関係の基調と対応方向」を発表し、それは「対日政策新ドクトリン」⁵²⁾と名付けられた。そこでは、日本側の領有権主張が過去の侵奪を正当化する行為であると激しく批判した上で、正しい共通の認識が形成されるようにあらゆる手段を活用して対処することが宣言された。さらに、23日には盧大統領自らが対国民書簡（「韓日関係と関連して国民に捧げる談話文」）を発表して、「日本との厳しい外交戦争を辞さない」とする強硬姿勢を打ち出した⁵³⁾。

しかし、2005年10月に小泉首相の靖国神社参拝が再び行われた。直後の11月18日に釜山で開かれた

APEC 会議日韓首脳会談において盧大統領は、「小泉総理の靖国参拝や最近の多数の政治家による参拝は韓国に対する挑戦ともいべきもの」⁵⁴⁾として激しい不快感を示した。これを最後に、日韓の間のシャトル外交は事実上中断され、このような状況は、小泉首相の退陣まで継続した。

「任期中は歴史問題を議論しない」とした姿勢からのわずか半年あまりの対日姿勢の急変に、韓国国内においてすら「一貫性がない」との批判がなされた⁵⁵⁾。しかし、この時期に顕在化した日韓両国の葛藤を、単に歴史や「領土」をめぐる認識の違いのみに原因を求めることはできないであろう。初期の友好政策が急速に硬化していったのには、盧武鉉政権の描く地域構想における日本への期待が大きく裏切られたという認識が背景にある。盧大統領の対日政策において、とりわけ重視されたのは北朝鮮核問題の平和的解決であった。そのため盧大統領は、2002年9月に北朝鮮訪問と日朝首脳会談を実現した小泉首相のリーダーシップを高く評価して自らの対北朝鮮外交のパートナーとして位置付けていたのである。それは、北朝鮮に対して強硬な政策を主張するブッシュ政権に対する牽制の意味も込められていた⁵⁶⁾。しかし、その後拉致被害者の具体的な死亡者名簿が伝えられると日本国内世論は急速に硬化していった。韓国国内では拉致問題により弾力性を失った日本の米国寄りの外交姿勢が、長期的に中・ロ・北の結合の可能性を高めることになり、結果的にそれが北東アジア地域を冷戦型の対立秩序への回帰させる可能性を高める要因として働くことが懸念されるようになった⁵⁷⁾。

49) 李元徳「노무현정권의 과거사대일정책평가」(盧武鉉政権の過去事対日政策評価)、中央大学校日本研究所編『日本研究』No.26 (2009年)、353-354頁。

50) 李鍾元「盧武鉉政権の対外政策」、『国際問題』No.561 (2007年5月)、11-12頁。

51) 「第八六周年3・1節記念辞」(2005年3月1日)、青瓦台ウェブサイト (<http://www.president.go.kr>)。

52) 「NSC 常任委員会声明文」統一部報道資料 (2005年3月17日)

53) 「韓日関係と関連して国民に捧げる談話文」(2005年3月23日)、青瓦台ウェブサイト (<http://www.president.go.kr>)。当初、このような韓国側の激しい反発は日本側の予想を遥かに上回るものであったと指摘される。西野純也「盧武鉉政権期の日韓関係——韓国の新しい秩序認識の台頭」、慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』92 (1)、(2019年1月)、98-102頁。

54) 「釜山 APEC 首脳会談の際の日韓首脳会談 (概要)」外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/apec_05/s_jk_gai.html)

55) 李元徳「한일관계의 온탕냉탕사이클」(韓日関係の温湯冷湯サイクル)『ソウル新聞』(2008年4月8日)

56) 盧武鉉大統領が対北朝鮮政策との関連において小泉政権を高く評価していたという指摘は、小此木政夫「小泉政権の愚と三つの戦略」『論座』(2008年8月)、40頁。

57) 金基正「21세기 한국 외교의 좌표와 과제: 동북아 균형자론의 국제정치학적 의미를 중심으로」(21世紀韓国外交の座標と課題: 東北ア均衡者論の国際政治学的意味を中心に)、世宗研究所編『国家戦略』2005年第11巻第4号、155-157頁。

そして、2004年12月に指宿で行われた日韓首脳会談において拉致問題の優先的解決を主張する小泉首相に対して、盧武鉉大統領は北朝鮮の核問題を平和的に解決するための6者協議の重要性を力説した⁵⁸⁾。しかし、双方の理解は見られず、大きな意見の隔たりが確認されたのみであった。以後、日朝関係の改善およびそれが北東アジア全体の平和へとつながることを望んでいた盧武鉉政権の期待は急速に萎んでいった⁵⁹⁾。

こうした中、韓国国内でにわかに指摘されるようになったのが反中・反北朝鮮のための「日米連合戦線」⁶⁰⁾の強化であった。日米同盟強化の一連の流れに加え、日本が北朝鮮に対して強固な態度を取る一方、「中国脅威論」を殊更強調することによって台湾への接近を強めていく姿勢からそのような懸念が強まった。「東北ア均衡者」論が唱えられたのは、ちょうど盧武鉉大統領の日本に対する期待が失望に変わった時期と重なるのである。

4 韓米同盟のあり方と将来像

米国からの自立と平等な関係を訴えて誕生した盧武鉉政権は、自らの外交・安保政策をより明確にするために立て続けに政策報告書を刊行した。まず、NSCは2004年3月に同政権の安保戦略指針書である『平和繁栄と国家安保：参与政府の安保政策構想』を出版した。そこには、国家安保の目標が三つの戦略課題として具体化された。一つは北朝鮮核問題の平和的解決と朝鮮半島平和体制の構築、二つ目に韓米同盟と自主国防の並行発展、三つ目に南北の共同繁栄と北東アジア協力の主導である⁶¹⁾。続けて、同年8月に東北ア時代委員会により提唱されたのが、「平和と繁栄の東北ア時代構想」という地域秩序構想であった。前述のとおり、そこでは韓国の望まし

い役割が大陸勢力と海洋勢力を仲介する「架橋国家」として示された⁶²⁾。NSCの報告書が米韓同盟を維持しながら自主国防を強化していく方針を示したものであるとすると、東北ア時代委員会のそれは北東アジア地域秩序創出における韓国の役割をより明確にしたものであった。その延長線上で出されたのが2005年3月の盧武鉉大統領による「東北ア均衡者」論である。

米韓同盟を維持しながらの「均衡」とは何を意味するのか。これには、対米自立を求める韓国の政策的意思に理解を示す専門家からも、「均衡者」論が米国の追求する現状維持 (status quo) を打破して韓国がより中国に近づけるための口実になり、結果としてそれが米韓同盟の弛緩を引き起こすのではないかとの懸念が表明された⁶³⁾。盧武鉉大統領の「均衡者」論を米韓同盟の対中国対処への機能拡大に対する反発として、つまり米中衝突に「巻き込まれ」る危険を回避するために中国寄りの政策を示すものとしてみる分析はこの時期に広く見られた⁶⁴⁾。そのために、国内からも中国の役割を過度に期待して米中戦略ゲームのなかで中国に便乗するのは外交政策上の誤算であるとした批判が提起された⁶⁵⁾。

しかし、「均衡者」論の背景には同盟関係のみならず、対北朝鮮政策をめぐる米韓の間の著しい方針の違いが存在した。その直接的な契機となったのは、「作戦計画5029」をめぐるプロセスであることが指摘される⁶⁶⁾。すでに1999年末に米韓連合同司令部 (CFC, Combined Forces Command) は北朝鮮情勢が急変した場合の難民の流入や暴動などに備えるために「概念計画5029」(Concept Plan 5029)を策定し、

58) 『中央日報』2004年12月18日。

59) 日韓の間の地政学的問題に関する政策的違いが、両国関係における遠心力として作用したという指摘は、西野、前掲論文、97-116頁。

60) 金基正、前掲論文、155-157頁。

61) 国家安全保障会議『平和繁栄と国家安保：参与政府の安保政策構想』(ソウル・世紀文化社)、2004年。

62) 前掲、東北アジア時代委員会『平和と繁栄の東北ア時代構想：ビジョンと戦略』、9頁。

63) Frank, Ruediger 2005, "A New Foreign Policy Paradigm, Perspectives on the Role of South Korea as a Balancer," Policy Forum 05-35A (25 April 2005) (<http://www.nautilus.org/fora/security/0535A.Frank.html>).

64) 例えば、倉田秀也「韓国の『自主国防論』と多国間協議：同盟理論と相関関係に関する解釈的検討」、『国際安全保障』第33巻第4号、2006年3月、78頁ほか渡邊前掲論文。

65) 『東亜日報』(2005年3月22日)。

66) 朴容秀「제2차 북핵위기 전개과정과 노무현대통령의 리더십」(第二次北核危機展開過程と盧武鉉大統領のリーダーシップ)、『亜細亜研究』第56巻第3号(2013年)、246-250頁。

韓国側にそれを具体化するために「作戦計画5029」(Operation Plan 5029)へと発展させることを求めている。しかし、それは必要以上に北朝鮮を刺激する懸念がある上に、その実行の際には在韓米軍司令官が指揮を執ることからも、金泳三政権以降の歴代政権は一貫してこの案に反対した経緯があった。ところが、2004年12月に韓国合同参謀本部側が盧武鉉大統領に報告もせずこの提案を受け入れて概略的な草案まで完成させていたことがNSCによって確認されたのである。

盧武鉉大統領は就任以来、北朝鮮の体制転換が外部の軍事的な力によって意図的にもたらされるべきではないことを繰り返し強調した。その上、核や大量殺傷兵器に直結した問題は国際的な介入を受け入れるも、政権崩壊など北朝鮮内部の急変に対しては主権の当事者である韓国が責任を持って介入、管理すべきであるとの立場を示していた。したがって、2005年1月、韓国のNSCは米側に対して、「概念計画」の「作戦計画」への移行を拒否する旨を明確に伝えた⁶⁷⁾。

以上の経緯は、「均衡者」論が単に米中のみならず、米国と北朝鮮との間でも適用できる可能性を示唆している。韓国と米国は同盟関係にありながらも北朝鮮の内部情勢にどこまで介入すべきかに関しては合意に至っておらず、「主権」を理由に韓国側の激しい反発に会った。南北の対話と交流を促すことは、米国の過度な介入を避けて朝鮮半島の平和体制に向けて韓国が能動的な役割を果たす上でも必要と考えられたのである。

そのような意味においては、「均衡者」論を「自主か同盟か」の二分論により判断しようとするのは問題を単純化し過ぎていると言わざるを得ない。韓国にとって米韓同盟から離脱した完全な自主も、米国と一体となって対北朝鮮・対中政策を展開するこ

とも現実的に不可能であるためである。すなわち、「均衡者」論は米国への過度な依存と対北朝鮮への牽制を旨とした米韓同盟に対して相対的な距離を置いて、外交的な選択肢を増やして多様化しようとした側面があったといえる⁶⁸⁾。

5 おわりに——多国間協力体制への期待と限界

盧武鉉政権の「平和と繁栄の東北ア時代構想」には、南北対話と交流を進めて朝鮮半島の平和体制を築き、それを北東アジアの経済・安保の多国間協力体制へと発展させていくロードマップが示されていた。さらに、「東北ア均衡者」論はそのような地域秩序の実現のために、域内の葛藤や対立が再燃しないように日本や中国など周辺諸国に働きかけて仲裁を働いていく意思を表明したものであった。それが歴代政権の地域構想と明らかに違っていたのは、あくまでも朝鮮半島平和体制の構築を中心に据えて、自らの主体的な役割を明確に示した点であった。韓国が経済成長や民主主義の発展のほかに、文化的な力量や外交交渉力などのソフトパワーを有する「中堅国」であり、経済的相互依存の進む国際社会においては十分にそのような役割を果たせるという自信がそのような地域構想を支えていた。すなわち、「東北ア均衡者」はこの時期に韓国で現れ始めた「中堅国」(middle power)としてのナショナル・アイデンティティを背景に、北東アジアにおいて積極的な役割を模索していこうとした試みであったと評価できる。

この考えの前提には、冷戦後の国際秩序が多極構造へ向かっているという認識があった。中国の台頭のほかに、EUやASEANなど地域機構の成長がその背景にあったが、とりわけ朝鮮半島の周辺には日米中口の勢力が拮抗しているというのが盧武鉉政権期の基本的認識であった⁶⁹⁾。したがって、超大国の

67) 「作戦計画5029」は、翌年の6月10日に開かれた韓米首脳会談において再び議論に上った。ブッシュ大統領はこの問題に関して、北朝鮮の核危機と関連して同国を軍事的に攻撃する意思はないのみならず、北朝鮮が核兵器を放棄した場合には米朝間の「関係正常化」も可能であることを盧武鉉大統領に示唆した。<https://www.globalsecurity.org/org/index.html> (2024年11月26日閲覧)

68) 金榮鎬国防大学教授は盧武鉉大統領の政策は本質的には、「自主と均衡」を求める政策であると指摘した。『朝鮮日報』(2005年4月16日)

69) 渡邊は韓国の多極的な地域秩序観は冷戦期から続いており、それは統一問題と関連を持つと指摘する。渡邊、前掲論文、46-49頁。

ように独自に国際関係を主導できる政治・軍事力には限りがあるが、ミドル・パワーとして連合体や多国間協力体を始めとした国際機構を通してアジェンダーの設定や規範の創出、仲裁者の役割を担うことによって影響力を行使できると考えられた⁷⁰⁾。

盧武鉉政権が自らの地域構想を実現するために期待したのは日本であった。しかし、日本は拉致問題の解決を優先し、米国によるイラク攻撃が迫るなか自民党内から日米同盟を強化すべきとの意見が大勢を占めるようになった。中東地域への対応に忙殺される米国に「見捨てられ」の懸念がそのような声を後押しした⁷¹⁾。こうした日韓の間の脅威認識の違いによる政策的相違は歴史摩擦における盧武鉉大統領の対日政策を硬化させたが、他方、「均衡者」論における均衡の焦点が日本と中国の間に定められる契機を提供した。盧大統領は中国と日本の間に存在する「排他的国守主義」が地域の中に根深い不信感をもたらしており、それを克服してEUのような開放的な地域統合体を作る必要性を強調した⁷²⁾。

ところが、米韓同盟との関係でそれが中国への接近を意味するものとして解釈され、さらには「日米韓」の三角協力体制から離脱して新しく「韓中北」の勢力構図を形成するものとして理解されるようになった。これに対して、『ハンキョレ新聞』は「東北ア均衡者」論が日米と中口の間の対決において単なる従属変数ではない、自主的外交路線を開拓して独立変数としての道を歩む意思であると解釈した⁷³⁾。しかし、多くは「無謀な同盟離脱論と自主外交論が周辺諸国から韓国を孤立させている」⁷⁴⁾と

警戒し、中には「韓国が半世紀近く維持してきた韓米日の伝統的な三角共助体制からの離脱の可能性を全世界に公表したもの」⁷⁵⁾として激しく批判するものもあった。

こうした批判の背景にあったのは、韓国が balancer としての政策的選択の幅を持たせるためには、ときには米韓同盟の枠組みから脱することも必要になることが予想されるためである。渡邊は韓国が「架橋国家」を自任するも実際に米中緊張が高まった際に、米国の盟邦というよりも「中立国」として見なされるようになり、それがむしろ韓国の外交的選択肢を狭める可能性があることを指摘した⁷⁶⁾。このような「均衡者」論の限界については文正仁も言及している。彼は米国が対中国封じ込め政策を展開するか、対北朝鮮封鎖と体制転換を強行し、さらにそのような政策の一環として日本の軍事大国化が進められた場合、北東アジア秩序は深刻な分裂に直面せざるをえないと考えた。つまり、そのような事態に直面した際に、「均衡者」の役割は米韓同盟との間に深刻な矛盾に陥る可能性があることを認めていたのである⁷⁷⁾。彼はそうした局面を避けるためにも「予防外交」として均衡者の役割を果たすことが重要であることを強調した。

盧武鉉政権が繰り返して主張しているように、その地域構想が米韓同盟からの離脱を図るものとしてみるのは現実的ではないであろう。その一方で、冷戦期のように脅威認識の完全な一致は期待できなくなったのも確かで、盧武鉉政権が目指したのはより多角的な協力体制のなかで、外交的な選択肢を広げることであったと考えられる。文正仁も米韓同盟をより包括的な同盟へと発展させながら、これを基盤としてヨーロッパのような集団防衛体制と多国間安全保障体制を構築することが望ましいとの考えを示した⁷⁸⁾。

ここでいう多国間安全保障体制とは、北朝鮮の核

70) 金致昱「국제 정치의 분석단위로서 중견국가 (Middle Power) : 그 개념화와 시사점」(「国際政治の分析単位としての『中堅国家』」、『国際政治論叢』第49集第1号(韓国国際政治学会2009年)、17-21頁。その後、朴槿恵政権は、「ミドル・パワー」の概念を公式に外交政策に取り入れた。

71) 西野、前掲論文、108-111頁。

72) 「2004年12月6日はソルボンヌ大学で行われた招聘演説」、前掲、『大統領演説集：第二巻』、491-492頁。

73) 『ハンキョレ新聞』2005年3月30日。(2024年11月26日閲覧) https://www.hani.co.kr/arti/politics/politics_general/22382.html

74) 『朝鮮日報』(2005年3月24日)。朴槿恵・ハンナラ党代表も、1904年の大韓帝国の中立宣言を例に、韓米同盟から離脱は誤った政策であると警告した。

75) 『文化日報』(2005年4月5日)

76) 渡邊、前掲論文、45-46頁。

77) 文正仁「동북아 균형자론, 불가피한 선택이다」(東北均衡者論、不可避な選択である)『朝鮮日報』(2005年4月12日)。

78) 文正仁、同上。

問題を解決するために設けられた「6者協議」を念頭に置いていたことは明らかである。NSCは「6者協議」を「均衡者」論と直接関連づけることはしなかったものの、北朝鮮の核の放棄と朝鮮半島の非核化プロセスが「6者協議」を中心に始動していることを上げ、その解決過程で蓄積された経験と力量が北東アジアにおける多国間の安全保障協力体制に繋がる可能性について言及した⁷⁹⁾。

盧武鉉政権の「東北ア時代構想」と「東北ア均衡者」論は、それが具体的な外交成果として実現したとは言い難い。初期の経済中心主義のアプローチは金融ハブの構築や鉄道・エネルギー輸送のパイプライン建設に具体的な進展が見られず、その後の外交・安保中心の政策も実際には掛け声に終わった感が否めなかった。その地域構想の中心に据えた北朝鮮の核問題が思うように進まなかったことに最大の

原因があったことは言うまでも無い。

しかし、北東アジア地域に「脱冷戦型」の秩序を構築しようとした問題意識が否定されたことにはならないであろう。なぜならばそれが韓国にとって死活的な課題であるためである。日米韓の三角協力体制は「中国脅威論」と北朝鮮問題が続く限り表面的に維持されていくと考えられるが、脅威そのものや同盟に関する認識は必ずしも一致しなくなったことが明らかになった。今後、この体制から距離をとり多様な外交的選択肢を模索する試みは、少なくとも韓国では続くであろう。それに伴い、「戦略的利益を共有する最も重要な隣国」同士であった日韓関係もその相対化が進むのは必至である。国交正常化60周年を迎える今日こそ、真の北東アジアの平和を導くための共通の未来像を早急に模索することが必要であると言える。

79) NSC、前掲、8頁。

65年体制変動への抵抗と順応

——新たな日韓関係の模索——

崔 慶 原*

はじめに

歴史摩擦によって触発された「65年体制」の変動に対し、日本政府と韓国政府はそれぞれ異なる対応を取った。日本政府は韓国に対して輸出規制強化の措置を取り、体制変動に「抵抗」した。日韓関係をこれまで規定してきた日韓請求権協定が少しでも揺るがされることを許さなかった。一方、韓国政府は日韓請求権協定を明示的に否定することはしなかったものの、司法判断を尊重し、体制変動に「順応」しようとした。日本側が司法判断をベースに対応してくれるのであれば、新たな日韓関係が切り開けると判断したのだろう。このように65年体制という構造を如何に守っていくかを重視する日本と、体制変動の流れに乗ろうとする韓国の間では埋め難い溝が生じたのである。

「体制」を、「関係を均衡させ、継続させる包括的な要素の体系」と定義した場合、1965年体制とは、「日韓関係を規定する条約体系」として捉えることができる。狭義としては「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（日韓基本条約）と「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との協定」（日韓請求権並びに経済協力協定）を基礎とする日韓関係である¹⁾。もう一つは、「朝鮮半島をめぐる国際秩序」として位置づけることができる。日韓国交正常化は日韓関係だけでなく、日朝関係を規定する「1965年秩序²⁾」

の誕生を意味した。日韓会談が妥結した1965年を前後して、日朝関係は北東アジアの地域冷戦に埋め込まれており、日韓協力は経済と安全保障の論理を組み合わせた「安保経済協力」であった。日韓はそれをもって共産主義の脅威に対抗してそれぞれの安全保障を確保した。

しかし、冷戦の終結とともに、65年体制は変動を経験するようになる。第1に、65年体制の不十分だった部分に対する補完が求められるようになった。特に、被害者への個人補償を「社会正義と人権尊重という、いわば積極的平和に寄与するかたちで日韓関係を再構築する契機³⁾」にしようとした。植民地支配の不当性を法的に認めさせ、個人補償への道を開くことを目的とした日本と韓国の市民運動は、2018年10月韓国大法院の判決によって結実したと言える。第2に、日韓両国間の対等性をもとに新たな関係を構築しようとする動きである。現在、製造業から先進的な産業に至るまで日本と韓国は対等な水準に達している。日本の圧倒的な経済力をもとにした経済協力で成立した65年体制とは異なる構造が生まれている。2019年7月、日本が韓国に対し輸出規制強化をしたことは、こうした体制変動の観点から再考すべきである。第3に、北朝鮮への関与をめぐる外交摩擦である。2018年、韓国の文在寅政権は友好的な南北関係をもとに米朝関係を仲介する、関与政策を取った。このような状況は日朝関係の改善には好条件であったが、日本の安倍政権は米朝間で合意が生

* 常葉大学 教授

1) 吉澤文寿編『歴史認識から見た戦後日韓関係』社会評論社、2019年、6頁。

2) 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生』平凡社、2012年、495～497頁。

3) 吉澤文寿編『歴史認識から見た戦後日韓関係』、3～7頁。

まれることを妨げようとした。65年体制下では、米国との同盟関係を土台にした対北抑止政策から利益を生み出していたが、そのような状況とは異なる情勢が生まれたのである。

今日、日韓関係を支える条約体系には何ら変化はない。しかし、65年体制を支えてきた経済協力と安全保障における変化のプロセスは既に始まっており、日韓双方に影響を及ぼしている。本稿では主に文在寅政権と安倍政権、尹錫悦政権と岸田政権が体制変動にどのように対応したのかを注目し、新たな日韓関係のあるべき姿について考察する。

1 リンケージ・ポリティクスの教訓

歴史摩擦に翻弄される日韓関係は、2019年7月転機を迎えるようになる。安倍政権は韓国との信頼関係が失われたとして、半導体関連フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の韓国向け輸出及びこれらに関連する製造技術の移転について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求め、輸出審査を行うことを決定した。さらに輸出管理上のカテゴリーを見直すために、外為法輸出貿易管理令別表第3の国（いわゆる「ホワイト国」）から韓国を削除するための政令改正について意見募集手続を開始し⁴⁾、8月28日には安全保障上の問題がない国に輸出手続きを簡素化している「ホワイト国リスト⁵⁾」から韓国を除外し、韓国向けの優遇措置を取りやめる方針を閣議決定した。対象となった素材3品目は日本企業の世界シェアが高く、韓国の企業も日本の製造企業に依存していた。それだけに規制強化によって素材が円滑に確保できなくなり、半導体の生産に影響が出る可能性が高くなった。

菅義偉官房長官は7月2日の閣議後の会見で徴用工問題への対抗措置ではないとしながらも、「両国間で積み重ねてきた友好協力関係に反する韓国側の

否定的な動きが相次ぎ、その上にG20までに満足する解決策が示されなかった。信頼関係が著しく損なわれたことは言わざるをえない⁶⁾」と語った。2018年10月、韓国大法院が日本企業に元徴用工への慰謝料の支払いを命じる判決に対して、韓国政府が日本政府の満足する解決策を出せずにいたことが輸出規制に踏み切った理由であることを明らかにした。安倍政権は日本企業への依存度が高い半導体関連素材を輸出規制すれば、韓国経済は打撃を受け、韓国が譲歩してくるだろうと見込んでいた⁷⁾。日韓が長年ともに発展させてきた相互依存関係を利用し、韓国の行動変容を求める手段としてエコノミック・ステイトクラフトを駆使したのである⁸⁾。日本政府のこうした措置によって、これまでの歴史摩擦の中でも両国関係の安全弁として機能し続けてきた経済的な深い結び付きが、むしろ最大のリスクとして浮上するようになった。そして韓国企業は「自立」を模索するようになり、最先端工業製品の製造における日韓間のサプライチェーンにも変化が生じる可能性が高くなってしまった⁹⁾。

日本側の措置に対抗して、同年8月22日、文在寅政権は日韓秘密軍事情報保護協定（以下、日韓GSOMIA）の終了を決定し、日本政府に通報した。NSC（国家安全保障会議）の金有根事務処長はその理由について、日本政府が明確な根拠を提示しないまま、日韓の信頼が損なわれ、安全保障上の問題が発生したと言い、「輸出貿易管理令別表第3の国家群（ホワイト国リスト）から、韓国を除外し、両国間の安保協力環境に重大な変化をもたらした」からだとした。その上で「このような状況で政府は安保上敏感な軍事情報交流を目的に締結した協定を持続させることは、われわれの国益に沿わないと判断した¹⁰⁾」と発表した。韓国は信頼できず、安全保障上の問題があるため、輸出規制を強化したと主張する日本とは、GSOMIAを維持してまで安保協力を続

4) 経済産業省「大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて」2019年7月1日 (<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190701006/20190701006.html>)。

5) 経済産業省「安全保障貿易管理」(<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html#listkisei>)。

6) 『朝日新聞』2019年7月2日。

7) 「争点化の元徴用工問題『対抗策を』」、『朝日新聞』2021年5月28日。

8) 鈴木一人「検証 エコノミック・ステイトクラフト」『国際政治』February、2022年、205号、3頁。

9) 「韓国、脱・日本企業急ぐ」『日本経済新聞』2020年5月20日。

けることはできないという判断だったのである。こうして歴史摩擦の影響が、それまで両国関係を支えてきた貿易と安全保障にまで拡大してしまった。

両国の摩擦は破滅に向かうのではないかと懸念されたが、結局は現状が維持された。韓国の半導体製造会社に素材を納品する日本のメーカーからすれば、顧客を失いかねないリスクを抱えることになったからである。また、半導体製造に支障が生じることは、日本の産業界にとっても望ましいことではなかった。日本政府は韓国との相互依存関係のゆえに、輸出規制の厳格な適応を避けざるを得なかった。自国会社が第3国にある支店を通じて韓国に迂回輸出することを認め、自国会社の韓国現地での生産体制の構築も防がなかった¹¹⁾。その結果、当初憂慮されていたのとは違って輸出許可は滞りなく行われた。直接国益と関わる貿易と安全保障まで摩擦を繰り返しながら、両国の結び付きがどれだけ深いかを互いが思い知った結果となった。他方、韓国政府が実行した日韓 GSOMIA の終了は、米国国務省や国防総省から日米韓安保協力関係を弱めたという批判を受け、失効前に猶予を発表せざるを得なくなった。

日韓が歴史摩擦を貿易と安全保障にリンクさせたことを通して、日韓関係が65年体制が成立した時とは様変わりしてしまったことが明らかになった。冷戦期に日本との圧倒的な経済力の差がある中で成立した日韓の経済協力は、両国の垂直的で非対称的な関係を基盤にしていた。しかし、韓国の半導体製造は成長を遂げ、日本と水平的で対等な関係に変化していた。韓国企業はサプライチェーンの上流にある日本企業の高品質素材や部品に頼るようになり、両国が相互依存の密接な関わりを持って成長し合う関係に発展していた。そもそも自由貿易体制の維持を核心的な利益としていた日本が、貿易を利用して他国に圧力をかけることは、過去に見たことのない政策であった。しかし、安倍政権は複雑に絡み合っ

ている経済関係に単純な政治の論理で介入し、韓国を動かす政策レバレッジを高めようとした。だが、効果は上がらなかった¹²⁾。この過程を通してこれまで明示的には見えていなかった日韓の構造変容が認識されるようになった。韓国が日韓 GSOMIA の失効前に猶予を発表したことも同じ文脈で捉えることができる。米国との同盟のみならず、日韓の安保協力のために同協定を失効させることは賢明な選択ではなかった。米国から批判を受けたことで、韓国は猶予を発表するようになったが、日韓の緊密な安全保障関係を再考するようになったに違いない。

2 相容れない「協力」と「和解」 ——2023年大転換の課題

2023年3月6日に尹錫悦政権が徴用工問題の解決案を提示したことで日韓関係は大転換を迎えた。朴振外交部長官は、徴用工被害者の賠償金を日本の関連企業ではなく、韓国政府傘下にある「日帝強制動員被害者支援財団」が代わりに負担する「第3者弁済案」を発表した¹³⁾。朴長官は「韓国主導による大局的な決断であり、被害者のための実質的な代案」であると、その意義を述べた。尹大統領は、同月16日から日本を訪問し、岸田首相との首脳会談に臨んだ。共同記者会見では徴用工判決について、それまで韓国政府が堅持してきた解釈とは異なると言及し、「第3者弁済」後に日本企業に求償権を行使することは想定していないとも述べ、日本側を安心させた¹⁴⁾。これに対し、岸田首相は、徴用工問題に対する韓国の対応を「非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価」した。また、1998年10月の日韓共同宣言を含め、「歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる」としながら、両国関係をさらに発展させ、具

10) 青瓦台「GSOMIA 関連 金ユグン NSC 事務次長政府発表文」大韓民国政策ブリーフィング、2019年8月22日 (<https://www.korea.kr/briefing/presidentView.do?newsId=148863963>)。

11) 金ヤンヒ「日本の対韓国輸出規制強化2年の評価と課題」外交安保研究所、2021年8月13日。

12) 「対韓輸出規制という黒歴史」『日本経済新聞』2022年5月20日。

13) 韓国外交部「強制徴用大法院判決関連政府立場発表文」2023年3月6日 (https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4076/view.do?seq=369840)。

14) 首相官邸「日韓首脳会談」2023年3月16日 (https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202303/16korea.html)。

体的な結果を生み出していくと語った。日韓は「65年体制」という土台を確認し、変動する国際秩序に共同対応する道を選んだのである。

こうした日韓関係の改善が可能となったのは、尹錫悦大統領の対日認識による面が大きい。尹大統領は就任後、日本を「世界市民の自由を脅かす挑戦に立ち向かい、ともに力をあわせていくべき隣人」（2022年8月15日の光復節式典）と位置付けた上で、互いに尊重し合いながら、経済、安保、社会、文化にわたる幅広い協力を通して国際社会の平和と繁栄に寄与しなければならないと説いた。さらに日韓関係が「普遍的な価値を基盤に両国の未来と時代的使命に向けて進む時、歴史問題もきちんと解決できる」とも語り、歴史認識の一致を通して対外戦略の共有を図るのではなく、対外戦略の共有を通して、歴史認識の接近を促す考えを提示した。また日本が「過去の軍国主義の侵略者から我々と普遍的な価値を共有し、安全保障や経済、グローバルな課題で協力するパートナーになった」（2023年8月15日の光復節式典）と戦後日本の歩みを評価した。

しかし、日本との外交対立の解消を優先した尹政権の対日政策に対して、韓国社会の世論は厳しかった。韓国国内における合意形成が出来ていなかったからである。尹大統領が岸田首相との共同記者会見で求償権を求めないと発言したことに対し、63.4%が否定的な反応を示し、大統領への不支持は63.7%を記録した¹⁵⁾。韓国大法院の判決が日本企業の賠償責任を明確にしたにもかかわらず、それを韓国が肩代わりしてまで日韓関係の改善を急いだことに対する反論であった。また、尹大統領が譲歩したのにもかかわらず、日本側はそれに対して相応の措置を取らなかったという批判も集まった。韓国は「第3者弁済」を行う韓国政府傘下財団や日韓未来パートナーシップ基金に対する日本の後援を求めた。しかし、日本の対応は鈍かった。この日本側の対応が韓国の世論に更なる影響を与え、尹政権の対日政策に対する批判につながった。

さらに、日本企業に賠償を命じる判決が相次ぐ中、

15) 世論調査‘花’「全国世論支持率定期調査」中央世論調査審議委員会、2023年3月18日 (<https://www.nesdc.go.kr/>)。

財団の財源が不足する可能性が指摘されるようになり、今後問題が大きくなる可能性がある。これまでに集まった基金の総額は41億ウォンとなっているが、すでに25億ウォンほどが使われている。2023年12月に新たに元徴用工11人への賠償を命じる判決が確定されたほか、係争中の訴訟が約60件あるとされ、財源が底をつく可能性が指摘された¹⁶⁾。

2023年の日韓関係の大転換は、日本との安定的な関係を保持することが、インド太平洋における日韓・日米韓の戦略的連携を可能にするという判断に基づいていた。韓国の「第3者弁済」は、徴用工問題は請求権協定で解決済みであり、韓国側が問題解決方法を提示しないといけないという日本側の主張が貫徹された形である。65年体制の不十分さを乗り越えようとする市民社会の要請、すなわち被害者の救済に向けて日韓が協力して取り組むことへの合意形成は図られなかった。その意味で2023年の大転換は1965年の国家間和解への回帰に過ぎなかった。歴史摩擦が「第3者弁済」に落ち着く過程は、日韓の協力と和解が二分法的に扱われていることを示唆している。しかし、協力と和解は相容れない関係ではなく、互いを補強し合う関係にすべきであろう。2023年の大転換は難しい課題を突きつけていると思われる。

3 対北関与をめぐる隔たり

日本と韓国は65年体制のもとで冷戦を一緒に戦った。米韓同盟は北朝鮮に対する抑止機能を効果的に果たしたが、それを後方から支援していたのは、在日米軍基地の存在である。こうした基盤の上で日韓両国は「安保経済協力¹⁷⁾」を進め、韓国が北朝鮮との体制競争に勝利する一因となった。しかし、韓国に北朝鮮に対して融和政策を進める進歩政権が韓国国内に登場したことにより、日韓の対北関与政策に隔たりが生じるようになった。2018～19年、文在寅政権は良好な南北関係をもとに米朝関係を仲介した。南北米の終戦宣言を通して敵対関係を終わらせ、長

16) 『朝日新聞』2023年12月28日。

17) 崔慶原『冷戦期日韓安全保障関係の形成』慶應義塾大学出版会、2014年、99～131頁。

い時間を要することになる北朝鮮の非核化を安定的に進めようとした¹⁸⁾。

しかし、安倍首相は北朝鮮に対しては対話ではなく、圧力が必要であることを強調し、朝鮮半島の秩序変動を促進させようとする動きに抵抗した。2018年2月9日、安倍首相は日韓首脳会談で、すでに米韓間で延期が決まっていた米韓共同軍事演習を、予定通り実施することを求めた。これに対し、文大統領は「主権の問題であり、内政に関する問題」だと反駁した¹⁹⁾。米朝協議を通して北朝鮮の非核化を促そうとした韓国とは対照的に、日本は合意が生まれることを避けようとしていた。安倍政権は、米朝間で合意が行われれば、北朝鮮への制裁が緩み、圧力路線が揺らぐことになるのを懸念していた。また、南北間の停戦体制が平和体制に変わるとなると、東アジアの安全保障の枠組みも同時に変わってしまうことを憂慮していた。北朝鮮に対する圧力路線が揺らいでしまう状況を懸念した安倍首相は、トランプ大統領に「在韓米軍を撤退させてもらっては困る²⁰⁾」と述べたことを回顧録で明らかにしている。北朝鮮の非核化が一気に進まない中、在韓米軍に変化が起これ、それが東アジアにおける抑止力低下に繋がることを恐れていたのである。

ジョン・ボルトン米大統領補佐官は、トランプが米朝首脳会談で下手に譲歩しないように努めていたが、日本が自分と同じ認識を持って対応していたことを高く評価していた。ボルトンの回顧録によると、彼は2018年4月12日に鄭義溶・韓国国家安全保障室長と会った後、谷内正太郎・日本国家安全保障局長とも会っていた。鄭義溶室長との会談に対しては、「私に言わせれば、北朝鮮に求める非核化の条件についての韓国の理解は、米国の根本的な国益と何の関係もなかった」とした。それに対し、谷内局長との会談については「ほんやりと浮かび上がった米朝首脳会談に対する日本の見解は180度韓国と異

なり——要するに私の考えと非常に近かった」とした²¹⁾。

ボルトンは2018年4月17日～19日の安倍首相の訪米とトランプ大統領との首脳会談に関し、「トランプの気持ちを引き締めさせ、北朝鮮への大判振る舞いを控えるよう決意を固めさせたという意味で、安倍の訪米は最高のタイミングだった²²⁾」と評価している。さらに、ボルトンは同会談で安倍首相が、北朝鮮を動かす最良の手段は軍事的圧力だと主張していたことを明らかにしている。

文在寅大統領は安倍首相が「非核化が完全に実現されるまで北朝鮮に対する制裁は解除されてはならないと主張し、朝鮮半島付近で米韓連合軍事演習に加えて日本も参加する3ヵ国連合訓練の実施を米国に要請した²³⁾」と回顧している。北朝鮮との交渉を進めようとする韓国の動きを妨害するかのような日本の対応に警戒感を示していた。

こうした対北関与に関する日韓間の隔たりは、北朝鮮への制裁履行をめぐる論争にまで発展してしまった。前述したように、2019年7月、日本は韓国に対する輸出規制の厳格化や「輸出貿易管理令別表第3の国家群」から、韓国を除外することに踏み切った。その際、争点として浮上したのが、日本側が提示した「不適切な事案」である。安倍首相は「韓国は対北制裁を守っている、ちゃんと貿易管理をしていると言っているが、徴用工問題に対する国際的約束を守らないことが明確なので、貿易管理も守っていないと考えるのは当然である²⁴⁾」と述べ、文政権が北朝鮮に対する制裁を履行していない可能性を指摘した。さらに、前防衛相である小野寺五典自民党安保調査会長は、韓国に輸出した高品質のフッ化水素の30%の行方が分からないままになっているとし、「大量破壊兵器に転用可能な戦略物資が韓国から違

18) 文在寅『辺防から中心へ——文在寅回顧録：外交安保編』キムヨンシャ、2024年、340頁。

19) 『連合ニュース』2018年2月10日、『朝日新聞』2018年2月10日。

20) 安倍晋三『安倍晋三回顧録』中央公論新社、2023年、292頁。

21) ジョン・ボルトン『ジョン・ボルトン回顧録——トランプ大統領との453日』（John R. Bolton, *The Room Where It Happened: A White House Memoir*）朝日新聞出版、2020年、94頁。

22) ジョン・ボルトン『ジョン・ボルトン回顧録——トランプ大統領との453日』、71頁、96頁。

23) 文在寅『辺防から中心へ——文在寅回顧録：外交安保編』キムヨンシャ、2024年、340頁。

24) 『読売新聞』2019年7月8日。

法で流出されることが急増している²⁵⁾」と語った。

日本側が北朝鮮絡みの安保上の問題を提起したことで、韓国においては輸出規制問題が安全保障問題と結びついてしまった。文大統領は7月15日に「4つの国際輸出体制を模範的に履行しているだけでなく、国連安保理の決議を遵守して制裁の枠内で南北関係の発展と韓半島の平和のために総力をつくしているわれわれ政府に対する重大な挑戦である」と述べた。また、韓国政府の努力を支持し、朝鮮半島平和プロセスに参加している国際社会の共同努力に対し不信を招くものであると指摘し²⁶⁾、日本の対応に不満も表した。

対北関与政策をめぐる日韓間の隔たりは、65年体制が変動したことを強く印象付けた。これまで65年体制は朝鮮半島における敵対的な分断体制を前提にしてきた。そのため、停戦体制を平和体制に変え、南北朝鮮が平和的に共存する秩序を構築しようとする進歩政権が韓国に登場したことは、日本の抵抗とぶつからざるを得なかった。民主化以降、韓国政治においては保守勢力と進歩勢力の間での政権交代が定着している。保守は北朝鮮の核放棄を前提条件とし、米韓同盟の強化を通じて北朝鮮の脅威に対応しようとする勢力である。反対に、進歩は民族主義意識が強く、北朝鮮と協力しながら平和をつくり出すことに政策の重点を置いている。進歩政権である金大中・盧武鉉・文在寅政権は北朝鮮と対話することで安定的な関係を形成し、北朝鮮を非核化の道に誘導する政策に重きをおいてきた。特に、文在寅前政権においては、北朝鮮に圧力をかけることを重視する米国・日本と、圧力の限界を主張する中国・ロシアとで対応が分かれる中、米朝首脳会談を仲介して平和的に北朝鮮の核問題を解決すべきであると一貫した立場を取った。

こうした進歩政権の政策は北朝鮮との間に緊張緩和をもたらし、安定的な南北関係づくりを可能にした。日本に対しても、当事者原則を持ち出し、南北

関係を越した日朝関係の進展を牽制した保守政権とは異なり、日朝関係改善を歓迎し、支援する姿勢を示した。日本政府も進歩政権の対北政策に歩調を合わせ、日朝関係の改善に取り組んだ。小淵内閣は金大中政権の太陽政策を支持し、2002年には小泉内閣が日朝会談を実現させた。

日本の北朝鮮政策はこれまで無制限に行われてきたわけではない。分断国家のもう一方の韓国がそれを受け入れる必要があったからだ²⁷⁾。新たな日韓関係においては、対北抑止に留まらず、対北関与の重要性を日韓が共有し、共通の外交戦略を描くことから始めるべきである。南北朝鮮の緊張緩和が進むことは、日本の安全保障にとっても重要である。米朝関係が進展し、北朝鮮核問題の解決が進むようならば、日本は北朝鮮の市場経済化を支援し、体制変革を促す関与政策を進めなければならない。日朝国交正常化に伴う経済協力は、南北経済協力とともに、その有力な手段になるだろう。日本は北朝鮮と直接協力することで、あるいは韓国との協力を通して、新しい北東アジア秩序に対応していくことが可能である。

4 外交戦略における相手の位置づけ

尹政権発足後、日韓は互いを外交安保戦略における協力パートナーとして位置づけ、実質的な安保協力に乗り出した。尹政権はインド太平洋地域での安全保障協力を拡大していく方針を掲げた。「自由、平和、繁栄のインド太平洋戦略²⁸⁾」を策定し、地域政策の空間を北東アジアから、インド太平洋へと移した。インド太平洋地域において、自由、法治、人権などの価値を共有する米国、日本、インド、豪州、ヨーロッパ諸国と連帯し、経済的な観点だけでなく、地域の秩序構築にも積極的に参画する意志を明らかにした。

25) 『FNN プライムニュース』2019年7月11日。

26) 「不適切な事案」をめぐる日韓の攻防については、崔慶原「日韓関係の変容——歴史問題と経済・安全保障のイシューリネージュ」『現代韓国朝鮮研究』第19巻、2019年、18～20頁。

27) 平岩俊司「日朝関係を俯瞰する——冷戦終焉後日朝関係の構造と課題」『現代韓国朝鮮学会』第24号、2024年、3頁。

28) 外交部「自由、平和、繁栄のインド太平洋戦略」2022年12月 (https://www.mofa.go.kr/www/wpge/m_25838/contents.do)。

他方、岸田総理は日韓首脳会談後の2023年3月20日、インドを訪問した際に、「自由で開かれたインド太平洋のための新たなプラン²⁹⁾」を発表したが、そこで志を同じくして一緒に取り組んでいくパートナーとして、米国、豪州、カナダ、欧州とともに韓国をもあげた。それまでの日本の戦略構想の中には、韓国との協力関係は抜け落ちていた。歴史問題に対する韓国の対応に不信感を抱いていたからである。ところが、関係改善に向けた外交努力が行われたことにより、2023年1月以降は「国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国」として韓国を位置づけし、「安全保障面を含め、日韓・日米韓の戦略的連携を強化していく³⁰⁾」ことの重要性についても言及がなされた。

尹政権は日米同盟によって東アジア地域の安定が保たれていることやそのための日本の貢献と役割を認識し、日韓関係の改善も急いだ。2022年6月11日に開かれた日米韓の国防長官会談では、北朝鮮のミサイル警戒や探知、追跡のために3国が一層活動を具体化していくことが合意された。さらに、自由で開かれたインド太平洋を実現するための情報共有、ハイレベル政策協議、合同訓練を含む重要課題に対する3国間の協力を深化させることにも合意した。こうした防衛当局者間の協議を経て、9月30日に韓国の近海で日本の海上自衛隊と韓国の海軍が米海軍とともに、対潜水艦戦訓練を実施した³¹⁾。10月6日には、日米韓が同じく韓国の近海で北朝鮮のミサイル発射に対応するためのミサイル防衛訓練を実施した³²⁾。日韓それぞれの安全保障とも直結する中距離ミサイルを対象とした訓練を実施することで、北朝鮮が開発を明言した戦術核に対する防御力強化に努めた。北朝鮮の脅威が多様化してきている中、日韓

は米国やパートナー国との間の戦略的な協力を緊密化したのである。

振り返ってみれば、日韓の安保協力は、冷戦終結後の1994年に韓国国防長官が初めて日本を訪問し、防衛相会談が定例化されることから始まった。1999年に北朝鮮の半潜水艇侵入に対応する中で防衛当局間連絡体制の確保を図った。その後、公海上で民間船舶に火災が発生したという想定で両国の海軍艦艇が協力して救難活動を行う捜索救難訓練(SAREX)を初めて実施した。2002年には東ティモール国連平和維持活動(PKO)に日韓両部隊が同一地域でPKO活動を行った³³⁾。また、2016年11月にはGSO-MIAを締結し、北朝鮮の弾道ミサイル発射に対応するようになった。尹政権では前任の文政権で避けた韓国近海での訓練にも乗り出した。

今日、日韓は米中間の地政学的な体制競争や北朝鮮の核ミサイル開発の脅威、ロシア軍のウクライナ侵攻など、厳しい国際情勢に直面している。そんな中でも日米韓の安保協力を確実に担保し、安定的かつ持続可能な協力関係を構築するための制度化を進めてきた。2023年8月には日米韓3カ国の首脳がワシントン郊外で会合し、キャンプ・デービッド精神や原則を確認した³⁴⁾。そこには、北朝鮮のミサイル警戒データ共有に係る協力強化だけでなく、地域の安全保障に関わる内容として「力または威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みに反対」する内容も含まれた。さらに、経済安全保障を強化するために、サプライチェーン早期警戒システム構築についても言及した。その他にもASEAN地域の開発、インフラ投資、人権問題、太平洋島嶼国への支援なども盛り込まれた。日米韓の協力枠組みを通して、インド太平洋地域の主要課題に取り組む姿勢を明確に示したのである。

日米韓安保協力の制度化は日韓関係の改善なしに

29) 外務省「自由で開かれたインド太平洋のための新たなプラン」2023年3月20日 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003666.html)。

30) 外務省「第211回国会における林外務大臣の外交演説」2023年1月23日 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003597.html)。

31) 防衛省「日米韓協働訓練について」2022年9月30日 (https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2022/20220930_usa_kor-j.html)。

32) 『国防日報』2022年10月7日。

33) 伊藤弘太郎「3. 韓国に対する日本の防衛外交——歴史的経緯と限界」、渡部恒雄・西田一平太編『防衛外交とは何か——平時における軍事力の役割』勁草書房、2021年、118～119頁。

34) 外務省「日米韓首脳会合及びワーキング・ランチ」2023年8月16日 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na2/page1_001789.html)。

は不可能だった。日韓国交正常化（1965）は、日韓双方をつなげようとした米国の働きによって行われた。しかし、この10年間日韓が歴史摩擦に翻弄される中、米国は積極的に介入してこなかった。それだけでなく、現在は米中戦略競争の最中で、米国の相対的衰退が起きている。このような時期に日韓関係の改善が日米韓関係の制度化を牽引するようになった意義は大きい。日本と韓国が持つ経済力や技術力は、米国の影響力低下を補うためにも欠かせない。日韓が米国との協力範囲を広げたことは、地域安全保障の新しい輪郭を示しているようにも思われる。また、尹政権が日米同盟と日本の役割によって東アジアの均衡が保たれ、韓国もその恩恵を受けていると評価した点も注目値する。日米同盟によって支えられている東アジアの安全保障を念頭に置きながら、日本との軍事協力の度合いを高めようとし、日本の防衛力強化に憂慮を示すことなく受け入れている。これは韓国の新しい姿である。日本の防衛力強化が自国の安全保障に資するものとして捉えたのである。

結びに代えて

歴史摩擦に翻弄された10年間、日韓は65年体制の根幹である経済協力と安全保障領域にまで及ぶ対立を経験した。それは体制変動の最中にあることを強く印象付ける出来事であったが、その過程を通して日韓は両国の経済的相互依存と安全保障関係がどれ

だけ強い結びつきを持っているのかを思い知ることができた。日韓はまだ65年体制を代替する新しい体制を生み出すことが出来ていない。しかし、65年体制の成立を可能にした条件が変化したのは明らかであり、両国関係に影響を与えている。文在寅政権と尹錫悦政権期における日韓関係の教訓をもとに、日韓が新しい日韓関係（ポスト65年体制）を見出すための協力姿勢が求められる。

現在、韓国の憲法裁判所では、非常戒厳令をめぐる、尹錫悦大統領の弾劾が妥当であるかを判断する裁判が進められている。また、民主主義を破壊した首謀者として起訴され、刑事責任も問われている。「普遍的な価値を基盤に両国の未来と時代的使命に向けて進む時、歴史問題もきちんと解決できる」と語り、対日政策の転換を行ってきた尹大統領だけに、両国関係の土台となる民主主義が彼の手によって脅かされたことは驚きである。日本では次期大統領選挙が早期に行われて政権交代が起きると、対日政策の再検討が起きるのではないかと懸念する声がある。しかし、いくら韓国の大統領が親日的であっても、韓国が民主主義体制を失ってしまうならば、日本の国益にはならない。韓国が憲法の規定に則って政治的混乱を収束し、民主主義国家としてその回復力を示してくれることを望むばかりである。どのような政治勢力が登場しようとも、民主主義という普遍的な価値を基盤に両国関係を発展させていく相互協力が求められる。

雑誌『日本のなかの朝鮮文化』とその時代：

1970年代日本の「韓国・朝鮮観」をめぐる試論

山口 祐 香*

はじめに

本稿は、戦後日本の市民社会で「朝鮮」¹⁾はいかにイメージされてきたかという問いを、同時代のメディアや市民の実践から跡付けるものである。その手がかりとして、1970年代を通じて京都で刊行された季刊雑誌『日本のなかの朝鮮文化』と、それに携わった在日朝鮮人および日本人の言説や実践を取り上げる。

2025年は日本と韓国の国交正常化から60周年を迎える。35年間に渡る日本による朝鮮半島の植民地支配や解放、その後の冷戦期における南北分断などを経る中で、日本人の人々が隣国に向けるまなざしも変化を見せて来た。戦後日本人の隣国観の変遷について、ターニングポイントとしてよく挙げられるのが、韓国の民主化とそれを契機とする1980年代後半以降の直接交流の拡大である。逆に言えば、民主化以前の1970年代までは、東アジアの冷戦構造における国家間関係や国内政治の状況が強い影響を持ち、国交は回復したとは言え、メディア報道や直接交流が著しく限定されていた上、戦前から続く植民者としての日本人の朝鮮半島に対する優越感や無関心や、国内の在日朝鮮人²⁾に対する民族差別も相まって、

日本人の隣国観は概ね否定的で偏ったものであったとして理解されてきた。

ただし、直接交流が困難であった時期にあっても、朝鮮半島で起こる出来事や人々の状況に対する日本人の関心が皆無だった訳ではない。1960年代後半の世界的な「政治の季節」の高まりに呼応し、日本でも若い世代を中心とする反戦運動や平和運動が盛んに行われた。続く1970年代にかけては、高度経済成長がもたらす豊かさが社会に浸透する中で、それまで関心を寄せて来なかった国内のマイノリティや、アジアを始め他の国・地域の人々が置かれた現状に連帯し、日本人である自身の生き方を問い直そうとする市民運動が立ち上がってくる。とりわけ、一部の日本の知識人や文化人、学生運動の活動家、在日朝鮮人たちは、かつての植民地であり、当時軍事独裁政権下で展開された韓国の民主化運動への連帯を掲げ、戦前・戦後の日本のあり方を問おうとする越境的な「日韓連帯運動」を展開した³⁾。特に近年は、この日韓連帯運動について、実際に運動に携わった人々の証言記録に留まらず、トランスナショナルな市民的公共圏が展開した社会運動の経験として捉え直し、その言説や行動メカニズムの検証を通じて、民主化以降の日韓の市民社会の協力や交流との関連を探ろうとする研究が盛んに出てきている。

あるいは、国内の在日朝鮮人コミュニティにおいても、日本で生まれ育った2世以降の世代が台頭し、1970年の日立就職差別事件を皮切りとするこうした

* 日本学術振興会特別研究員 PD

1) 本稿では、朝鮮半島全体を地域として指す語として「朝鮮」を使用し、朝鮮由来の言語や文化は「朝鮮語」「朝鮮文化」などと表記する。また、「大韓民国」および「朝鮮民主主義人民共和国」については、それぞれ「韓国」「北朝鮮」という略称を用いる。

2) 在日朝鮮人とは、日本の韓国併合を背景に渡日した朝鮮人およびその子孫たちを指し、韓国・朝鮮籍、日本籍、その他の国籍に関わらず「在日朝鮮人」として表記する。

3) 李美淑『「日韓連帯運動」の時代——1970-80年代のトランスナショナルな公共圏とメディア』東京大学出版会、2018年、2頁。

在日朝鮮人への民族差別撤廃運動は、多くの日本人支援者たちも巻き込みながら全国規模で展開していった。

このように、多くの日本人にとって朝鮮半島は文字通り「近くて遠い国」であった1970年代においても、隣国の情勢に関心を寄せ、あるいは地域の中の民族差別に問題意識を持ち、連帯する人々は確かに存在した。こうした動きへの背景には、困難な状況に生きる人々への直接的な同情や共感のみならず、南北に分断された朝鮮半島の社会状況や、多くの朝鮮半島出身者が戦前から来日し、現在も日本国内で民族差別による生きづらさを強いられている現状そのものが、日本の植民地支配の問題と地続きのものとして受け止めようとする人々の問題意識が存在したと言える。

その中で、本稿の主題である雑誌『日本のなかの朝鮮文化』（以下、『朝鮮文化』）が京都在住の在日朝鮮人実業家である鄭詔文（1981-89）らによって創刊されたのは1969年3月である。それまで朝鮮半島に関わる政治・社会・文化・歴史などに関する情報を得る機会が希少であった日本国内だが、1970年代以降は、農業経済学者で京都べ平連の代表でもあった飯沼二郎の個人雑誌『朝鮮人』（1969年創刊）や、在日朝鮮人知識人たちが編集部を務めた総合雑誌『季刊三千里』（1974年創刊）などが刊行され、著名な日本人知識人たちも執筆者として加わった他、各地の市民運動の中で編まれたミニコミ誌などが盛んに作られていった。

それらの中で『朝鮮文化』は、いち早く「朝鮮」の語を冠し刊行された日本語雑誌であるのみならず、古代史に特化したことでよく知られている。同誌は、鄭詔文やその兄で作家の鄭貴文（1916-86）、同じく作家の金達寿（1920-97）らが中心となって刊行したが、司馬遼太郎や古代史研究者の上田正昭を始め、多くの日本人知識人や郷土史家たちが執筆者として名を連ね、高い評価を得ていた。隣国に対する日本社会のまなざしが無関心や偏見に満ちていた一方、近代日朝関係への反省や現代の朝鮮半島情勢への連帯に向けた声が挙げられつつあった同時代において、なぜ国家成立より遙か以前の「古代」に関心が寄せ

られたのか。また、人々は古代史を通じて日本と朝鮮半島の関係をいかに語り直そうとしたのか。本稿の主な問いはこの点にある。

なお、『朝鮮文化』の刊行背景や内容については、金達寿の来歴や作品に関する総合的研究を行った文学研究者の廣瀬陽一によって分析されたものがほぼ唯一の先行研究として存在している⁴⁾。ただし、廣瀬の研究はあくまで金達寿のライフワークであった古代史研究と『朝鮮文化』の関わりという観点から取り上げたものであり、同じく編集部を務めた鄭貴文・詔文兄弟や、日本人執筆者たちと雑誌の関わりや言説についてはまだ十分に検討されていない。以上の問題意識を踏まえ、ひとまず本稿では、まず鄭詔文らのライフヒストリーを中心に雑誌の刊行経緯を述べた上で、雑誌の記事や読者投稿欄を基に、日本人執筆者や読者の言説について整理し、今後の更なる研究に向けた課題を考えてみたい。

1 鄭兄弟の生い立ちと古代史との出会い

1918年に慶尚北道で生まれた鄭詔文は、両親と祖母、2歳上の兄・貴文と共に1925年に渡日し、知人の伝手を頼って京都府愛宕郡鷹峯村木ノ畑（現在の京都市北区鷹ヶ峰町）の長屋に住んだ。両親は西陣織の織工となり、兄弟は丁稚奉公をしながら貧しい生活を送る。10歳の時に詔文は楽只尋常小学校4年に編入し、人生で3年だけの学校生活送ったが、この頃の経験について鄭は、自身のアイデンティティの葛藤や歴史に関心を持った契機として言及している。

しかし歴史の時間ほどつらかったものはなかった。神功皇后の新羅征伐、秀吉の朝鮮征伐そして朝鮮併合……。歴史の世界では、朝鮮がいつも負ける側に立たされていた。しかもその「弱虫朝鮮」史観は現実に生きる私たちをも「鮮人」「きたないヨボ」などと蔑んできたのである。授業が終わ

4) 金達寿の古代史研究に関する廣瀬陽一の著作としては、『金達寿とその時代 文学・古代史・国家』（クレイン、2016年）、『日本のなかの朝鮮 金達寿伝』（クレイン、2019年）を参照。

ると大勢の悪童に、朝鮮征伐だと囃し立てられ、石を投げられたり殴られたりしたものだ。よく大喧嘩したがその彼らとも親友となり、今ではたまに集まる同窓会での思い出話のひとつとなっている。その頃から私の心には日本の歴史に対する素朴な疑問の芽が出始めていた。——どうしてわが朝鮮はいつも弱いのだろうか？——そんな単純な思いが日本と朝鮮との関係史に興味をもつ原点になったといえる。⁵⁾

だが、戦時色が強くなる時代下で、1937年に発令された「奢侈禁止令」によって西新織産業が打撃を受け、鄭一家も失業したことで進学はできなくなり、再び港や軍需工場の労働者として働きながら終戦を迎えた。その上、先に朝鮮へ戻った父・鎮国が急死したことで一家は祖国に戻る術を失い、「ドタンと尻もちをついて居坐ってしまった」⁶⁾ まま、在日朝鮮人として日本在住を余儀なくされることとなった。

それでも、植民地解放に沸く終戦直後の熱気の中で、日本国内に居住していた朝鮮人たちは、失業者対策や生命財産の保護、帰国後の祖国での国家建設や新しい生活に向けて朝鮮語や文化等を教える民族学校の建設など、直面した様々な問題の解決と朝鮮人としての主体性回復に向けた組織づくりを進め、1945年10月に在日本朝鮮人聯盟（朝聯）が結成された。鄭詔文らも朝聯の活動に参加し、朝鮮学校設立の支援に熱心に取り組んだ。

ところが、1948年に朝鮮半島の南北分断が起これると、米軍占領期の日本では、日本共産党と結びつきを強めていた朝聯の活動に対し、GHQと日本政府が警戒感を募らせていった。1947年5月2日に大日本帝国憲法下の最後の勅令として「外国人登録令」が發布され、日本在住の朝鮮戸籍登録者は日本国籍とは別に「朝鮮」国籍を持つものとして定義され、14歳以上の者に外国人登録証の常時携帯が義務付け

られた。

また同年、GHQから指令を受けた日本政府が1948年に文部省が民族学校の閉鎖と朝鮮人生徒の日本人学校への編入を命じる「朝鮮学校閉鎖令」を通達したことで、朝聯を中心に大きな反対運動が起こった。1948年4月には阪神教育事件が勃発し、民族学校閉鎖反対運動が大阪や神戸で激しく展開される中で、4月26日には大阪府庁前に座り込んだ朝鮮人の集団に警官側が発砲し、16歳の少年が死亡するという事態が発生した。鄭詔文は4月26日の座り込みに参加し、近所の顔見知りであった少年が目の前で射殺される瞬間に遭遇した⁷⁾。更に1949年9月8日に朝聯も解散させられ、「世の中がわからなくなり一種の痴呆状態」⁸⁾になった鄭詔文は放浪の旅に出てしまうこととなった。

朝鮮戦争が始まる頃、京都に戻りパチンコ店等の経営で財を成した鄭詔文は、37歳の時に京都市内の骨董店で見た李朝白磁の壺に心惹かれ、朝鮮由来の古美術品の収集を始める。その行動について、兄の鄭貴文は、単なる骨董趣味の域を超えた「彼自身の自己回復の手だて」⁹⁾であったと説明している。民藝運動を主導した思想家の柳宗悦を尊敬し、朝鮮半島由来と聞けばあらゆる品を求めたと言われる鄭詔文だが、帰国がほぼ絶望的となった朝鮮の風土や記憶を想起すると共に、故郷を失った在日朝鮮人としての自身の境遇を重ね合わせる行為であったことが推察される。更には、社会情勢の中で在日朝鮮人をめぐる境遇も目まぐるしく変化する経験をした詔文にとって、長い年月を経ても日本人に珍重される古美術品の不変の価値は重大な意味を持ったと考えられる。

一方、鄭貴文は文学を志し、後に『故国祖国』や『わがナグネ』（創生社、1983年）などの作品を発表した。東大阪市に住んでいた1960年代当時は、東大阪文学会の中心柱であり、また、東京で金達寿ら始め在日朝鮮人文学者たちと62年に同人誌『朝陽』の

5) 鄭詔文「『日本のなかの朝鮮文化』覚書」『歴史と人物』通巻152号、中央公論社、1983年、29-39頁。

6) 飯沼二郎編『在日朝鮮人を語る1 七十万人の軌跡』、麦秋社、1984年、92頁。

7) 飯沼二郎編、前掲書、93頁。

8) 同上。

9) 鄭貴文『日本のなかの朝鮮民芸美』、朝鮮文化社、1987年、187頁。

刊行を行うなどの活動を行っていた。1968年に発生した金嬉老事件に際して、鄭貴文と金達寿は弁護側証人として法廷にも出席している。

更にこの頃から、鄭兄弟と金達寿は日本各地に残る朝鮮系の寺社仏閣や遺跡を訪ねる旅に頻繁に行き始めた。この旅は、幼少期から育った京都で身近に接した八坂神社や伏見稲荷大社など、日本人の精神的土壌とされてきた日本の様々な寺社仏閣や遺跡と古代朝鮮からの渡来系氏族との関係性を深い驚きでもって気づかせるものであった。

こうした個人の旅を通じて問題化されたのが、彼ら自身も学校で学び、一般社会にも定着している日本古代史の知識と、そこに描かれない、実際に旅の過程で目にした古代日本と朝鮮の深い関係性を示す様々な歴史的痕跡との差異である。そしてその象徴的なキーワードとなったのが当時の「帰化人」を巡る論争である。

「帰化人」は、古代に朝鮮や中国などの大陸から日本列島に移住してきた人々とその子孫を指す用語として広く用いられてきた。一方で、元来「帰化」とは、中国皇帝の王化を慕う周辺の異民族が帰順し、その国家的秩序に従うという中華思想に基づく語であったものを、7世紀末に成立した日本の律令国家が中国の国家制度を受容する中で、それ以前に海外から日本へ移住してきた人々を天皇の徳を慕って「帰化」したものともみなしたが、国家成立以前の渡来者まで含める歴史用語としては適当ではないとされる。更に、明治時代以降は「帰化人」が「日本人とは異なる特殊な存在」といった蔑視的な語感を持つようになり、古代の大陸出身者を、「帰化人」とみる歴史観は、日本の植民地支配や被支配民族への抑圧を歴史的にさかのぼることで正当化する誤った語であるとの批判もある¹⁰⁾。

こうした「帰化人」を巡る従来の歴史認識について、異を唱えたのが古代史研究者の上田正昭である。東アジア的視野からの古代史研究を提唱し、在日朝鮮人問題や被差別部落問題にも強い関心を持っていた上田は、1965年に『帰化人——古代国家の成立を

めぐって』（中央公論社）を發表し、大きな反響を得た。同書では、「日本人の一部にはいまだに『帰化人』を特殊視したり、あるいは極端に差別されていたかのように考えたりしている人々がある。しかし、そのような見方は不当な認識にもとづくものであり、民族差別を合理化する結果になる。こういう考えは、古代の支配者層がいただいていた蕃国の観念や近代日本の為政者らがつくりだした民族的偏見にわざわざされているものである」¹¹⁾として、古代東アジアの対外関係と日本、大陸の先進技術や仏教の伝来、古代国家における渡来系氏族の影響力などといった観点から、通念としての「帰化人」観を再検討するべきであると主張した。鄭兄弟と金達寿は、1965年に当時立命館大学文学部の非常勤講師として日本史夏季講座を受け持っていた上田の講義を聞きに行き、67年に立命館大学で開かれた朝鮮史研究会大会で上田と直接名刺交換したところから交友が始まった。

これらの旅と出会いの中からは日本人学者と共同で日朝関係史に関わる歴史雑誌を作る構想が生まれてくる。その構想は、当時鄭貴文の近所に住み、散歩仲間であった作家の司馬遼太郎にも相談される。1968年に薩摩焼の朝鮮人陶工をモデルにした短編小説『故郷忘れがたく候』を連載していた司馬も『帰化人』を読んでおり、鄭貴文に京都で会うべき知識人として上田正昭を勧めていた。

たしか六年前の春、近所を散歩しているときに、「こんなことをしていてもはじまらない」突如——私には——貴文氏が言い出した。こんなこと、とは散歩のことではなく、ご自分の人生についてである。貴文氏は、職業が制限されている在日朝鮮人として、他の多くの人々もそうであるように、喫茶店や遊戯場のようなものを、その当時経営しておられたのだが、それをいっそ整理したい、という。当時、貴文氏は五十二歳で、詔文氏は二歳下だった。兄弟で話し合われて、もう五十を越えたのだから金儲けよりももっと意味のあることを

10) 伊藤亜人ほか監修『韓国朝鮮を知る事典』、平凡社、2014年、416頁。

11) 上田正昭『帰化人』、中公新書、1965年、2頁。

しよう、ということになったのだそうである。貴文氏は歩きながら、「朝鮮と日本の関係は、古代では測り知れぬほど大きかったと思うのです。そういう主題で半学術雑誌のようなものを出すというのは、考えられないでしょうか」と、いわれた。話し方は相談のかたちだが、実際には決意をされており、兄の貴文氏は商売をたたみ、弟の詔文氏はその雑誌の費用を出すという目的でさらに商売にはげむという。¹²⁾

この言葉通り、鄭詔文の自宅に「朝鮮文化社」が設立され、鄭詔文が発行人、鄭貴文が編集長、司馬遼太郎、上田正昭を顧問とし、実質的な編集者としての金達寿、編集補助として松本良子が携わり、『日本のなかの朝鮮文化』が創刊されることとなった。

ただし、金達寿と鄭兄弟の間では「古代史」をテーマにした雑誌を刊行する意図に微妙な差異が見られる。まず金達寿は、日本各地に残る「帰化人」由来の古代遺跡は、根本的に現代の朝鮮民族と関係ない「日本人の先祖」が残したものであるとみなした。それにも関わらず、近代以降の朝鮮蔑視観を内在化した日本人の大半は、古代の「帰化人」イメージと近現代の在日朝鮮人に対するイメージを混同している現状を金達寿は指摘し、「帰化人」に対する差別的なイメージは、むしろ日本人のルーツを否定する自己矛盾に他ならないと批判した¹³⁾。

一方で鄭兄弟は、「帰化人」の痕跡を物語る日本各地の史跡や、文化芸能の中に息づく朝鮮文化の存在が、現代の日本社会を生きる在日朝鮮人に民族的

な主体性の回復をもたらすものと考えた。たとえば、1973年に取材で訪れた共同通信社の記者に対し、鄭兄弟は以下のように語っている。

在日朝鮮人には、日本社会の中で、自分たちは“根なし草”だという意識が根強くあり、この意識をなんとか乗り越えたいと二人は熱く語った。朝鮮民族としての誇りを取り戻したいというのである。日本の歴史をさかのぼってみると各地に朝鮮由来の文化が根強く残っている。しかし、そのことは日本人にも在日の人にも知られていない。それらを再発見することで、在日朝鮮人が民族の誇りを取り戻し、日朝のお互いの文化を知り合い、対等で友好的な関係を構築したいという¹⁴⁾。

先に述べたように、朝鮮由来の古美術品の収集や遺跡めぐりは、彼ら自身にとって第一に「自己回復の手だて」であったが、『朝鮮文化』で広く社会に発信していくことは、他の在日朝鮮人にも同様の自己回復をもたらし、更には日本人にも歴史認識の変化を起こすことを期待していたことが分かる。依然として厳しい民族差別が残る日本社会において、一見無関係に見える古代史を主題としたこの雑誌の刊行は、そうした現状を変革する運動としては若干遠回りにも見える。だが、以下の随筆で述べているように、鄭貴文は遅々として好転しない現状の根底に、在日朝鮮人を差別する、あるいは全くの無関心の側にいる圧倒的多数の「普通の日本人」の存在を強く意識し、『朝鮮文化』の刊行を、従来の民族運動とは異なるアプローチから、日本人および日本社会と「対決」するための行為として位置づけるようになった経緯を述べている。そして、在日朝鮮人を取り巻く現代の問題と、古代の日朝関係を扱う雑誌は決してかけ離れたものでないと述べる。長いが、以下に一部を抜粋して引用する。

実のところ私は、「かくかくの如く在日朝鮮人は差別されている」とか「我々の人権は守られな

12) 司馬遼太郎『街道をゆく』7巻、朝日新聞社、1979年、

13) たとえば金達寿は日本人雑誌編集者との会話で次のように発言している。「と、いいますのは、そのいわゆる「帰化人」とは、これまでみてきたことでも明らかなように、あなた方日本人尾祖先ではあっても、ぼくとは直接何の関係もないわけです。なぜなら、ぼくは朝鮮で生まれ、そして数十年前にその朝鮮からやって来ている朝鮮人であって、そのいわゆる「帰化人」の子孫でも何でもない。／しかしながら、日本人であるみなさんは、その「帰化人」の子孫であるかも知れないですから、蔑視のこもったその「帰化人」ということばを、もし怒るとすれば、それは日本人であるあなた方のほうでなくてはならない。」(金達寿「日本の古代史文化と『帰化人』」、江上波夫・金達寿・李進熙・上原和『倭から日本へ』、二月社、76-77頁)

14) 藤野雅之「鄭詔文さんと高麗美術館の思い出1」『高麗美術館館報』102号、2015年、6頁。

ければならない」といった、このあからさまなスローガンを口にするのにあきがきているのだ。それを訴える熱量の何倍もの熱量を要する屈辱感が体内をひしめくからではない。それらの当然な要求なり訴えは、朝鮮人自身の口からも少なからずいわれてきたし、また書かれもしてきた。文学の領域においても描かれてきている。また日本人の口からも訴えられたし、少なからず書かれもしてきた。そうして戦後二十五年が経ったのである。戦前の三十六年を足すと丁度六十年ということになる。(中略)しかし、私たちの権利や主張等がかりに百パーセント通ったとしても、それは当然のことであったにすぎなかったのである。その事由を述べる紙数はないがひとことでいえば、私たちは当然のことを主張しつづけてきたにすぎなかった。だから結局のところ今日まで、基本的なところではこれといって何一つ解決を見ていないといえる。一つの例を見よう。国籍の問題であるが、朝鮮という国籍をもっている場合、朝鮮の南北いづれへも、どのような事情によらず、日本の政府は旅行を認めていない、ということ日本人のほとんどが知らないのである。(中略)つまるところわれわれは、いい古されている言葉ではあっても、自己回復に向けて、それぞれが「名刺」をもたなければならない時期にきていると思う。それは「大多数の日本人」に「訴え」たり「理解してもらおう」姿勢から、すばらしくて楽しい方法があれば、その方法で日本人と“対決”をせねばならない季節にきているとも思うのである。私たちが出している「日本のなかの朝鮮文化」もそういう意味で、さっきもいったように一つの「名刺」となることを願っている。¹⁵⁾

2 雑誌の構成について

『朝鮮文化』は毎号 B5版60ページ前後の誌面で構成された。内容としては、鄭詔文が収集した古美術

15) 鄭貴文「新しい『名刺』の一つとして——『日本のなかの朝鮮文化』のこと——」『文学』38(11)、岩波書店、1970年、169-172頁。

品のグラビア、古代史・宗教史・美術史・哲学・文化人類学・地方史など、様々な領域から日本と朝鮮半島の関係を取り上げた論考やエッセイが掲載された。ただし、「非政治的であること」を原則とし、同時代の朝鮮半島情勢を含めた時事問題などは取り扱わなかった。

執筆者としては、林家辰三郎や井上秀雄、森浩一、飯沼二郎、鶴見俊輔、湯川秀樹といった関西の大学の研究者、松本清張や岡部伊都子、小松左京などの作家、公立学校の歴史科教員、学芸員、郷土史家、神社の宮司など、多様な人々が参加した。更に、広告を一切掲載せず、鄭詔文が全面的な経済支援を行う形で刊行された。部数は創刊当初は千部だったが、新聞各紙などでの紹介もあり、第40号の頃にはバックナンバーも含めて各号5千部刷る状況になっていた。

また、朝鮮文化社では関係者を集めた忘新年会や会食、花見の会などを定期的に開いており、寄稿者たちは時に家族も伴って集い親交を深めた。専門の違いから雑誌そのものにはほぼ参加しなかった在日朝鮮人歴史家の姜在彦も宴席に招かれ、司馬遼太郎と共に旅行するような親しい友人となるが、こうした余暇の時間の存在も相互の情報交換やネットワークにおいて重要な機会であったと考えられる。

執筆者について更に見ていくと、全50号に掲載された記事の執筆者224名中、在日朝鮮人はわずか5名(金達寿・鄭貴文・鄭詔文・姜在彦・李進熙)であることが分かる。この人選に関しては、鄭貴文が「朝鮮人が発言をし、記事にただけでは説得力を持たないだろうと考えた。日本人自身による発言が望ましいのである。けれども、日本の学者、研究家の発言を得る手だても自身もほとんどなかった。朝鮮またはその文化は、日本歴史の一部、ないしは微細なものとして扱われているにすぎない。それを朝鮮・朝鮮文化を軸にして発言することは、たやすく受け入れられるものではないと思えた」¹⁶⁾と述べるように、朝鮮蔑視観や在日朝鮮人差別が根強い社会状況を鑑み、より幅広い読者に雑誌を読んでも

16) 鄭貴文、前掲書、191-192頁。

らうために著名な日本人知識人を主要な著者として打ち出す戦略があった。

ただし、金達寿によると、雑誌の論者を日本人主体にしたのは総連の批判をかわす意図もあったとされる。鄭兄弟は共に総連の構成員であり、特に鄭詔文は京都朝鮮高校の建設委員長、京都府朝鮮人商工会副会長、総連中央委員などを務めていた。だが、総連内部で金日成の個人崇拜が強まる1960年代後半において、個人での雑誌刊行は困難になっていた。既に、京都府に対し、府主催の市民講座における金達寿の講師依頼を取り消すように総連京都本部から圧力がかけられ、鄭貴文の『朝陽』も圧力を受け2号で廃刊となった。

そこで金達寿が総連議長に対する上申書を作成し、日本の中の朝鮮文化遺跡を明らかにするための小季刊雑誌を鄭詔文の経済的負担のもとに刊行すること、雑誌は日本人を読者とし、執筆者も著名な日本人学者を主とし、朝鮮人が表立たないようにするとの条件を提示して許可を取り付けたという¹⁷⁾。それでも創刊号が出た時点から詔文は総連京都本部に繰り返し呼び出しを受け刊行中止を求められ、総連での全ての役職を辞めさせられた他、総連の参加機関や学校に所属する鄭貴文の家族にも厳しい圧力がかかるなどの事態が起こった。以前から鄭詔文と面識があった考古学者の李進熙も、総連在籍中は名前を伏せたまま、『朝鮮文化』創刊号の座談会の司会を行い、その他にも美術品の鑑定や原稿編集などに携わっている。

こうした事態を重く見た上田正昭らは、湯川秀樹や当時立命館大学総長であった末川博などにも寄稿を依頼し、彼らのような名士も参加しているということで雑誌を守ろうとした。更に、司馬遼太郎の発案で1973年2月には東京の中央公論社ビル大ホールで「雑誌『日本のなかの朝鮮文化』を励ます会」が開かれ、180人超が出席した。祝辞には民族学者の和歌森太郎、元法政大学総長で哲学者の谷川徹三、作家の松本清張、中国文学者の竹内好、日本史研究者の井上光貞、詩人の中野重治、朝鮮史研究者の旗

田巍、アジア・アフリカ作家会議日本委員会事務局長を務めた評論家の松岡洋子、彫刻家の岡本太郎、作家の陳舜臣が立った。

このようにして刊行が続けられた『朝鮮文化』だが、創刊号から特に力を入れたのが誌上座談会の企画である¹⁸⁾。陶磁器や仏教など毎回異なるテーマが設定され、数名の参加者が討論を行う形式で計45回が雑誌に掲載されている。1979年の第1回座談会は、「日本のなかの朝鮮」という題で、金達寿、司馬遼太郎、上田正昭、村井康彦が出席し、京都大学学友会館で開かれた。この回の後半では金達寿により「帰化人」の語の使用に対する問題提起が行われ、「渡来人」表現が提案されるなど、古代史の議論を通じて近代以来の日本の朝鮮認識を変えたいとする雑誌創刊の目的が示唆されている。

また、第1号の編集後記で鄭貴文が、日本の中で手厚く守り受け継がれている朝鮮文化の遺跡を知らせたいと述べているように、地域の郷土史や芸能習俗の中に残る朝鮮文化の痕跡を発掘することがもう一つの雑誌の目的であった。

更に、朝鮮文化社の主催で、公開シンポジウムや月1回の文化講座、「執筆者と読者のつどい」など、専門の歴史研究者や著名な知識人と一般読者が交流できる機会を様々に設けた点は興味深い。特に1972年からは「日本のなかの朝鮮文化遺跡めぐり」と題したツアー企画を始め、第1回目の「河内飛鳥への旅」には定員100名に対して500人以上の申し込みがあるなど人気を博した。ツアーは、臨地講師の金達寿や上田正昭と共に、一般参加者が日本各地の朝鮮関連史跡を一緒に巡るもので、場所によっては地元の教育委員会や郷土史家らとにシンポジウムも開かれた。ツアーは年に2～3回開催され、その後10年近く続いた。

3 誰が・なぜ『朝鮮文化』を読んだか

前述の「雑誌『日本のなかの朝鮮文化』を励ます

17) 金達寿『わが文学と生活』、青丘文化社、1998年、257頁。

18) 全50号のうち、28号、32号、41号、46号、48号は座談会が掲載されていない代わりに、朝鮮文化社主催の公開シンポジウムの発言録が掲載されている。

会」で、挨拶に立った竹内好は『朝鮮文化』を「日本で一番革命的な雑誌」と評した。この節では、『朝鮮文化』関係者の発言や、第2号から第16号までの「通信」欄に掲載された全63通の読者からの投書を参考に、この雑誌に対する読者の動機や視点を拾い上げつつ、1970年代当時の日本社会において『朝鮮文化』のいかなる部分が「革命的」であったかを考察したい。なお、引用にあたっては、投稿者の名前は伏せ、住所、性別、職業のみを記載した。

まず、「通信」全体を通じて多く見られるのが、在日朝鮮人読者やその近親者からの投書であり、日本国内で生活する自身や子供世代が朝鮮に関する歴史文化を学ぶ教材として雑誌を購読している様子が書かれている。

朝鮮人であるわたしたち2世、3世は朝鮮のことを何一つ知りません。今までわたしが探していたものを探しあてたという思いです。わたしは日本生まれの一朝鮮人主婦です。三号まで出たそうですが、一日も早く送って下さい。(京都市左京区・女性)¹⁹⁾

わたしの主人も朝鮮人で現在東京で印刷の仕事をしております。子供も学齢期を控え教育のことなどで主人と意見が合わず口論となることもしばしばですが、日本人のなかで朝鮮人としての誇りをいかにして持ちつづけ、前向きに生きていくか、現在でもなかなかむずかしいようです。(中略)「朝鮮文化」を一緒に勉強したいと思います。(千葉県市川市・主婦・女性)²⁰⁾

あるいは、『朝鮮文化』の読者には、戦前に植民地朝鮮で生まれ育った世代も少なくなく、日本人でありながら「朝鮮」に寄せる親近感や郷愁から、古代日朝関係史の学習へと関心を寄せた読者もいた。

短期間ではありましたが、小学生のころ朝鮮人の有人と親しく交わり、姉夫婦が長く清津〔筆者注：

現在の咸鏡北道清津市〕に生活し、わたし自身4年間清津におったこと、また日本の上代史にしめる朝鮮文化の圧倒的位置、現在親交する在日朝鮮人の友人など、わたしのなかにおける「朝鮮」は血肉的な存在であることを感じないではおられません。朝鮮および朝鮮人と日本および日本人との深い関係についての知識となれば実に貧弱きわまりない次第ですので、今後「日本のなかの朝鮮文化」を通じて知識を得てゆきたいと思います。(京都市東山区・男性)²¹⁾

更に、学生や中高年問わず様々な読者から寄せられたものとして、日本社会における民族差別の問題や、日本人としての自己の有り様を批判的に述べた内容が多い。とりわけ、以下の1つ目のような学校教師からの投書が複数掲載されており、1970年代当時関西地域の公立学校で在日朝鮮人生徒向けの民族教育が課題となっていたなかで、『朝鮮文化』を教材として活用する試みが伺える。

中学時代(今は連絡がとだえてしまいましたが)朝鮮人の友達についても、こちらはまったく友達のものでもいたものが「あなたには私達の気持ちは絶対わからない」といわれたことが今になって痛くつきさります。とにかく朝鮮と日本について知りたいということ、学校の中に必ず何人かいる朝鮮人の子供。差別を重く背負い、なかには暗く卑屈になった子供に、人間としての自覚と朝鮮人としての誇りをわたしの小さな力のなかから少しでも育てられたらと思っております。(中略)「日本のなかの朝鮮文化」をできれば学校の青年部のなかなどで広めたいと考えます。(大阪府八尾市・小学校教員・女性)²²⁾

九州の片田舎から上京して、ブロック職人をしてしています。私の友人の知人に朝鮮の青年がおりますが、私は彼の前で「朝鮮」という言葉が言えな

21) 『日本のなかの朝鮮文化』5号、朝鮮文化社、1970年、58頁。

22) 『日本のなかの朝鮮文化』第8号、朝鮮文化社、1970年、66頁。

19) 『日本のなかの朝鮮文化』4号、朝鮮文化社、1969年、58頁。

20) 『日本のなかの朝鮮文化』8号、朝鮮文化社、1970年、66頁。

いのです。私は差別などということには反対ですし、はずべきことだということも知っているつもりです。にもかかわらず、なぜ「朝鮮」という言葉が言えないのか、考えこんでしまいます。朝鮮について何も知らないというより知ろうとしなかった、無知のかげにかくれて沈黙し続けて来た私が「朝鮮」という言葉の発音にとまどうのはむしろ当然のことかもしれません。日本人としての自分を知り、そして同じ年代の朝鮮青年がなぜ私の目の前に居るかを知るために話をし、ききたいと思えます。(東京都新宿区・工具・男性)²³⁾

朝鮮文化というものがどのようにして日本文化の下地を築いたかというようなことは、本を読むことによって知識を得て来ましたが、やはり多少の偏見と差別感がつきまっております。これはコミュニケーションの場がなかったからです。朝鮮人が奥深くもっているのを知る機会がまったくなかったわけですが、こんどのような「朝鮮遺跡めぐり」に参加することで、道々いろいろ話し合うことが出来ました。わずかでも直接朝鮮人との心のふれ合いを持つことが出来たことはうれしうれしいかぎりです。(京都市左京区・女性)²⁴⁾

以上のような古代日朝関係史の学びを現代の民族差別問題と結びつけた投書を見ると、雑誌を通じて、在日朝鮮人の自己回復や日本人との相互理解を促すという鄭兄弟の目論見はある程度当たったように思われる。一方で、『朝鮮文化』は専門の歴史研究者のみならず、在野の歴史家や一般の人々も加わった掘り起こしを重視する姿勢をとったこともあり、全国各地の古美術の愛好家や、独自に日朝関係史の調査を行ってきた郷土史家などから寄せられた史料の情報提供やアイデアも「通信」欄で数多く紹介されている。『朝鮮文化』が、専門家やアマチュアの枠を超え、いわば「市民主体」で古代史を自由に論じ

る場を提供したことは、戦後の歴史学と大衆の関わりを考える上でも重要な意味を持つ。

そもそも、戦前の非実証主義的で国家主義的な歴史学への反省に立ち、実証史学やマルクス主義史学によって牽引された日本の戦後歴史学は、それまで出来なかった新たな歴史研究を通じて、いわゆる「皇国史観」の克服を試みていった。その過程で、それまで見落とされてきた民衆史・地域史の見直しや、朝鮮半島を含むアジアの視点からの実証的な日本史研究を志向する歴史研究も登場していくことになる。

古代史をめぐる、戦後の学界や社会に大きな衝撃を与えたのが、考古学者の江上波夫が1948年に提唱した「騎馬民族征服王朝説」であった。これは、北方アジアの遊牧民族が朝鮮半島南部を支配した後に日本列島に侵攻し、大和朝廷を開いたことを唱えたもので、一国史を超えた東アジアの視点から古代日本の成立に迫る大胆な仮説としてセンセーショナルに取り上げられた。この仮説については、発表当時より、専門家からは裏付ける根拠が乏しいとして厳しい批判や疑問が提起された一方で、手塚治虫や司馬遼太郎などの著名作家や一般の古代史ファンからは熱心に支持され、メディアでも盛んに取り上げられた。

とりわけ、長らく戦前の歴史教育を受けた世代の人々にしてみれば、天皇の祖先を大陸由来とする江上の仮説は、彼らが学んできた建国神話を合理的に説明し、かつ日本(人)と大陸との歴史的な関わりを裏付ける壮大な歴史ロマンとして受け止められた。また、総連を脱退した李進熙が1972年に『広開土王陵碑の研究』(吉川弘文館)を出版し、日本陸軍参謀本部が高句麗王の功績を記した碑文を、古代における「神功皇后の三韓征伐」を裏付ける内容に改竄したとする学説を提起し、こちらも学界内外で大きな論争を呼んだことで、権力者によって意図的に「朝鮮」の存在を隠蔽、あるいは歪曲してきた日本古代史の「真実」に社会的な関心が寄せられることとなった²⁵⁾。

たとえば、『朝鮮文化』1号の座談会における金達寿と司馬の発言を以下に見てみよう。

23) 『日本のなかの朝鮮文化』第9号、朝鮮文化社、1971年、66頁。

24) 『日本のなかの朝鮮文化』第15号、朝鮮文化社、1972年、66頁。

(金達寿) ずっと古代から、たとえば秀吉のそれにしても、彼等の意識の底には、自身、意識するとしなないとにかかわらず、つねに朝鮮はかつてのおのれの出身の地、故地だということがあるように思う。ですから、たとえば秀吉はああして天下を統一したけれども、しかし、朝鮮がそのままあっては、まだ、全体をその手におさめたという気持ちになれない。どうも、安定しない。このことについては、(中略) これは彼らの分家意識、つまり、本家に対するコンプレックスだということです

(司馬) これは学問的な話じゃないですが、ちょっとした感覚的なことなんです。イメージとして朝鮮人と日本人は同じだと思いませんか。つまり言葉をかえていきますと、日本人の血の中に朝鮮人の血が40%入っている。あるいは60%は入っている。もしくはもともと同じだと。『日韓同祖論』というのが昔ありましたが、学問的にそんなこというんじゃないで、感覚的にどう思いますか。ぼくはどうも両地域の間どもは同じ種族のように思いますがね。²⁵⁾

上記の会話では、豊臣秀吉の朝鮮出兵を引き合いに出しながら、日本人の朝鮮に対する感情を、「故国」および「本家」に対する「分家意識」とする金達寿の説明に同調する形で、日本人と朝鮮人は実質的に「同じ種族」であり、かつては西日本を中心に日本各地の人々が自らを朝鮮渡来と自認していたとする司馬の発言が続き、国家成立以前の人の移動から東アジアの古代史を捉えようとする議論が展開される。司馬自身が触れたように、日本人と朝鮮人の同質性を強調した「日韓同祖論」は日本による朝鮮の植民地支配を正当化する根拠として用いられたものであ

25) 古代史研究者の李成市は、1970年代における姜在彦および李進熙の歴史研究や言説に焦点を当て、植民地批判を根底に置いた学説の提起が日韓の学界や市民社会に影響を与えた背景を整理し、学界では見過ごされた彼らの主張が、日本の市民による絶大な支持を受け、後にメディア報道を通じて韓国市民の歴史認識にも強い影響を及ぼすようになった過程を「在日の古代史」の特徴として説明している(李成市『闘争の場としての古代史 東アジア史のゆくえ』[岩波書店、2018年]、同『「在日」にとって古代史とは何であったのか」[『在日総合誌 抗路』第10号、クレイン、2022年、98-115頁]など。)

るが、ここでの会話では、日本と朝鮮の優位性を倒置させた同様の言説が肯定的に述べられていることに注意したい。血統や文化から見た日本と朝鮮の同質性を前提とする言説は、以下のような読者からの投書の中にもいくつか見られる。

私が日本の古代に興味を持ったのは、御誌を読み始めてからです。これまで小・中・高を通じて皇国史観による教えを受け、又それをうたがう事もなく今日まで過して来た事を、大いに反省させられました。古代の日本は、朝鮮という国を抜きにしては考えられないと言うか、古代日本を語ることは即ち朝鮮を語る事でもあると思わずにはいられません。日本よりもはるかに高度の文化を持った朝鮮であったのに現在の日本と朝鮮の深い隘路を悲しまずにはられません。(東京都新宿区・女性)²⁷⁾

わたしは全くの素人ながら考古学に深い興味を持つものです。日本古代の真の歴史を残す研究すればするほど、知らされなかった部分の深く大きいことがわかります。日本の皇室はもとより日本人の祖先の血のなかには非常に多くの朝鮮の血が混っていることを学びました。とくにわたしの住んでいる兵庫県には朝鮮系氏族が広く住んでいたことが考証されております。空虚な言葉の羅列よりは真の日本古代史を学ぶことの大切さを痛感します。(神戸市灘区・男性)²⁸⁾

「皇国史観」への挑戦が試みられる一方で、「明治百年」となる1968年を前後して、建国記念日の制定(1966年12月)や、社会科授業への神話や伝承の導入を含んだ「小学校学習指導要領」の告示(1968年7月)などが政府主導で行われ、天皇制イデオロギーに基づく軍国主義への回帰を危惧する雰囲気を知識人たちの間で高まった。

26) 「日本のなかの朝鮮(座談会)」、『日本のなかの朝鮮文化』1号、朝鮮文化社、1969年、27頁。

27) 『日本のなかの朝鮮文化』10号、朝鮮文化社、1971年、66頁。

28) 『日本のなかの朝鮮文化』12号、朝鮮文化社、1971年、66頁。

このような中で、古代史を通じた新たな歴史観の創出を掲げる市民の運動が1970年代を通じて各地で見られた。一例として、ドイツ文学者の鈴木武樹と弁護士の後藤孝典による「日本古代文化奉賛会」(1972年設立)や、九州王朝説を提起した思想史学者の古田武彦に賛同する人々による「市民の古代研究会」(1979年)などが挙げられる。特に前者は、日本の建国神話が歴史教科書に挿入されたことに抗議し、禁止されてきた天皇陵古墳の学術調査実施を訴える市民運動として発足した²⁹⁾。

この流れを更に後押し契機となったのが、1972年3月の高松塚古墳壁画(奈良県)の発見である。「飛鳥三美人」と呼ばれる大陸風の衣装を着た女性などが描かれた極彩色壁画は、「戦後最大の考古学的発見」としてメディアでも盛んに報じられ、古代日本と大陸の交流を裏付けるものとして、連日多くの人々が古墳のある明日香村を訪れるなど、「古代史ブーム」の起点ともなった。同年10月には、文化庁の招聘で日本・韓国・北朝鮮の研究者による初の合同学術調査と共同記者会見が現地で行われた。

『朝鮮文化』の編集実務を担当した松本良子は、高松塚壁画古墳発見を境に雑誌の読者が増え、遺跡めぐりツアーにも大勢参加したと振り返る³⁰⁾。また、古墳発見を受け、「日本古代文化奉賛会」の鈴木武樹らは、新たに江上波夫を会長に迎え「東アジアの古代文化を考える会」を1972年に発足させた。鈴木らは、金達寿や鄭兄弟、李進熙などとも面識があり、専門家と市民が一緒になった古代史講座や遺跡めぐりツアーなど『朝鮮文化』を手本にした企画を実施し、金達寿や上田正昭らも講師として招いているほか、鈴木自身も『朝鮮文化』13、19号に寄稿している。

加えて、1970年代における消費社会の到来や日本の国際化もブームを後押しした重要な背景要因として考えられる。高松塚壁画古墳に多くの人々が押し

寄せた現象を振り返り、朝鮮史研究者の井上秀雄は、安保闘争を始めとする1960年代の政治運動の挫折、国民生活の安定と海外旅行ブーム、考古学・言語学などの生活文化の研究により古代史が多くのの人々に開放されたことを時代背景に挙げ、こうした文化活動は地道な研究とは逸脱した遊戯的な要素がある一方、明治以来忘れられていたアジアへの関心と知識を広く国民全般に浸透させたと述べている³¹⁾。

確かに、1960年代から70年代にかけての日本国内は、東京オリンピックや大阪万博の開催、海外個人旅行の解禁、沖縄返還、韓国や中国との国交正常化などが相次ぎ、国際社会の中における日本の位相が大きく変化した時期でもあった。この時、高度経済成長を成し遂げた日本社会の実態や企業文化、日本人の精神構造を分析する「日本文化論」が流行したことも、『朝鮮文化』が読まれた要因として挙げられている³²⁾。また経済成長と結びつく形で、急速な都市の開発に加え、雑誌やテレビを始めとするマスメディアの発展、交通網の全国的な発達も起こった。その過程で、司馬遼太郎作品をはじめ「歴史」を題材にした大衆小説が相次いで刊行・メディア化され、通勤の合間の娯楽や、組織論やリーダーシップに通じる修養を求めるサラリーマンを中心に、大衆に絶大な人気を博した³³⁾。

人間生活における物質的な豊かさは、精神的な余裕とある程度直結する。司馬遼太郎の主な読者や、『朝鮮文化』の遺跡めぐり参加者の大部分が戦前生まれの日本人中高年層であったように、食うや食わずの生活から解放されて初めて、多くの人々は「歴史」という過去に目を向け、様々なメディアを介して娯楽として消費する余裕を獲得した。3号の「通信」では、「実におもしろく、ためになり、意欲的で、学問的思考をよびおこします。わたしは心身が疲れると——とくに集中的に仕事をしたあとなど——古代史関係書を読みふけてリクリエイトする道楽を

29) 鈴木武樹「歴史の本質をさぐる市民たち 『東アジアの古代文化を考える会』の一年」『朝日ジャーナル』15(49)、1973年、83-88頁。

30) 松本良子「『日本のなかの朝鮮文化』の十三年」、『季刊三千里』50号、三千里社、1987年、222頁。

31) 井上秀雄「高松塚壁画発見から十年」、『季刊三千里』29号、三千里社、1982年、29-37頁。

32) 廣瀬、前掲書、304頁。

33) 福岡良明『司馬遼太郎の時代 歴史と大衆教養主義』(中央公論社、2022年)を参照。

もっており、4月以来そういう道楽にふけりつづけているものですから一層楽しく読めました」³⁴⁾と千葉県在住の男性の投書が紹介されている。

言い換えれば、1970年代の社会状況は、歴史の「大衆化」を促しただけでなく、戦後の日本人の行動範囲や関心が、それまで周縁に置かれてきた国内の地方やアジア諸国へと広がることを可能にし、その過程で「日本（人）とは何か」という問いが繰り返し論じられた。大都市の多くで開発が進み、人口増加や公害の問題に直面する中、各地に残る古来の遺跡や昔ながらの自然、伝統文化、郷土史などに関心を向け、自ら学んだり実際に足を運んだりする行為は、自分たちが知らなかった、あるいは経済成長の中で見失ってしまった「日本」の「再発見」にも通じる³⁵⁾。そして、最も近い朝鮮半島を始め、アジア諸国と日本のルーツを関連付ける言説もまた、戦前から引き継いできた「日本（人）」の定義を再構築すると共に、大陸との歴史的繋がりや連帯を裏付けたり、戦前のアジアを知る人々のノスタルジーを刺激したりするものとして受け止められた。そうした文脈を踏まえるとき、古代日本と朝鮮半島の関わりについて、専門家・非専門家の協働を通じて、様々な地域に残る歴史文化の中から掘り起こし、支配者の視点からではない新たな歴史像を提起しようとした『朝鮮文化』は「革命的」であったと言えるだろう。

おわりに

以上、本稿では、季刊雑誌『日本のなかの朝鮮文化』を手がかりに、1970年代を中心とする日本社会で起こった日朝古代史をめぐる歴史実践の様相について描写してきた。

34) 『日本のなかの朝鮮文化』3号、朝鮮文化社、1969年、58頁。

35) 1970年から76年まで、日本国有鉄道（国鉄）が「ディスカバージャパン」キャンペーンを打ち出し、個人客が全国各地を観光で訪れる新たなライフスタイルの登場を促すと共に、高度経済成長への疑義から日本の古いものや伝統への関心が寄せられた（野村典彦「ディスカバージャパンと横溝正史ブーム」一柳廣孝編『オカルトの帝国 1970年代の日本を読む』、青弓社、2006年、60-80頁）。『朝鮮文化』が読まれた背景には、「日本」の「再発見」に対する同時代の人々の関心や消費行動とも重ね合わせて考察する必要があると考える。

『朝鮮文化』は、古代史を主題とする半学術雑誌という体裁をとったこともあり、日韓連帯運動を始め、現代の社会問題などに関する直接的な言及はほぼ見られないものの、在日朝鮮人の自己回復や日本人の朝鮮観との「対決」を目指す鄭兄弟らによって始められ、関西を中心とする日本人知識人や、日本全国の郷土史家、一般の人々の支持も受けながら刊行が続けられた。その背景には、「古代史ブーム」に象徴されるように、「日本」という国家の成り立ちをめぐり、古代史を舞台にした様々な議論が学会内外で展開された当時の状況があり、天皇制に象徴される国家中心的な歴史観の打破や、アカデミアの権威に対抗し、「市民」の手による自由な歴史研究の可能性も模索しようとする人々が存在した。また、読者投稿を見ると、差別の問題や民族教育に関心を持つ在日朝鮮人や教師たち、郷土史家、余暇の娯楽としての古代史愛好家などからも投書が寄せられており、『朝鮮文化』は、市民運動の文脈に限らない同時代の様々な人々の需要に応える恰好のプラットフォームであったことが分かった。

改めて、本稿の問いに立ち返り、『朝鮮文化』が読まれた時代における日本社会の隣国観を考察すると、2つの認識が混在していることが見えてくる。1つは、事実上の国家として存在している韓国や北朝鮮、あるいは日本社会内のエスニック・マイノリティとして生活する在日朝鮮人など、目の前に存在する現実の主体としての「朝鮮」である。その根底には、南北分断の悲劇や軍事独裁政権の支配、民族差別といった困難な現実を強いられている人々に対し、その原因を作った加害者としての「日本」を念頭に、贖罪や連帯といった目的から、歴史文化の学びを通じた「朝鮮」への接近を試みようとするものである。

もう1つは、観念としての「朝鮮」に対するまなざしである。すなわち、はるか古代における日本（人）の「本家」としての親近感や憧憬、かつての植民地としての郷愁、現存する地名や寺社仏閣などから「渡来人」の痕跡を探る知的好奇心の源泉など、1970年代の「古代史ブーム」は、現在と時空間を異にする主体としての「朝鮮」との出会いを日本人にもたらしめた。

いずれにせよ、こうした朝鮮観が混在し得たのは、既に戦後30年近く経つとも、戦前の歴史教育や植民地朝鮮の記憶を引き継ぐ世代が日本社会にまだ多い上、韓国との直接交流がほぼ不可能であった1970年代特有の制約があったためと考えられる。タイトルが示すように『朝鮮文化』が論じるのは日本国内の朝鮮文化の痕跡であり、そこから導きだされるのは、「日本」の輪郭を再定義する合わせ鏡のような存在としての「朝鮮」であった。その中には、「日韓同祖論」の焼き直しにもなりかねない言説が含まれていたこともあり、戦前の日本のアジア主義が戦後にどのように引き継がれていったかという観点も含め、更なる検討が必要であろう。また、金達寿ら在日朝鮮人知識人たちが議論の多くをけん引しつつも、雑誌の執筆者と読者の大半が日本人であり、当然ながら、そこに韓国（あるいは北朝鮮）の専門家の見解や普通の人々の声が共有されることはほぼなかった。

『朝鮮文化』は1981年6月に50号で終刊する。その理由としては、当初の日本社会における「帰化人」

の呼称を改めさせる目的がある程度達成されたためとされたが、同年3月に金達寿・姜在彦・李進熙らが電撃訪韓したことをめぐって鄭詔文と絶交した出来事も影響した。そして、1980年代以降は、日本国内でも韓国の社会文化を題材にした報道や書籍が増え、民主化を契機に直接交流が拡大すると共に、歴史認識の齟齬にも直面することになる。言い換えれば、日本人はようやく生身の「朝鮮（韓国）人」と向き合う中で、1970年代までのそれとは異なる「外国」としての新たな隣国観を作り上げていくことになる。その意味では、1980年代の到来と共に『朝鮮文化』が役目を終えたのは象徴的である。今回は全50号の各記事や個別の執筆者の検討は出来ていないが、1970年代から80年代にかけての古代史をめぐる雑誌関係者の議論や言説の変遷については、今後の課題として本稿を締めくくりたい。

[付記] 本稿に関わる研究は、JSPS 科研費22KJ2254の助成を受けている。

2024 年度
韓国研究センター活動

【研究事業：「ポスト1965年体制」研究プロジェクト】

「『ポスト1965年体制』研究」共同研究会

2024年5月18日

2024年5月18日（土）に、韓国研究センターでは共同研究プロジェクト研究会を開催した。

2023年度から、韓国研究センターは研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一環として、九州韓国研究者フォーラムとの共同研究プロジェクト「『ポスト1965年体制』研究」を進めている。

本共同研究プロジェクトの一環として開催された今回の研究会では、木村貴（福岡女子大学）先生と緒方義広（福岡大学）先生の報告が行われた。

- ・日 時：2024年5月18日（土）
- ・会 場：博多バスターミナル貸しホール 第12会議室
- ・司 会：鄭敬娥（大分大学 教授）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム

- 第1報告 木村 貴（福岡女子大学 教授）
「韓国司法が語る『1965年体制』のほころび」
- 第2報告 緒方 義広（福岡大学 准教授）
「65年体制における移行期正義の可能性」

第1報告

木村 貴（福岡女子大学 教授）

- ・「韓国司法が語る『1965年体制』のほころび」

第1報告では、韓国の慰安婦判決と徴用工裁判の争点を中心に、日韓関係における対立（紛争）のアクター・アリーナ・争点の変容について改めて問い直した。判決の結果により「日韓関係」から「韓韓関係」への変容が見られ、キーパーソンとして新たに登場した司法府の役割が注目された。この状況に対して、日本がどのような立場で日韓関係の改善に取り組むべきかについて検討が行われた。



第2報告

緒方 義広（福岡大学 准教授）

・「65年体制における移行期正義の可能性」

第2報告では、「移行期正義」という新しい視点を通じて、日韓関係の検討可能性についての報告が行われた。報告では、「移行期正義」と「65年体制」について紹介した上で、1990年代から生じている日韓関係の変化を「移行期正義」を通じて説明した。勝ち負けの関係ではなく、共存・共栄の関係に向かうための日韓関係の「パラダイムの変化」について語る、意義のある報告が行われた。



各報告では、会場から様々な質問や意見が出され、活発な議論が繰り広げられた。本研究会は、65年体制から間もなく60周年を迎えるこの時点で、多角的に日韓関係の変容を検討することにより、今後の日韓関係に関する多様な視点を味わうことのできる研究会であった。

RCKS 九州大学 韓国研究センター
Research Center for Korean Studies, Kyushu University

研究事業
『世界史』の中の韓国
：その構造変動に関する総合的研究

韓国研究センター
X
九州韓国研究者フォーラム
共同研究 研究会

**POST
1965** 年体制

後援：韓国国際交流財団

問合せ先 九州大学韓国研究センター TEL 092-802-2027
Email: intlkrcks.uok@jimu.kyushu-u.ac.jp

2024. 5. 18 (土) 14:30~17:30
受付 14:00
博多パスターミナル貸しホール
(第12会議室)

プログラム

14:30 開会 (挨拶)

14:40 第1報告
木村 貴 (福岡女子大学 教授)

15:50 休憩

16:10 第2報告
緒方 義広 (福岡大学 准教授)

17:20 閉会

【研究事業：「ポスト1965年体制」研究プロジェクト】

「『ポスト1965年体制』研究」共同研究会

2024年6月15日

2024年6月15日（土）に、韓国研究センターでは共同研究プロジェクト研究会を開催した。

2023年度から、韓国研究センターは研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一環として、九州韓国研究者フォーラムとの共同研究プロジェクト「『ポスト1965年体制』研究」を進めている。

本共同研究プロジェクトの一環として開催された今回の研究会では、李信澈（アジア平和と歴史研究所 所長）先生と韓恵仁（アジア平和と歴史研究所 研究委員）先生の報告が行われた。

- ・日 時：2024年6月15日（土）
- ・会 場：JR博多シティ会議室（10F 会議室）
- ・司 会：緒方 義広（福岡大学 准教授）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム

第1報告 李 信澈（アジア平和と歴史研究所 所長）

「沖縄返還過程を通じた1965年体制の亀裂と限界—韓国政府を中心に—」

第2報告 韓 恵仁（アジア平和と歴史研究所 研究委員）

「『歴史運動』と1965年体制の亀裂」

第1報告

李 信澈（アジア平和と歴史研究所 所長）

- ・「沖縄返還過程を通じた1965年体制の亀裂と限界—韓国政府を中心に—」

第1報告では、沖縄返還問題を巡る当時の韓国政府の立場に焦点を当て、「1965年体制」を改めて再検討した。沖縄返還を巡り、米国や日本に対してさまざまな要望を伝えていた韓国政府は、最終的に条件付きで沖縄返還を認めることとなり、1965年体制の最後のパズルがはめられたと評した。その後、日本国内では民団と総連の競争が激化し、日韓両政府は、戦争・植民地被害問題を後回しにした。結果的に、不完全な土台の上に築かれた1965年体制は、冷戦と植民地主義の終焉とともに崩壊する構造となり、まさに今その時期を迎えているということが指摘された。



第2報告

韓 恵仁 (アジア平和と歴史研究所 研究委員)

・『歴史運動』と1965年体制の亀裂

第2報告では、「歴史問題」を議論する中で、「排除される被害者問題」に焦点を当て、1965年体制の変化について議論を進めた。排除された被害者であるサハリンに残された韓国人、日本軍慰安婦、自ら被害を証明できない軍人、徴用工、挺身隊を巡る問題は、日韓の歴史運動として広がり、日韓市民社会はお互いに協力しながら、裁判を通じた運動を展開した。この運動は、韓国政府の2005年「韓国真相究明委員会」まで繋がることになった。歴史運動の到達点と限界を探ることで、それが1965年体制にどのような影響を与えていたのかを明らかにする、貴重な報告であった。



各報告では、沖縄返還問題を巡る日本の市民運動の動向や、裁判を通じた結果に基づく政府の動向についてなど、会場から様々な質問や意見が出され、活発な議論が繰り広げられた。

RCKS 九州大学 韓国研究センター
Research Center for Korean Studies, Kyushu University

研究事業
『世界史』の中の韓国
その構造変動に関する総合的研究

韓国研究センター
X
九州韓国研究者フォーラム
共同研究 研究会

POST 1965 年体制

後援：韓国国際交流財団

問合せ先 九州大学韓国研究センター TEL 092-802-2027
Email int@rcks.uokajmu.kyushu-u.ac.jp

2024. 6. 15 土 14:30-17:30
受付 14:00
JR博多シティ会議室 (ICF会議室)

プログラム
14:30 開会 (挨拶)
14:40 第1報告
李信澈
(アジア平和と歴史研究所 所長)
15:50 休憩
16:10 第2報告
韓恵仁
(アジア平和と歴史研究所 研究委員)
17:20 閉会

【研究事業：「ポスト1965年体制」研究プロジェクト】

「『ポスト1965年体制』研究」共同研究会

2024年7月6日

2024年7月6日（土）に、韓国研究センターでは共同研究プロジェクト研究会を開催した。

2023年度から、韓国研究センターは研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一環として、九州韓国研究者フォーラムとの共同研究プロジェクト「『ポスト1965年体制』研究」を進めている。

本共同研究プロジェクトの一環として開催された今回の研究会では、出水薫（九州大学韓国研究センター長）先生と鄭敬娥（大分大学教育学部 教授）先生の報告が行われた。

- ・日 時：2024年7月6日（土）
- ・会 場：JR博多シティ会議室（10F 会議室）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム

- 第1報告 出水 薫（九州大学韓国研究センター長）
『『ポスト1965年体制』定義と時期区分について—日本語圏での概説書の検討』
- 第2報告 鄭 敬娥（大分大学 教授）
『『ポスト』1965年体制？韓国における新しい地域秩序構想
—盧武鉉政権の「東北アジア時代構想」と「均衡者」論を中心に』

第1報告

出水 薫（九州大学韓国研究センター長）

- ・『『ポスト1965年体制』定義と時期区分について—日本語圏での概説書の検討』

第1報告では、「ポスト1965年体制」を研究する上で、「1965年体制」と「ポスト」の意味について改めて再確認を行なった。日韓関係に関する書籍を通じた分析から、「ポスト1965年体制」を理解するためには、①画期としての90年代（垂直的・単線的関係から水平的・多元的關係へ）、②1965年体制の中核は「安保経協」、③国際関係への影響（冷戦の終結の影響と中国の台頭）、④国内的变化の影響（韓国の民主化と経



済発展・日韓における政権交代)、⑤市民社会・文化交流の拡大というポイントを認識することが重要であることが明らかになった。

第2報告

鄭敬娥 (大分大学 教授)

- ・『「ポスト」1965年体制？韓国における新しい地域秩序構想 — 盧武鉉政権の「東北アジア時代構想」と「均衡者」論を中心に』

第2報告では、「1965年体制」の揺らぎ、動揺、解体と言われる現状を考える際の疑問点について問題提起した。具体的には、原因と結果の関係、機能している部分と機能していない部分、「ポスト1965年体制」のあり方、二国間問題に限定して捉える点などについての議論が展開された。その手掛かりとして、盧武鉉政権の「東北アジア時代構想」と「均衡者」論を再検討することが試みられた。

盧武鉉政権の多極体制への現状認識と、それに合わせた「均衡者論」は「仲介者」・「仲裁者」の役割として、今後の政権でもある程度継承されることになるかと指摘された。このような韓国政権の観点から1965年体制を検討すると、提起した問題についていくつかの仮説が見えてくるといことが提示された。これらの詳しい内容については、今後の共同研究の成果として発表される予定である。

各報告の質疑応答では、1965年体制に影響を与える中国の台頭、市民社会・ネット社会の登場、文化交流などの多様な要因が取り上げられ、「均衡者論」の成果と限界やモデル国の存在についても活発な議論が繰り広げられた。



<p>RCKS 九州大学 韓国研究センター Research Center for Korean Studies, Kyushu University</p> <p>研究事業 『世界史』の中の韓国 ：その構造変動に関する総合的研究</p> <hr/> <p>韓国研究センター X 九州韓国研究者フォーラム 共同研究 研究会</p> <p>POST 1965 年体制</p> <hr/> <p>後援：韓国国際交流財団</p> <p>問合せ先 九州大学韓国研究センター TEL 092-802-2027 Email: intlcrcks.uok@jimu.kyushu-u.ac.jp</p>	<p>2024.7.6 (土) 14:30~17:30 受付 14:00 JR博多シティ会議室 (10F会議室)</p> <p>プログラム 14:30 開会 (挨拶) 14:40 第1報告 出水 薫 (九州大学韓国研究センター長) 15:50 休憩 16:10 第2報告 鄭敬娥 (大分大学教育学部 教授) 17:20 閉会</p>
--	--

【研究事業：教育学ブランチ研究会】

「1990年代以降の日韓の教育政策を世界的潮流の中に読み解く」

2024年8月24日

2024年8月24日（土）に、韓国研究センターでは教育学ブランチの研究会を開催した。

本研究会は、2023年度から遂行されている本センターの研究事業「『世界史』の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究」における教育学ブランチプロジェクトの一環として開かれた。今回の研究会では、文部科学省の田中光晴先生と朝鮮大学の金龍燮（キム・ヨンソプ）先生による報告が行われた。

- ・日 時：2024年8月24日（土）
- ・会 場：Space of Station 会議室（11・12・13）
- ・司 会：元兼 正浩（九州大学大学院 人間環境学研究院 教授）
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム

第1報告 田中 光晴（文部科学省総合教育政策局 / 専門職）

「韓国の多文化化と教師教育—ユネスコアジア太平洋国際理解教育院に着目して」

第2報告 金 龍燮（朝鮮大学 教授）

「韓国の教育福祉政策の変遷過程に関する考察—金泳三政権と金大中政権を中心に」

第1報告

田中 光晴（文部科学省総合教育政策局 / 専門職）

- ・「韓国の多文化化と教師教育—ユネスコアジア太平洋国際理解教育院に着目して」

第1報告では、まず韓国の多文化化の現況を紹介し、多文化支援政策と多文化教育支援政策などの変化についての分析が行われた。韓国では2015年の仁川宣言以降「世界市民教育」概念が前面に出され、多文化の子どもを理解する、多文化の子どものための教育（欠陥ベース、deficit based）というモデルから、広く一般に文化多様性を理解する教育（資源ベース、asset based）へと転換されたことが指摘された。また、多文化教育支援の展開において国・地方・学校レベルでの展開を検討するなか、特にユネスコアジア太平洋国際理解教育院の役割に注目し、「世界市民教育」のグローバルアジェンダ設定過程についても詳しく論じられた。具体的には、APCEIUの世界市民教育先導教師事業や教育課程開発などについての詳細と多文化教育におけるそれらの役割と効果が報告された。最終的に、韓国の世界市民教育の推進に関しては、移住背景の子どもの増加により学校現場では現実問題として内外問わず多様な文化的背景に関する感受性を養う教育の必要性が高まったこと、国・地方レベルで進められる多文化教育支援計画の策定、ナショナルカリキュラム

の現場裁量権の拡大などが実践の枠を生み出し、国際機関との連携による実践者の育成を伴うことで、GCEDが推進されたことが指摘された。



第2報告

金龍燮（朝鮮大学 教授）

・「韓国の教育福祉政策の変遷過程に関する考察—金泳三政権と金大中政権を中心に—」

本報告では、まず、教育福祉という概念の捉え方において異なる3つの立場—教育そのものがまさに福祉であるために教育と福祉を同じ概念として見なす立場、教育は社会福祉の実現の手だてであるために教育を社会福祉の一つとして考える立場、教育のための支援として教育福祉を見なす立場—が紹介された。教育福祉の概念についての合意がまだ成り立っていない状況で生じる問題点を提起し、それに対する対応の端緒を探るために、金泳三政権と金大中政権の試みについての議論が展開された。金泳三政権期には教育を含めて社会全体に改革を打ち出すなか、教育福祉という用語が明確になり、教育福祉に関わる多様な政策が推進されることとなった。初めての与野党の政権交代を成し遂げた金大中政権では、通貨危機による当時の所得不平等の深化と社会の両極化などの社会問題に対する解決策の一つとして「生産的福祉」が打ち出された。そのなか、機会保証と質の高い教育サービスを社会弱者に提供することが重要な争点となった。本報告では、それらの政権における政策推進のありようについての詳細な分析と共に、それらの政策が避けられなかった限界点なども扱われた。



【国際学術大会】

「日韓市民連帯の過去と現在」

2024年9月28日

九州韓国研究者フォーラムとアジアの平和と歴史研究所が開催する国際学術大会に今年は九州大学韓国研究センターも参加して共催した。3回目になる今回の国際学術大会は「日韓市民連帯の過去と現在」というテーマで開かれた。

- ・日 時：2024年9月28日（土）
- ・会 場：博多シティ9階会議室（2）
- ・総合司会：緒方 義広（福岡大学 准教授）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム、アジアの平和と歴史研究所

□プログラム：

13：30～13：50 開会・挨拶

- ・開会の辞：木村 貴（九州韓国研究者フォーラム 副代表）
- ・歓迎の辞：出水 薫（九州大学韓国研究センター センター長）
- ・共催挨拶：李 信澈（イ・シンチョル）（アジアの平和と歴史研究所 所長）

13：50～15：50 第1部

司会 池 直美（アジアの平和と歴史研究所・北海道大学）

- ・発表1 大和 裕美子（九州共立大学）
「長生炭鉱水没事故をめぐる市民の実践—追悼碑建立後の10年—」
- 討 論：吉 倫亨（キル・ユニョン）（ハンギョレ記者）
- ・発表2 朴 星奇（パク・ソンギ）（京畿河南高等学校）
「韓日教科書交流20年の進行と拡張」
- 討 論：吳 獨立（九州大学韓国研究センター）

15：50～17：50 第2部

司会 木村 貴（福岡女子大学）

- ・発表3 山口 祐香（神戸大学）
「70年代市民の〈歴史研究〉と日韓連帯」
- 討 論：韓 恵仁（ハン・ヘイン）（アジアの平和と歴史研究所）
- ・発表4 李 信澈（アジアの平和と歴史研究所）
「韓中日歴史対話20年の成果と課題」
- 討 論：出水 薫（九州大学）

17：50 閉会

第1部

司会 池直美（アジアの平和と歴史研究所・北海道大学）

・発表1 大和裕美子（九州共立大学）

「長生炭鉱水没事故をめぐる市民の実践—追悼碑建立後の10年—」

討 論：吉倫亨（キル・ユニョン）（ハンギョレ記者）

・発表2 朴星奇（パク・ソンギ）（京畿河南高等学校）

「韓日教科書交流20年の進行と拡張」

討 論：呉 獨立（九州大学韓国研究センター）



第1部では、大和裕美子先生（九州共立大学）の報告「長生炭鉱水没事故をめぐる市民の実践—追悼碑建立後の10年—」と、朴星奇先生（京畿河南高等学校）の報告「韓日教科書交流20年の進行と拡張」が発表された。いずれの報告も、長年にわたって続けられた市民活動を振り返り、その到達点と限界を明らかにする内容を中心に行われた。

討論や質疑応答では、大和裕美子先生の報告に対し、市民活動における行政の関わり方・役割について、他自治体の事例を含め、多角的な視点から検討が行われた。朴星奇先生の報告に対しては、歴史認識の多様性を認めつつも、そうなった場合に異なる認識の間隙は埋める必要があるのか、必要があれば、どのようにすれば良いのかなどについての議論が展開された。

第2部

司会 木村 貴（福岡女子大学）

・発表3 山口 祐香（神戸大学）

「70年代市民の〈歴史研究〉と日韓連帯」

討 論：韓 恵仁（ハン・ヘイン）（アジアの平和と歴史研究所）

・発表4 李 信澈（アジアの平和と歴史研究所）

「韓中日歴史対話20年の成果と課題」

討 論：出水 薫（九州大学）



第2部では、山口祐香先生（神戸大学）による報告「70年代市民の〈歴史研究〉と日韓連帯」と、李信澈先生（アジアの平和と歴史研究所）による報告「韓中日歴史対話20年の成果と課題」が発表された。両報告ともに、歴史に関わる日韓市民連帯というテーマに基づき、日本における朝鮮史研究や教科書問題を含めた歴史教育における国家を超えた市民連帯についての検討が行われた。

討論および質疑応答では、山口祐香先生の報告に対し、今後注目を集める研究分野であることが確認されるとともに、「朝鮮史」の内実（韓国・北朝鮮・在日朝鮮人、民主運動史と朝鮮史の区分など）について議論が深められた。また、李信澈先生の報告に対しては、国家を超えた活動が各国の市民連帯にどのように影響を与え、今後どのように運動を展開していくべきかについての検討が行われた。特に、これからは、「国民」という枠を超えた「世界市民」としての連帯を基盤とする必要性が論じられた。



九州韓国研究者フォーラム & アジアの平和と歴史研究所 第3回 国際学術大会

日韓市民連帯の過去と現在

第1部 司会：池 直美（北海道大学）

- 長生炭鉱水没事故をめぐる市民の実践
発表：大和 裕美子（九州共立大学）
- 韓日教科書交流20年の進行と拡張
発表：朴 星奇（京畿河南高等学校）

討論

吉 倫亨
（ハンギョレ新聞社）

呉 獨立
（九州大学韓国研究センター）

第2部 司会：木村 貴（福岡女子大学）

- 70年代市民の〈歴史研究〉と日韓連帯
発表：山口 祐香（神戸大学）
- 韓中日歴史対話20年の成果と課題
発表：李 信澈（アジアの平和と歴史研究所）

討論

韓 恵仁
（アジアの平和と歴史研究所）

出水 薫
（九州大学韓国研究センター）

- 総合司会：緒方 義広（福岡大学）

※ 逐次通訳提供

2024. 9. 28 (土)

13:30~17:40
開場 13:00

JR博多シティF9会議室 2

共催

九州韓国研究者フォーラム

아시아평화와 역사연구소
Asia Peace & History Institute

RCKS 九州大学 韓国研究センター
Research Center for Korean Studies, Kyushu University

※本事業は公益財団法人日韓文化交流基金の助成を受けています。

【研究事業：文学 / 言語学ブランチ講演会】

九州大学韓国研究センター 韓国語学講演会 (黒島規史先生講演会)

「韓国語と日本語の似ているところ： 古典語、方言、類型論の観点から」

2024年10月10日

九州大学韓国研究センターでは2024年10月10日（木）に、熊本学園大学の黒島規史先生（記述言語学、韓国語学、メエ語）をお迎えして、講演会「韓国語と日本語の似ているところ：古典語、方言、類型論の観点から」を実施した。

「似ている」と見做されがちな日本語と韓国語の文法を、世界のさまざまな言語や方言の中に位置づけ、「本当に似ているのか」をめぐって具体例を提示しつつ仔細に検証していくスタイルの講演で、基本的な話題からやや専門性の高いトピックに至るまで、興味深い論点が数多く示された。

- ・日 時：2024年10月10日（木）
- ・場 所：九州大学伊都キャンパス センター1号館1502教室
- ・講演者：黒島 規史先生（熊本学園大学外国語学部 准教授）
- ・司 会：辻野 裕紀（韓国研究センター副センター長）
- ・主 催：九州大学韓国研究センター
- ・後 援：韓国国際交流財団

□講演者プロフィール

黒島 規史（くろしま・のりふみ）

東京外国語大学博士後期課程修了。2020年に熊本学園大学講師として着任、現在は同大学准教授。専門は言語学で、特に韓国語文法の記述的研究。



主催/九州大学韓国研究センター
後援/韓国国際交流財団

九州大学韓国研究センター 韓国語学講演会

(黒島規史先生講演会)

九州大学韓国研究センターでは2024年10月10日(木)に、熊本学園大学の黒島規史先生をお招きして、韓国語学に関する講演会を開催します。本学学生、教職員はもちろん、学外の方々の参加も歓迎いたします。

講演

韓国語と日本語の似ているところ：
古典語、方言、類型論の観点から

2024年10月10日(木) 10時30分~12時
九州大学伊都キャンパス センター1号館1502教室

講師 黒島規史先生(熊本学園大学准教授)

司会 辻野裕紀(九州大学韓国研究センター副センター長)

事前申込不要

入場無料

黒島 規史 先生プロフィール

黒島 規史 先生プロフィール

東京外国語大学博士後期課程修了。
2020年に熊本学園大学講師として着任、現在は同大学准教授。
専門は言語学で、特に韓国語文法の記述的研究。

問合せ先:九州大学韓国研究センター

TEL:092-802-2027 Email:intkrcks.uok@jimu.kyusyu-u.ac.jp

※本講演会は、韓国国際交流財団による助成を受け現在進行中の研究事業「『世界史』の中の韓国-その構造変動に関する総合的研究」の一環として開催されます。

【研究事業：「ポスト1965年体制」研究プロジェクト】

「『ポスト1965年体制』研究」共同研究会

2024年10月19日

2024年10月19日（土）に、韓国研究センターでは共同研究プロジェクト研究会を開催した。

2023年度から、韓国研究センターは研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一環として、九州韓国研究者フォーラムとの共同研究プロジェクト「『ポスト1965年体制』研究」を進めている。

本共同研究プロジェクトの一環として開催された今回の研究会では、山田良介（九州国際大学）先生と平井一臣（鹿児島大学）先生の報告が行われた。

- ・日 時：2024年10月19日（土）
- ・会 場：JR博多シティ会議室（10F 会議室）
- ・司 会：緒方 義広（福岡大学 准教授）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム

- 第1報告 山田 良介（九州国際大学 教授）
「日韓会談後の地域における記録・掘りおこし活動」
- 第2報告 平井 一臣（鹿児島大学 名誉教授）
「65年体制と日韓社会運動」

第1報告

山田 良介（九州国際大学 教授）

- ・「日韓会談後の地域における記録・掘りおこし活動」

第1報告では、「1965年体制」以降の「戦争責任」に関する日本国内での認識の変化についての報告が行われた。特に本報告では、北九州と北海道という二つの地域に残されている地域記録を中心に検討が行われた。その地域では、「戦争責任」に関して考え直す活動が行われるようになったことが指摘された。日本国内では、一般的に、沖縄返還問題やベトナム戦争に対する関心が比較的高かったのに対し、戦争責任や植民地問題については、日本人の戦争体験の一部として語



られることが多く、韓国に対する関心はあまり高くなかったとされている。しかし、日韓問題、ベトナム戦争、沖縄返還に関する問題は個別の事象ではなく、全て「戦争責任」という枠組みの中で語られるべきではなかったかという意見が示された。その結果、日本では、不可分の関係にある「加害」と「被害」の記憶が分離されたまま現在に至ってしまった点が指摘された。

第2報告

平井 一臣（鹿児島大学 名誉教授）

・「65年体制と日韓社会運動」

第2報告では、「① 65年体制の発足が社会運動にどのような影響を与えたのか — 65年以前と以降の違い」と、「② 65年体制成立以降の日韓の政治対立の変容（特に韓国）が社会運動にどのような影響を与えたのか」（1960年代後半から1970年代）という問題意識から報告が行われた。結論として、65年体制が日韓社会運動に与えた影響は、促進要因と阻害要因の二面性を持っている点が指摘された。促進要因としては、国交正常化に伴い、両国間の関係が広範に拡大し、民間だけではなく、政府間・議員間、自治体間、様々なルートを通じて交流が行われた点が挙げられた。一方で、阻害要因としては、韓国の独裁政権下での監視と弾圧、情報統制が強まり、市民社会レベルでの認識の差が広がってしまった点（「反共主義」に対する温度差や、「過去」と「現在」に対する認識の差）が挙げられた。



各報告の質疑応答では、「戦争責任」に関する地域の取り組みにおいて在日韓国・朝鮮人がどのように関わっていたのか、また北九州と北海道という地域の特殊性から何が読み取れるのか、さらに当時の北朝鮮と韓国に対する認識の差が与えた影響はなかったのかなどについて意見交換が行われた。また、現在よく使われている「日韓市民連帯」という表現に関して、いつから日本と韓国の市民団体の関係性が変化し今に至っていたのかについても議論された。今回の研究会は「1965年体制」と「戦争責任」の認識変化、そしてそれらと市民運動との関係について、理解を深めることができる時間であった。

RCKS 韓国研究センター
Research Center for Korean Studies, Kyushu University

研究事業
『世界史』の中の韓国
：その構造変動に関する総合的研究

韓国研究センター
X
九州韓国研究者フォーラム
共同研究 研究会

POST 1965 年体制

後援：韓国国際交流財団

問合せ先 九州大学韓国研究センター TEL 092-802-2027
Email: info@rckcs.uokbju.kyushu-u.ac.jp

2024. 10. 19 (土) 14:30~17:30
受付 14:00
JR博多シティ会議室 (10F会議室)

プログラム

14:30 開会 (挨拶)

14:40 第1報告
山田 良介
(九州国際大学 教授)

15:50 休憩

16:10 第2報告
平井 一臣
(鹿児島大学 教授)

17:20 閉会

【研究事業：文学 / 言語学ブランチ講演会】

翻訳家・古川綾子先生講演会

「韓国文学の魅力」

2024年10月26日

九州大学韓国研究センターでは2024年10月26日（土）に、翻訳家の古川綾子先生をお迎えして、講演会「韓国文学の魅力」を実施した。

今回の講演会では、今年度のノーベル文学賞を受賞した韓国人作家ハン・ガンの本の翻訳に関する話を含めて、最近日本でも注目されている韓国文学の翻訳事情及び、韓国文学の翻訳者としてのご自分の今までの歩みなどについて興味深い話が展開された。また、記憶の記録としての文学、社会の正しさを問う文学の使命感、社会問題をテーマにしながら個人の物語を積み上げていく文学としての韓国文学の特徴を示しながら、韓国文学の魅力についても興味深い論点が提示された。

- ・日 時：2024年10月26日（土）
- ・場 所：九州大学西新プラザ大会議室
- ・講演者：古川 綾子先生（韓国文学翻訳家）
- ・司 会：辻野 裕紀（韓国研究センター副センター長）
- ・主 催：九州大学韓国研究センター
- ・後 援：韓国国際交流財団

□講演者プロフィール

古川 綾子（ふるかわ・あやこ）

神田外語大学韓国語学科卒業。延世大学教育大学院韓国語教育科修了。神田外語大学講師。NHK ラジオステップアップハングル講座 2021年7-9月期『K文学の散歩道』講師を務める。主な訳書にハン・ガン『そっと 静かに』（クオン）、キム・エラン『外は夏』、キム・ヘジン『娘について』、チェ・ウニョン『わたしに無害なひと』（いづれも亜紀書房）、チョ・ナムジュ『ソヨンドン物語』（筑摩書房）、イム・ソルア『最善の人生』（光文社）、チョン・ハナ『親密な異邦人』（講談社）など。ユン・テホ『未生 ミセン』（講談社）で第20回文化庁メディア芸術祭マンガ部門優秀賞受賞。



主催:九州大学韓国研究センター 後援:韓国国際交流財団

翻訳家・古川綾子先生講演会 韓国文学の魅力

2024 10/26 土 15時~17時
(開場:14時30分)
九州大学西新プラザ 大会議室

定員
100名
先着順

九州大学韓国研究センターでは2024年10月26日(土)に、
翻訳家の古川綾子先生をお招きして、講演会「韓国文学の魅力」を開催します。

講師 강사
古川綾子先生
韓国文学翻訳家

司会 사회
辻野裕紀
九州大学韓国研究センター
副センター長

申込先 URL若しくはQRコードよりお申し込みください

URL: <https://forms.gle/dnXXC7RSFmMhBR5n9>



ふるかわ あやこ

古川綾子先生 プロフィール

神田外語大学韓国語学科卒業。延世大学教育大学院韓国語教育科修了。神田外語大学講師。NHKラジオステップアップハンゲル講座2021年7-9月期「K文学の散歩道」講師を務める。主な訳書にハン・ガン「そっと 静かに」(クオン)、キム・エラン「外は夏」、キム・ヘジン「娘について」、チェ・ウニョン「わたしに無害なひと」(いずれも亜紀書房)、チョ・ナムジュ「ソヨンドン物語」(筑摩書房)、イム・ソルア「最善の人生」(光文社)、チョン・ハナ「親密な異邦人」(講談社)など。ユン・テホ「未生 ミセン」(講談社)で第20回文化庁メディア芸術祭マンガ部門優秀賞受賞。

問合せ先:九州大学韓国研究センター
TEL:092-802-2027
E-mail: intlkrcks.uok@jimu.kyusyu-u.ac.jp

本講演会は、韓国国際交流財団による助成を受け現在進行中の研究事業「世界史」の中の韓国:その構造変動に関する総合的研究の一環として開催されます。

【研究事業：「ポスト1965年体制」研究プロジェクト】

国際合同研究会

「『ポスト1965年体制』研究—日韓関係の過去と現在—」

2024年10月29日

九州大学韓国研究センターでは2024年10月29日（火）に、ソウル大学で国際合同研究会を開催した。ソウル大学校日本研究所と同大学の国際学研究所、そして九州韓国研究者フォーラムと共同で開催した今回の研究会は、2023年度から進められている本センターの研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の下位プロジェクトである「『ポスト1965年体制』研究」の一環として行われた。

- ・日 時：2024年10月29日（火）
- ・会 場：ソウル大学国際大学院 GS Room（ソウル大学140号館）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム、ソウル大学日本研究所、ソウル大学国際学研究所
- ・後 援：韓国国際交流財団
- ・助 成：公益財団法人日韓文化交流基金

□プログラム：

- 13：30 開会・挨拶（司会：チョ・クァンザ [ソウル大学校日本研究所 副教授]）
祝辞：キム・テギョン（ソウル大学校国際学研究所 所長）
挨拶：ナム・ギジョン（ソウル大学校日本研究所 教授）
出水 薫（九州大学韓国研究センター長）
- 13：40 第1セッション（司会：鄭 敬娥・大分大学 教授）
- (1) 出水 薫（九州大学韓国研究センター長）
「『ポスト1965年体制』定義と時期区分について—日本語圏での概説書の検討」
- (2) キム・ヘジュ（ソウル大学校国際大学院 博士課程）
「日韓海洋境界の画定・再編の展望—日韓漁業協定及び日韓大陸棚共同開発協定を中心に」
討論：パク・テギョン（ソウル大学校国際大学院 教授）
木村 貴（福岡女子大学 教授）
- 15：20 休憩
- 15：40 第2セッション（司会：ナム・ギジョン [ソウル大学校日本研究所 教授]）
- (1) 山口 祐香（神戸大学 特命助教）
「古代史を通じた連帯の模索と限界：雑誌『日本の中の朝鮮文化』の実践から」
- (2) キム・ヒョジン（ソウル大学校日本研究所 助教授）
「韓国における日本オタク文化の受容と争点：「右翼コンテンツ論争」をめぐる」
討論：パク・チワン（ソウル大学校国際大学院 教授）
緒方 義広（福岡大学 准教授）
- 17：20 閉会
挨拶：パク・テギョン（ソウル大学校国際大学院 教授）
平井 一臣（九州韓国研究者フォーラム 代表）

「日韓関係の過去と現在」をメインテーマとして行われた本研究会では、1965年体制とポスト1965年体制をめぐる多彩な議論はもちろん、中央中心的な政治関係を越えて文化、市民社会、地方を視野に入れた日韓関係の新たなあり方についても興味深く、示唆に富んだ議論が展開された。

また、研究会の前日にはソウル大学日本研究所と国際学研究所を訪問し、日韓基本条約60周年を迎える来年度の共同研究会開催を含め、本センターとの今後の協力についても建設的な意見交換が行われた。



포스트 1965

「포스트 1965년 체제」연구 — 한일관계의 과거와 현재

2024년 10월 29일 13:00-17:30
서울대학교 국제대학원 GS룸

언어 | 일본어 (일부 한국어)
문의 | 일본연구소 880-8503 ijs@snu.ac.kr

13:00 개회
사회 | 조관자 서울대 일본연구소 부교수
개회사 | 남기정 서울대 일본연구소 소장
개회사 | 이즈미 가오루 규슈대 한국연구소장
환영사 | 김태균 서울대 국제대학원 교수

13:40 제1세션
사회 | 정경아 오이타데 교수
발표 | 이즈미 가오루 규슈대 한국연구소장
발표 | 김혜주 서울대 국제대학원 박사과정
토론 | 박태균 서울대 국제대학원 교수
기무라 다카시 후쿠오카이제대 교수

「ポスト1965年体制」定義と時期区分について
——日本語圏での概説書の検討
'포스트 1965년 체제'의 정의와 시기구분에 대해 — 일본이권 개척서 경토를 중심으로
한일 해양경계 획정 재편 전망
——한일어업협정 및 한일대륙붕공동개발협정을 중심으로
日韓海洋境界画定再編の展望：日韓漁業協定及び日韓大陸棚共同開発協定を中心に

15:20 휴식

古代史を通じた連帯の模索と限界
——雑誌『日本の中の朝鮮文化』の実践から
고대사를 통한 연대의 모색과 한계 — 잡지 '일본 속의 조선문화'의 실천으로부터
韓国における日本オタク文化の受容と争点
——「右翼コンテンツ論争」をめぐって
한국에서의 일본오타쿠문화 수용과 쟁점 — 우익콘텐츠쟁점을 둘러싸고

제2세션 15:40
사회 | 남기정 서울대 일본연구소 소장
발표 | 아마구치 유카 고베대 국제협력연구과 특임조교
발표 | 김효진 서울대 일본연구소 조교수

토론 | 박지환 서울대 국제대학원 부교수
오가타 요시히로 후쿠오카대 교수

폐회 17:20
사회 | 조관자 서울대 일본연구소 부교수
폐회사 | 박태균 서울대 국제대학원 교수
폐회사 | 히라이 가즈오미 규슈한국연구자포럼 대표

ポスト 1965

공동주최 | 규슈대학한국연구소 | 규슈한국연구자포럼 | 서울대학교 일본연구소 | 서울대학교 국제대학원 | 후원 | 한국국제교류재단 조성 | 공익재단법인 일한문화교류기금 公益財団法人 日韓文化交流基金

【九州大学アジアウィーク企画講演会】

「K-POP の時代を語る」

2024年11月7日

九州大学韓国研究センターでは2024年11月7日（木）に、『K-POP 現代史』の著者、山本浄邦（K-POP 研究者）先生をお招きし、講演会「K-POP の時代を語る」を開催した。本講演会は九州大学アジアウィーク企画の一環として、本センターと九州韓国研究者フォーラムの共催で開催された。

- ・日 時：2024年11月7日（木）
- ・会 場：共創館本館カンファレンス7号（共創館本館 地下2階）
- ・講演者：山本 浄邦先生（K-POP 研究者、『K-POP 現代史』著者）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム：

- | | |
|-------|--|
| 18：30 | 開会 |
| 18：40 | 講演
講師：山本 浄邦（K-POP 研究者、『K-POP 現代史』著者） |
| 19：40 | 鼎談
山本 浄邦（K-POP 研究者、『K-POP 現代史』著者）
加藤 恭子（KBC ゼネラルアナウンサー）
出水 薫（九州大学韓国研究センター長） |
| 20：20 | 閉会 |

□講演 / 鼎談者プロフィール

山本浄邦（やまもと・じょうほう）

1973年大阪市生まれ。K-POP 研究者。博士（文学）。1995年、大学時代に韓国を旅行し K-POP に出会う。以降 K-POP を追いつけている。韓国学中央研究院招聘研究員として2014年に渡韓、同研究院で2年間の研究生活のち高麗大学校亜細亜問題研究所招聘研究員、外務省専門調査員（在釜山日本国総領事館勤務）などを経て2019年帰国。現在、立命館大学授業担当講師などを務めつつ、K-POP の専門家としてしばしばメディアに登場。専門は韓国学、朝鮮近現代史、日韓交流史。『K-POP 現代史——韓国大衆音楽の誕生から BTS まで』（単著、ちくま新書、2023年）、『明洞——街角の文化史』（第一著者、韓国学中央研究院出版部、2019年）ほか日本と韓国で複数の著書がある。

加藤恭子（かとう・きょうこ）

KBC ゼネラルアナウンサー

1991年九州朝日放送に入社、アナウンサーとしてテレビ・ラジオで様々な番組を担当。2019年、アナウンス部長。2022年、KBC ゼネラルアナウンサー。

現在、KBC アサデス、ラジオ（水）、ヒルマニ（木）などを担当。

また K-POP 好きが高じて自ら企画した「キテマス。K」（KBC ラジオ土曜夜 10 時～）にて韓国情報を発信中。



「K-POPの時代を語る」という題名で行われた山本浄邦先生の講演では、「K-POPの時代とは何だったのか」という問題定義のもとでK-POPの時代を振り返り、その意義と影響についての議論が展開された。韓国の近現代史をたどりながら、K-POP誕生の背景とK-POPが今まで歩んできた軌跡とともに、K-POPが持っている特徴と意義、そしてこれからの課題などについて興味深い話が続けられた。



山本先生の講演に続いて、KBCゼネラルアナウンサー加藤恭子氏と本センターの出水薫センター長が加わって行われた鼎談では、K-POPを含め韓国との個人的なかかわりについての話から日韓文化交流や市民交流、そして福岡という地域から見る日韓交流のあり方などについて多彩な意見が示された。



主催：九州大学韓国研究センター、九州韓国研究者フォーラム

九州大学アジアウィーク企画 K-POPの時代を語る

2024年11月7日(木) 18:30~20:30
(開場18:00)

共創館本館カンファレンス7号

(共創館本館(福岡市中央区渡辺通)地下2階)

定員
70名
(先着順)

プログラム

- 18:30 開会
18:40 講演
講師:山本 浄邦 (K-POP研究者、「K-POP現代史」著者)
19:40 鼎談
山本 浄邦 (K-POP研究者、「K-POP現代史」著者)
加藤 恭子 (KBCゼネラルアナウンサー)
出水 薫 (九州大学韓国研究センター長)
20:20 閉会

申込先

URL若しくはQRコードよりお申し込みください
URL: <https://forms.gle/CS6EZDZvauuqko6a7>



問合せ先

九州大学韓国研究センター
TEL:092-802-2027
E-mail: intlkrcks.uok@jimu.kyusyu-u.ac.jp

講師プロフィール



やまもと じょうほう
山本 浄邦

1973年大阪市生まれ。K-POP研究者。博士(文学)。1995年、大学時代に韓国を旅行しK-POPに出会う。以降K-POPを追い続けている。韓国学中央研究院招聘研究員として2014年に渡韓、同研究院で2年間の研究生生活ののち高麗大学校亜細亜問題研究所招聘研究員、外務省専門調査員(在釜山日本国総領事館勤務)などを経て2019年帰国。現在、立命館大学授業担当講師などを務めつつ、K-POPの専門家としてしばしばメディアに登場。専門は韓国学、朝鮮近現代史、日韓交流史。「K-POP現代史——韓国大衆音楽の誕生からBTSまで」(単著、ちくま新書、2023年)、『明洞——街角の文化史』(第一著者、韓国学中央研究院出版部、2019年)ほか日本と韓国で複数の著書がある。

鼎談



かとう きょうこ
加藤 恭子

KBCゼネラルアナウンサー
1991年九州朝日放送に入社、アナウンサーとしてテレビ・ラジオで様々な番組を担当。2019年、アナウンス部長。2022年、KBCゼネラルアナウンサー。
現在、KBCアサデス、ラジオ(水)、ヒルマニ(木)などを担当。またK-POP好きが高じて自ら企画した「キテマス。K」(KBCラジオ土曜夜10時~)にて韓国情報を発信中。

【研究事業：「ポスト1965年体制」研究プロジェクト】

九州大学アジアウィーク企画シンポジウム 「韓国におけるメディアと人権」

2024年11月9日

九州大学韓国研究センターでは2024年11月9日（土）に、シンポジウム「韓国におけるメディアと人権」を開催した。本シンポジウムは、韓国研究センターの研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一環として進められている共同研究プロジェクト「『ポスト1965年体制』研究」および、九州大学アジアウィーク企画の一環として、本センターと九州韓国研究者フォーラム、九州大学アジア・オセアニア研究教育機構社会クラスターとの共催で開催された。

- ・日 時：2024年11月9日（土）
- ・会 場：JR博多シティ会議室 9階会議室（4）
- ・司 会：緒方 義広（福岡大学 准教授）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム
九州大学アジア・オセアニア研究教育機構社会クラスター
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム：

- | | |
|-------|--|
| 14：00 | 開会・挨拶 |
| 14：15 | 第1報告 イム・ジェソン（弁護士・社会学者）
「厳罰主義における韓国のメディアと人権
－韓国社会における犯罪関連の個人情報公開をめぐる最近の論争を中心に」 |
| 15：10 | 第2報告 コ・ギョンテ（ハンギョレ新聞記者）
「韓国の過去事整理と人権、そしてベトナム戦争」 |
| 16：00 | 休憩 |
| 16：10 | 討論
平井 一臣（鹿児島大学 名誉教授）
木村 貴（福岡女子大学 教授） |
| 17：20 | 閉会・挨拶 |

本シンポジウムでは、韓国で人権問題に関して活発に活動している弁護士イム・ジェソン氏とコ・ギョンテ記者（ハンギョレ新聞）をお招きし、韓国の人権問題におけるメディアの関わり方、そして人権問題をめぐる現在の状況及びその限界と展望などについて貴重な話をいただいた。お二人の報告に対する討論では鹿児島大学の平井一臣先生と福岡女子大学の木村貴先生によるコメントを含め、当日参加した方々との興味深く、多彩な議論が展開された。



KYUSHU University
ASIA WEEK
SYMPOSIUM

主催

RCKS 九州大学 韓国研究センター
Research Center for Korean Studies, Kyushu University

共催

九州韓国研究者フォーラム
九州大学アジア・オセアニア
研究教育機構社会クラスター

後援

韓国国際交流財団

韓国における メディアと人権 MEDIA 인권

■ 韓国の過去事整理と人権、そしてベトナム戦争

コ・ギョンテ(고경태) (ハンギョレ新聞記者)

■ 厳罰主義における韓国のメディアと人権:

韓国社会における犯罪関連の個人情報公開をめぐる最近の論争を中心に
イム・ジェソン(임재성) (弁護士)

■ 討論

平井 一臣 (鹿児島大学 名誉教授)

木村 貴 (福岡女子大学 教授)

総司会: 緒方義広 (福岡大学准教授)

※ 逐次通訳提供

2024. 11. 9 (土) 14:00~17:30 開場 13:30
JR博多シティ9F 会議室4



- 本シンポジウムは、韓国国際交流財団による助成を受け現在進行中の研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一環として開催されます。
- 問合せ先 TEL: 092-802-2027 E-mail: intlkrcks.uok@jimu.kyushu-u.ac.jp

【研究事業：文学 / 言語学ブランチ講演会】

小倉紀蔵先生講演会

「世界哲学としての韓国美」

2024年11月23日

九州大学韓国研究センターでは2024年11月23日（土）に、小倉紀蔵先生（京都大学教授）をお迎えして、講演会「世界哲学としての韓国美」を実施した。

本講演では、支配的ヘゲモニーの世界観の優越を糾弾する「世界哲学」という観点を披露しながら、「大文明の哲学」「人間中心の哲学」「理性中心の哲学」「男の哲学」などの解体、そして「西洋対非西洋」という図式の解体を狙う小倉先生問題意識が丁寧に紹介された。そのような「世界哲学」の観点を踏まえて、東アジアの中の日本と韓国の思想・哲学を比較し、それぞれの特徴について深く鋭い議論が展開された。

特に実体系と非実体系に関わる3つの存在様態を示し、群島文明や半島文明においての特徴として、〈第三〉の存在様態（あいだ性）を保全し発展させる点を挙げるができる、ということが強調された。また、日本の美意識と韓国の美意識についての言語的な表現、そしてそれに根ざしている根源的な意味の地平と美意識のありようなどに関してもきわめて興味深い話を伺うことができる講演であった。

- ・日 時：2024年11月23日（土）
- ・場 所：JR博多シティ10階会議室
- ・講演者：小倉 紀蔵先生（京都大学大学院人間・環境学研究科 教授）
- ・司 会：辻野 裕紀（韓国研究センター副センター長）
- ・主 催：九州大学韓国研究センター
- ・後 援：韓国国際交流財団

□講演者プロフィール

小倉 紀蔵（おぐら・きぞう）

東京大学ドイツ文学科卒業。ソウル大学校哲学科博士課程単位取得（東洋哲学専攻）。東海大学助教授を経て2006年4月より京都大学准教授、2012年4月より京都大学教授。外務省「日韓友情年2005」実行委員、「日韓交流おまつり」実行委員、「日韓文化交流会議」委員、現代韓国朝鮮学会会長、比較文明学会副会長などを歴任した。主な著書に『韓国は一個の哲学である』『歴史認識を乗り越える』（以上、講談社）、『心で知る、韓国』（岩波書店）、『創造する東アジア 文明・文化・ニヒリズム』『〈いのち〉は死なない』（以上、春秋社）、『朱子学化する日本近代』『北朝鮮とは何か』（以上、藤原書店）、『入門 朱子学と陽明学』『新しい論語』『朝鮮思想全史』『京都思想逍遥』『弱いニーチェ』（以上、筑摩書房）、『群島の文明と大陸の文明』『韓国の行動原理』（以上、PHP研究所）などがある。



主催：九州大学韓国研究センター 後援：韓国国際交流財団

小倉紀蔵先生講演会 世界哲学 としての 韓国美

2024年11月23日 土

19時～21時(開場:18時30分)

JR博多シティ10階会議室

講師 小倉 紀蔵先生
(京都大学大学院人間・環境学研究科教授)

司会 辻野 裕紀
(九州大学韓国研究センター副センター長)

申込先
URL若しくはQRコードよりお申し込みください
<https://forms.gle/AmhjeaL8SrEYA1zs9>

問合せ先:
九州大学韓国研究センター
TEL: 092-802-2027
Email: intlkrcks.uok@jimu.kyusyu-u.ac.jp

※本講演会は、韓国国際交流財団による助成を受け現在進行中の研究事業「『世界史』の中の韓国:その構造変動に関する総合的研究」の一環として開催されます。

プロフィール

おぐら きぞう
小倉 紀蔵先生
東京大学ドイツ文学科卒業。ソウル大学校哲学科博士課程単位取得(東洋哲学専攻)。東海大学助教授を経て2006年4月より京大准教授、2012年4月より京都大学教授。外務省「日韓友情年2005」実行委員、「日韓交流おまつり」実行委員、「日韓文化交流会議」委員、現代韓国朝鮮学会会長、比較文明学会副会長などを歴任した。主な著書に『韓国は一個の哲学である』『歴史認識を乗り越える』(以上、講談社)、『心で知る、韓国』(岩波書店)、『創造する東アジア 文明・文化・ニヒリズム』、『いのち』は死なない』(以上、春秋社)、『朱子学化する日本近代』『北朝鮮とは何か』(以上、藤原書店)、『入門 朱子学と陽明学』『新しい論語』『朝鮮思想全史』『京都思想道通』『弱いニーチェ』(以上、筑摩書房)、『群島の文明と大陸の文明』『韓国の行動原理』(以上、PHP研究所)などがある。

【研究事業：歴史学ブランチ】

ミニシンポジウム

「前近代朝鮮における大陸外交の「型」形成
—そしてファクターとしての日本—」

2024年12月15日

九州大学では、人文科学研究院・比較社会文化研究院の歴史学系教員を運営委員として毎年12月に九州史学会を開催し、その1部会として全国的にも珍しい朝鮮学部会をおいている。九州大学韓国研究センター韓国国際交流財団助成事業〈「世界史」の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究—〉の歴史ブランチでは、韓国前近代の国際関係の意義を新たな視点で捉え直し、これを社会に問うべく、一般教養書の刊行をめざしているが、その準備作業の一環として、標記のシンポジウムを朝鮮学部会の「特集」として共同開催した。そこでは、古代、中世、近世の各時代の事象をとりあげ、大陸王朝との関係に特徴的な「型」やパターンが生み出される様相を模式的に解説し、その背景として特に日本との関係に注目した。

- ・日 時：2024年12月15日（日）
- ・場 所：九州大学伊都キャンパス イースト1号館 A118教室
- ・共 催：九州史学会朝鮮学部会
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム

- | | |
|------|--|
| 第1報告 | 井上 直樹（京都府立大学文学部 教授）
「二正面作戦を回避せよ—古代東アジア世界における高句麗の外交・軍事戦略—」 |
| 第2報告 | 森平 雅彦（九州大学人文科学研究院 教授）
「はじき出されず、呑み込まれず—モンゴル帝国の覇権と高麗—」 |
| 第3報告 | 鈴木 開（明治大学文学部 准教授）
「不都合な真実—朝鮮・後金関係と「交隣」の行方—」 |

井上報告では、西方に大陸の諸王朝、南方に百済、新羅、倭といった競合勢力を控えた高句麗が、4世紀の広開土王以来、西方と南方で同時に緊張状態に陥ることを避ける二正面作戦回避策を採用して、繰り返し襲ってくる対外的危機を250年近く克服し続け、しかしそれが7世紀半ば、唐・新羅連合の成立によって破綻するとともに滅亡していく過程を描いた。

森平報告では、13世紀半ばから14世紀半ばにかけて、ユーラシア大陸を席卷したモンゴル帝国に服属した高麗が、生き残りをかけて王室間の通婚、王子の皇帝親衛隊（ケシクテン）参加、国王のモンゴル高級官職（征東行省丞相）獲得など、モンゴルの体制への一体化による地位上昇を志向する一方、独自の王国体制や支配層の存立基盤が解体されて完全に吸収・一体化されるのを回避する駆け引きを展開したこと。帝国への内部化／帝国からの外部化という相反するベクトルを同時に促進する駆け引き材料として、モンゴルに対し

て敵性勢力であり続けた日本の「脅威」をたくみに利用したことを図式化して示した。

鈴木報告では、冊封・朝貢関係の「典型」とみなされがちな清と朝鮮の関係が、清の前身である17世紀前半の後金の段階では成立しておらず、当初は「交隣」関係が相互の交渉を通じて構築されていったこと。その際、朝鮮側では同時代の日本や琉球との関係を参照してそれとの整合性をとりつつ仕組みを整えていったこと。そしてその「交隣」関係は、後世君臣関係を結んだ朝清両朝の立場から、またそのような君臣関係に注目する研究者の観点からは「不都合」なものだったゆえに、歴史記録や研究のなかで不可視化される傾向にあったことを論じた。

個別発表の終了後にはフロアの聴衆と質疑応答をおこなったうえで、各報告者が朝鮮の大陸王朝との関係の捉え方について総括コメントを述べて閉会した。

【国際学術大会】

「九州地域韓国学拡散の現況と課題」

2024年12月24日

九州大学韓国研究センターでは、2024年12月24日（火）に仁荷大学校国際関係研究所と九州韓国研究者フォーラムとの共催で国際学術大会を開催した。

今回の国際学術大会は、仁荷大学校国際関係研究所と九州大学韓国研究センター及び九州地域の韓国学研究者たちとの持続的な学術交流の幕を開ける出発として、「九州地域韓国学拡散の現況と課題」というテーマで行われた。

- ・日 時：2024年12月24日（火）
- ・会 場：共創館Bカンファレンス
- ・使用言語：日本語・韓国語（日韓同時通訳提供）
- ・総合司会：木村 貴（福岡女子大学 教授）
- ・共 催：九州韓国研究者フォーラム、仁荷大学校国際関係研究所
- ・後 援：韓国学中央研究院

□プログラム：

13：00～13：30 開会式

- ・開会の辞：李 振翎（仁荷大学校国際関係研究所長）
- ・歓迎の辞：出水 薫（九州大学韓国研究センター長）
- ・事業紹介：邢 思遙（仁荷大学校）

「韓国学拡散の現況と課題：仁荷大学 K 学術拡散事業を中心に」

13：30～15：10 第1セッション

日韓協力の中の韓国学：現況と発展方向

司会：金 ソンジン（徳成女子大学）

- ・発表1 宋 錫源（慶熙大学校）

「日韓協力の必要性と可能性」

討 論：緒方 義広（福岡大学）

- ・発表2 高 選圭（福島学院大学）

「韓国の IT・デジタル政府技術とグローバル共有」

討 論：池田 大輔（九州大学）

- ・発表3 金 スウォン（韓国外国語大学）

「韓国の博物館外交」

討 論：溝内 亮祐（北九州市立大学）

15：10～15：30 コーヒーブレイク

15:30 ~ 17:10 第2セッション

九州(地域)・社会と文化・次世代の課題

司会：辻野 裕紀(九州大学)

・発表1 新里 喜宣(長崎外国語大学)
「大韓民国第20代大統領選挙の巫俗言説」

討 論：李 源東(仁荷大学校)

・発表2 出水 薫(九州大学)
「[ポスト1965年体制]の定義と時期区分について：日本語圏での概説書の検討」

討 論：李 承宰(仁荷大学校)

・発表3 申 明直(熊本学園大学)
「地域循環共生圏と持続可能な多文化共生農村：
ローカルフェアトレードによるオルタナティブ公共圏の構築」

討 論：ヤン・ミナ(中央大学校)

17:10 ~ 17:30 閉会式

・閉会の辞：出水 薫(九州大学韓国研究センター長)
李 振翎(仁荷大学校国際関係研究所長)

今回の国際学術大会を共催した、仁荷大学校国際関係研究所の李振翎所長、九州大韓国研究センターの出水薫センター長、九州韓国研究者フォーラムの代表を務めている平井一臣先生の開会の辞・歓迎の辞とともに始まった開会式では、立命館アジア太平洋大学・総田芳憲先生の祝辞に加えて仁荷大学校国際関係研究所側の事業紹介も行われ、韓国学拡散のために展開されてきた様々な活動の現況と課題を共有することができた。



開会式に続いて行われた2つのセッションは、各々「日韓協力の中の韓国学：現況と発展方向」と「九州（地域）・社会と文化・次世代の課題」というテーマで進められた。各セッションでは韓国側と日本側の発表者及び討論者による研究報告と討論が行われた。日韓関係や日韓協力に関する総合的な観点の議論だけでなく、文化財やITに至る多様なテーマが提示され、それに対する討論を通じて極めて興味深く示唆に富んだ意見が交換される貴重な時間であった。特に、九州という地域だからこそできる韓国学の可能性に対する認識を、当日の学術会議での発表及び討論を通じて参加者皆で共有できたことは、今回の共同学術会議における最も大きい収穫だと言える。

九州地域の韓国学研究者との学術交流に対する期待と定期的な学術会議の開催を約束しながら、今回の国際学術大会は成功裡に終わった。



九州地域 韓国学拡散の現況と課題

共創館 B カンファレンス

2024年12月24日(火)/13:00 - 17:30

使用言語: 日韓同時通訳

共催: 仁荷大学校国際関係研究所、九州大学韓国研究センター、九州韓国研究者フォーラム

後援: 韓国学中央研究院

区分	時間	内容
<開会式>	13:00 - 13:30	<全体司会> 木村真 (福岡女子大学) <開会の辞> 李錫禧 (仁荷大学校国際関係研究所長) <歓迎の辞> 出水薫 (九州大学韓国研究センター長) 平井一臣 (九州韓国研究者フォーラム代表) <祝辞> 総田芳憲 (立命館アジア太平洋大学) <事業紹介> 邢思通 (仁荷大学校) - 韓国学拡散の現況と課題: 仁荷大学校K学術拡散事業を中心に
<第1セッション> 日韓協力の中の韓国学 : 現況と発展方向	13:30 - 15:10	<司会> キム・ソンジン (徳成女子大学校) <発表> 宋鐘源 (慶熙大学校) - 日韓協力の必要性と可能性 高蓮圭 (福島学院大学) - 韓国のIT, デジタル政府技術とグローバル共有 キム・スウォン (韓国外国語大学校) - 韓国の博物館外交 <討論> 鎌方義広 (福岡大学) 池田大輔 (九州大学) 溝内亮祐 (北九州市立大学)
<コーヒーブレイク>	15:10 - 15:30	
<第2セッション> 九州(地域)・社会 と文化・次世代の課題	15:30 - 17:10	<司会> 辻野裕紀 (九州大学) <発表> 新里書宣 (長崎外国語大学) - 大韓民国第20代大統領選挙の巫俗言説 出水薫 (九州大学) 「ポスト1965年体制」の定義と時期区分について: 日本語圏での概説書の検討 申明直 (熊本学園大学) - “地域循環共生圏と持続可能な多文化共生農村: ローカルフェアトレードによるオルタナティブ公共圏の構築” <討論> 李潭東 (仁荷大学校) 李承宰 (仁荷大学校) ヤン・ミナ (中央大学校)
<閉会式>	17:10 - 17:30	<開会の辞> 李錫禧 (仁荷大学校国際関係研究所長) <記念撮影>

【研究事業：文学 / 言語学ランチ講演会】

兼若逸之先生講演会

チェサ
「韓国の祭祀文化とその変容」

2025年1月21日

九州大学韓国研究センターでは2025年1月21日（火）に、兼若逸之先生（元東京女子大学教授）をお招きして、講演会「韓国の祭祀文化とその変容」を開催した。

今回の講演は韓国の祭祀文化をテーマとして扱ったもので、祭祀の構成要素および実際に祭祀が行われる順序、祭祀における規則などについての詳細な紹介が行われた。それとともに、韓国の族譜や伝統的な作名に用いられてきた規則など、祭祀を含めて幅広い文化的な題材も扱われた。また、今日の韓国の祭祀文化が見せている多様な変化の様相に関する議論では、単に祭祀文化だけでなく、韓国の社会および文化が経験してきた変化の方向に対する批判的な洞察はもちろん、これからの変化の行方に関する示唆についても貴重な意見を伺うことができた。

平日の遅い時間にかかれた講演会にもかかわらず、韓国語および韓国文化に対する豊富な経験と高い関心を持っている方々が多数参加し、深みのある講演が可能であった。

- ・日 時：2025年1月21日（火）
- ・場 所：JR博多シティ10階会議室
- ・講演者：兼若 逸之先生（元東京女子大学教授）
- ・司 会：辻野 裕紀（韓国研究センター副センター長）
- ・主 催：九州大学韓国研究センター
- ・後 援：韓国国際交流財団

□講演者プロフィール

兼若 逸之（かねわか・としゆき）

国際基督教大学卒業、延世大学校文科大学院博士課程修了、文学博士。誠信女子大学校副教授、二松学舎大学助教授を経て、東京女子大学教授を務める。現在、韓国文化院世宗学堂運営委員。NHK テレビ、ラジオ「ハングル講座」担当、2012年韓国政府よりハングル発展有功者として宝冠文化勲章受勲。ハングル1000万人運動を提唱。





韓国の祭祀文化とその変容

〈チェサ〉の

定員70名
先着順

2025年1月21日(火) 会場 JR博多シティ10階会議室
19時～21時(開場:18時30分)



講師
兼若 逸之先生(元東京女子大学教授)

Profile

国際基督教大学卒業、延世大学校文科大学院博士課程修了、文学博士。誠信女子大学校副教授、二松学舎大学助教授を経て、東京女子大学教授を務める。現在、韓国文化院世宗学堂運営委員。NHKテレビ、ラジオ「ハングル講座」担当、2012年韓国政府よりハングル発展有功者として宝冠文化勲章受勲。ハングル1000万人運動を提唱。

司会: **辻野 裕紀**(九州大学韓国研究センター副センター長)

主催:九州大学韓国研究センター 後援:韓国国際交流財団

申込先:URL若しくはQRコードよりお申し込みください URL:<https://forms.gle/Vs2z1AZ72bJK9q3a6>

問合せ先:九州大学韓国研究センター TEL:092-802-2027 Email:intlkrcks.uok@jimu.kyusyu-u.ac.jp



※本講演会は、韓国国際交流財団による助成を受け現在進行中の研究事業『『世界史』の中の韓国:その構造変動に関する総合的研究』の一環として開催されます。

【研究事業：経済学ブランチ研究会】

「世界史における韓国経済：過去・現在・未来」

2025年1月25日

2025年1月25日（土）に、九州大学韓国研究センター主催の研究会を開催した。

本研究会は、2023年度から遂行されている本センターの研究事業「『世界史』の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究」における経済学ブランチプロジェクトの一環として開催されたものである。

韓国農業の変容と現代の諸相をメインテーマとして行われた本研究会では、韓国における茶産業とその振興を目的とする教育に関する報告、及び、韓国の穀物自給率の低下とその対策についての報告がなされた。

コメンテーターや、出席者の甲斐論（中村学園大学 顧問）、藤川昇悟（西南学院大学 教授）との間で、韓国農業の現状について、活発な議論が交わされた。また、今後の研究についても建設的な意見交換がなされた。

- ・日 時：2025年1月25日（土）
- ・会 場：九州大学西新プラザ
- ・司 会：水野敦子（九州大学大学院 経済学研究院 准教授）
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム：

14：00～14：10	開会
14：10～15：10	第1報告 「韓国における茶の高付加価値化と茶文化教育」 ・田村 善弘（長崎県立大学 教授）
15：10～15：30	休憩
15：30～16：30	第2報告 「韓国における食糧作物の育成政策と課題」 ・黄 在顕（韓国東国大学校 教授）
16：30～16：50	休憩
16：50～17：50	コメント・討論 ・深川 博史（東海大学 教授）
17：50～18：00	閉会



【研究事業：教育学ブランチ研究会】

「1990年代以降の日韓の教育政策を世界的潮流の中に読み解く」

2025年2月16日

2025年2月16日（日）に、九州大学韓国研究センター主催の研究会をオンラインで開催した。

本研究会は、2023年度から遂行されている本センターの研究事業「『世界史』の中の韓国—その構造変動に関する総合的研究」のなかで、教育学ブランチの企画による第4回の研究会として開催された。今回の研究会では、芝浦工業大学の田中友佳子先生と韓国昌信大学の李河姫先生による報告が行われ、指定討論者の長崎外国語大学の朴永奎先生、九州産業大学の鄭修娟先生からの問題提起を皮切りにフロアも交えて活発な議論が交わされた。研究会の概要は以下の通りである。

- ・日 時：2025年2月16日（日）
- ・会 場：オンライン開催
- ・司 会：元兼正浩（九州大学大学院 人間環境学研究院 教授）
- ・後 援：韓国国際交流財団

□プログラム：

- | | |
|-------|--|
| 9：00 | 開会（企画者挨拶） |
| 9：05 | 第1報告 田中友佳子（芝浦工業大学システム理工学部 准教授）
「孤児養育の科学化の日韓比較—死亡率から愛着形成へ」 |
| 9：45 | 指定討論 朴永奎（長崎外国語大学 教授）・質疑応答 |
| 10：15 | 休憩 |
| 10：30 | 第2報告 李河姫（昌信大学幼児教育科 助教授）
「中学生の仲間関係における SNS 利用の意味」 |
| 11：10 | 指定討論 鄭修娟（九州産業大学 専任講師）・質疑応答 |
| 11：40 | 全体討論 |
| 12：00 | 閉会 |

第1報告

田中友佳子（芝浦工業大学システム理工学部 准教授）

- ・「孤児養育の科学化の日韓比較—死亡率から愛着形成へ」

第1報告では、孤児養育の「科学化」の内実について医科学、衛生学、栄養学、精神医学などの側面での議論が扱われた。そして「孤児」を通して子ども像や家族、社会を把握することの可能性と限界に関する内容も議論された。また、植民地教育史を韓国の歴史の中でどう捉えるのかという問題意識に基づいた議論も

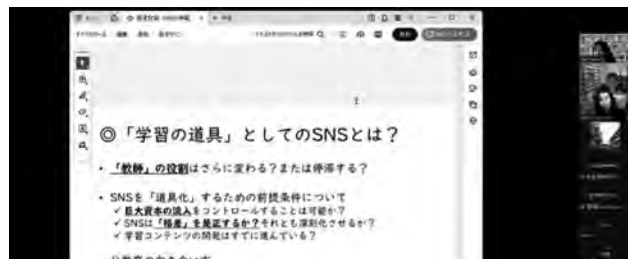
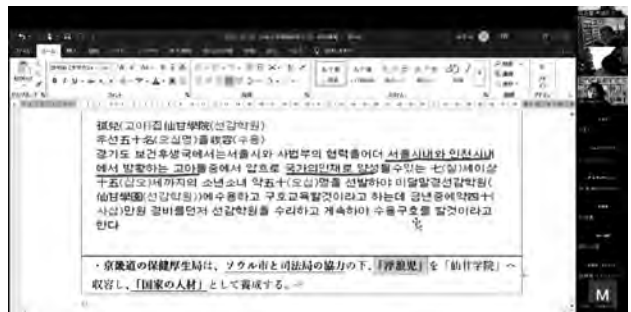
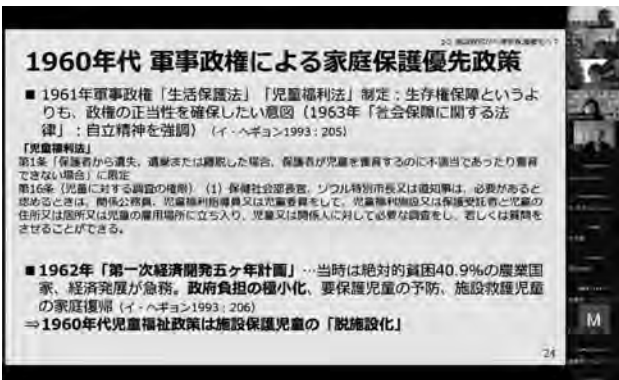
展開され、歴史的展開において「連続」する日本に対し「断続」する韓国の取扱いについての議論が行われた。それ以外にも、孤児と「不良児」「浮浪児」の区別、「縁故者」、多様な状況だった施設に対する評価（自給自足・自治）についての議論や、基督教児童福祉会（CCF）など基督教を中心とする外援団体、施設収容に対するホスピタリズムや愛着理論における日韓の共通点や相違点などが質疑応答のなかで議論された。

第2報告

李 河姫（昌信大学幼児教育科 助教授）

・「中学生の仲間関係における SNS 利用の意味」

第2報告では、中学生の仲間関係における SNS 利用をめぐる議論が主な内容であった。先行研究では量的調査により、SNS 依存の状況をいかに改善するかに関心が置かれているが、本研究は SNS を「文化生成」に利用している青少年の現状の評価に注目することである。本報告では、サブカルチャーを作ることは若者文化の特徴だが、犯罪に踏み込むケースがあることも指摘されながら、アナログ時代を知らない「アルファ世代」の仲間関係づくりの特徴をどう捉えるか、仲間関係に影響する要因（地域教育文化、学校環境）をどう統制して研究するか、といった問題提起も行われた。また、討論・質疑応答の中では、リアルに居場所のない子どもたちにとっての逃げ場としての SNS 空間と、SNS で「仲間」関係は広がるのか狭まるのか、葛藤する子どもの存在についての議論を含めて、「学習の道具」として SNS を活用することに対する公教育の課題についてなど幅広い議論が展開された。



2024年度韓国研究センター活動

2024年度

- 4月 1日 第7代韓国研究センター長に出水薫教授就任
- 4月16日 第26回 韓国研究センター研究戦略会議
- 4月26日 第27回 韓国研究センター研究戦略会議
- 5月13日 第1回 韓国研究センター委員会（書面回議）
- 5月18日 研究事業（「ポスト1965年体制」研究プロジェクト）：研究会開催（共催：九州韓国研究者フォーラム）
- 5月24日 第28回 韓国研究センター研究戦略会議
- 6月 3日 第2回 韓国研究センター委員会
- 6月11日 第29回 韓国研究センター研究戦略会議（書面回議）
- 6月15日 研究事業（「ポスト1965年体制」研究プロジェクト）：研究会開催（共催：九州韓国研究者フォーラム）
- 7月 1日 第3回 韓国研究センター委員会（書面回議）
- 7月 6日 研究事業（「ポスト1965年体制」研究プロジェクト）：研究会開催（共催：九州韓国研究者フォーラム）
- 7月30日 第30回 韓国研究センター研究戦略会議（書面回議）
- 8月21日 第4回 韓国研究センター委員会（書面回議）
- 8月24日 研究事業（教育学ブランチ）：「1990年代以降の日韓の教育政策を世界的潮流の中に読み解く」研究会開催
- 9月28日 国際学術大会「日韓市民連帯の過去と現在」開催（共催：九州韓国研究者フォーラム、アジアの平和と歴史研究所）
- 10月 7日 第31回 韓国研究センター研究戦略会議（書面回議）
- 10月10日 研究事業（文学／言語学ブランチ）：講演会「韓国語と日本語の似ているところ：古典語、方言、類型論の観点から」（講師：黒島規史）開催
- 10月10日 第5回 韓国研究センター委員会（書面回議）
- 10月19日 研究事業（「ポスト1965年体制」研究プロジェクト）：研究会開催（共催：九州韓国研究者フォーラム）
- 10月26日 研究事業（文学／言語学ブランチ）：講演会「韓国文学の魅力」（講師：古川綾子）開催
- 10月29日 研究事業（「ポスト1965年体制」研究プロジェクト）：国際合同研究会「「ポスト1965年体制」研究一日韓関係の過去と現在」開催（共催：九州韓国研究者フォーラム、ソウル大学日本研究所、ソウル大学国際学研究所）
- 11月 7日 九州大学アジアウィーク企画講演会「K-POPの時代を語る」（講師：山本浄邦）開催（共催：九州韓国研究者フォーラム）
- 11月 9日 研究事業（「ポスト1965年体制」研究プロジェクト）：九州大学アジアウィーク企画シンポジウム「韓国におけるメディアと人権」開催（共催：九州韓国研究者フォーラム、九州大学アジア・オセアニア研究教育機構社会クラスター）
- 11月16日 外国人訪問研究員受け入れ：李ヘレン教授（延世大学）

- 11月22日 第32回 韓国研究センター研究戦略会議
- 11月23日 研究事業（文学 / 言語学ブランチ）：講演会「世界哲学としての韓国美」（講師：小倉紀蔵）
開催
- 12月05日 第6回 韓国研究センター委員会
- 12月15日 研究事業（歴史学ブランチ）：シンポジウム「九州大学と1980年代」開催（共催：九州史学会朝鮮学部会）
- 12月24日 国際学術大会「九州地域韓国学拡散の現況と課題」開催（共催：九州韓国研究者フォーラム、仁荷大学校国際関係研究所）

2025年

- 1月 1日 外国人訪問研究員受け入れ：白晙旻教授（崇実大学）
- 1月14日 第33回 韓国研究センター研究戦略会議（書面回議）
- 1月21日 研究事業（文学 / 言語学ブランチ）：講演会「韓国の祭祀文化とその変容」^{チエサ}（講師：兼若逸之）
開催
- 1月25日 研究事業（経済学ブランチ）：研究会「世界史における韓国経済：過去・現在・未来」開催
- 2月16日 研究事業（教育学ブランチ）：「1990年代以降の日韓の教育政策を世界的潮流の中に読み解く」研究会開催
- 2月17日 第34回 韓国研究センター研究戦略会議
- 2月21日 第35回 韓国研究センター研究戦略会議（書面回議）
- 3月 3日 第7回 韓国研究センター委員会

2024년도 한국연구센터 활동 목록

2024년

- 4월 1일 제7대 한국연구센터 센터장 이즈미 가오루 교수 취임
- 4월16일 제26회 한국연구센터 연구전략회의
- 4월26일 제27회 한국연구센터 연구전략회의
- 5월13일 제1회 한국연구센터 위원회의 (서면회의)
- 5월18일 연구사업 (「포스트 1965년 체제」 연구 프로젝트): 연구회 개최 (공동개최: 규슈한국연구자 포럼)
- 5월24일 제28회 한국연구센터 연구전략회의
- 6월 3일 제2회 한국연구센터 위원회의
- 6월11일 제29회 한국연구센터 연구전략회의 (서면회의)
- 6월15일 연구사업 (「포스트 1965년 체제」 연구 프로젝트): 연구회 개최 (공동개최: 규슈한국연구자 포럼)
- 7월 1일 제3회 한국연구센터 위원회의 (서면회의)
- 7월 6일 연구사업 (「포스트 1965년 체제」 연구 프로젝트): 연구회 개최 (공동개최: 규슈한국연구자 포럼)
- 7월30일 제30회 한국연구센터 연구전략회의 (서면회의)
- 8월21일 제4회 한국연구센터 위원회의 (서면회의)
- 8월24일 연구사업 (교육학 부문): 「1990년대 이후 한일 교육정책과 세계적 조류」 연구회 개최
- 9월28일 국제학술대회 「한일 시민연대의 과거와 현재」 개최 (공동개최: 규슈한국연구자포럼, 아시아 평화와역사연구소)
- 10월 7일 제31회 한국연구센터 연구전략회의 (서면회의)
- 10월10일 연구사업 (문학 / 언어학 부문): 강연회 「한국어와 일본어의 비슷한 부분: 고전어, 방언, 유형론의 관점에서」 (강연자: 구로시마 노리후미) 개최
- 10월10일 제5회 한국연구센터 위원회의 (서면회의)
- 10월19일 연구사업 (「포스트 1965년 체제」 연구 프로젝트): 연구회 개최 (공동개최: 규슈한국연구자 포럼)
- 10월26일 연구사업 (문학 / 언어학 부문): 강연회 「한국문학의 매력」 (강연자: 후루카와 아야코) 개최
- 10월29일 연구사업 (「포스트 1965년 체제」 연구 프로젝트): 국제합동연구회 「「포스트 1965년 체제」 연구 - 한일관계의 과거와 현재」 개최 (공동개최: 규슈한국연구자포럼, 서울대학교 일본연구소, 서울대학교 국제학연구소)
- 11월 7일 규슈대학 아시아워크 기획 강연회 「K-POP 시대를 말하다」 (강연자: 야마모토 조호) 개최 (공동개최: 규슈한국연구자포럼)
- 11월 9일 연구사업 (「포스트 1965년 체제」 연구 프로젝트): 규슈대학 아시아워크 기획심포지엄 「한국의 미디어와 인권」 개최 (공동개최: 규슈한국연구자포럼, 규슈대학아시아·오세아니아연구 교육기구사회클러스터)
- 11월16일 외국인 방문연구원 수용: 이헬렌 교수 (연세대학교)
- 11월22일 제32회 한국연구센터 연구전략회의

- 11월23일 연구사업 (문학 / 언어학 부문): 강연회「세계철학으로서의 한국미」 (강연자 : 오구라 기조) 개최
- 12월 5일 제6회 한국연구센터 위원회의
- 12월15일 연구사업 (역사학 부문): 심포지엄「규슈대학과 1980년대」 개최 (공동개최 : 규슈사학회 조선학부회)
- 12월24일 국제학술대회「규슈지역 한국학 확산의 현황과 과제」 개최 (공동개최 : 규슈한국연구자포럼, 인하대학교 국제관계연구소)

2025년

- 1월 1일 외국인 방문연구원 수용 : 백경민 교수 (송실대학교)
- 1월14일 제33회 한국연구센터 연구전략회의 (서면회의)
- 1월21일 연구사업 (문학 / 언어학 부문): 강연회「한국의 제사문화와 그 변용」 (강연자 : 가네와카 도시유키) 개최
- 1월25일 연구사업 (경제학 부문): 연구회「세계사에 있어서의 한국 경제 : 과거, 현재, 미래」 개최
- 2월16일 연구사업 (교육학 부문): 「1990년대 이후 한일 교육정책과 세계적 조류」 연구회 개최
- 2월17일 제34회 한국연구센터 연구전략회의
- 2월 21일 제35회 한국연구센터 연구전략회의 (서면회의)
- 3월 3일 제7회 한국연구센터 위원회의

韓国研究センター年報 編集委員会規程

韓国研究センター年報編集委員会申し合わせ

令和4年12月6日 センター委員会議決
改定 令和6年6月3日 センター委員会議決

1. 設置

韓国研究センター年報（以下、センター年報）を編集するために、韓国研究センターのチームとして年報編集委員会（以下、編集委員会）を置く。

2. 構成

編集委員会は、センター長、副センター長、当該年度特集担当者、次年度特集担当者、学術研究員をもって構成し、センター長が主宰する。

3. 特集担当者

センター年報の特集担当者は、センター教員および研究プロジェクト学内アドバイザーの中から、戦略会議で論議し、候補者の意向を踏まえた上で指名する。戦略会議は毎年度、最初の開催時に、3年後の特集担当者の指名、ならびにすでに指名した当年度と翌年度の特集担当者の確認を、おこなわなければならない。

4. 開催

センター年報は、編集委員会を開催しなければ発行できない。主宰者であるセンター長は、センター年報の発行までに2回以上、編集委員会を招集・開催しなければならない。

附記

本申し合わせは令和4年12月6日から施行する。

附記

本申し合わせは令和6年6月3日から施行する。

韓国研究センター年報 Vol.25

2025年3月21日発行

編集発行 韓国研究センター年報編集委員会
〒819-0395 福岡市西区元岡744番地
TEL 092-802-2027

発行者 九州大学韓国研究センター

印刷 城島印刷株式会社